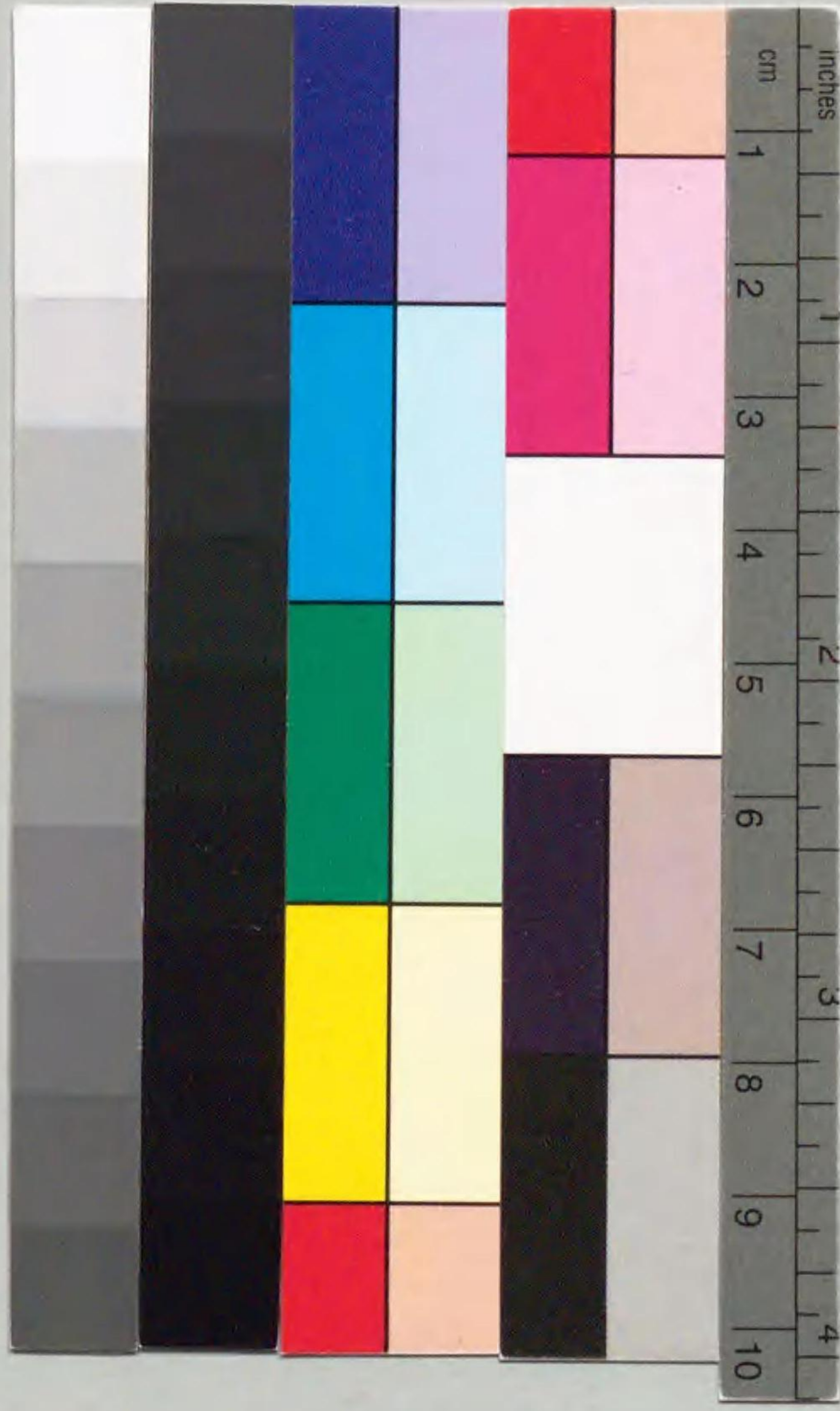
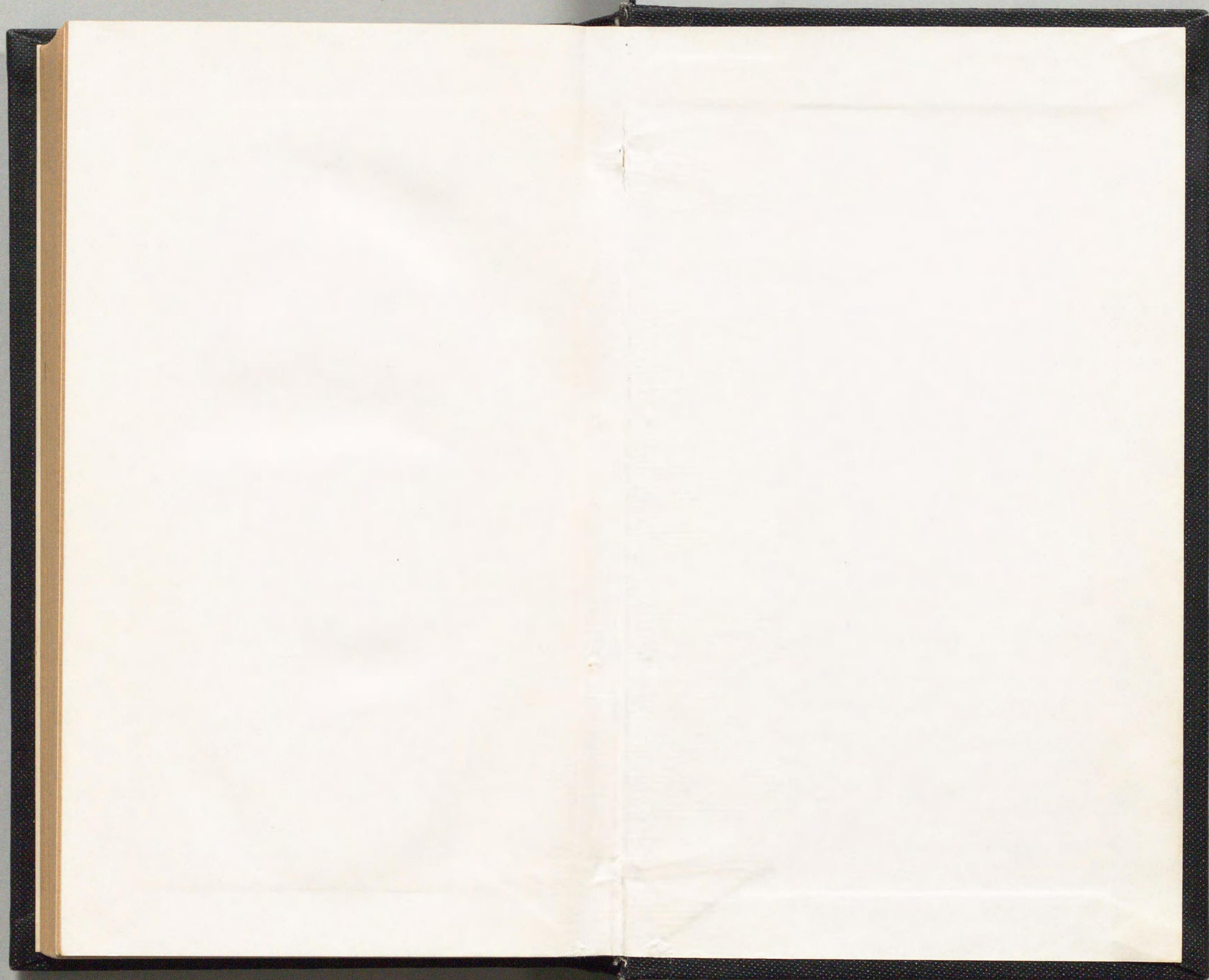


210.32
Ki126t



00212296





214N27

日本學術普及會第一期刊



歷史講

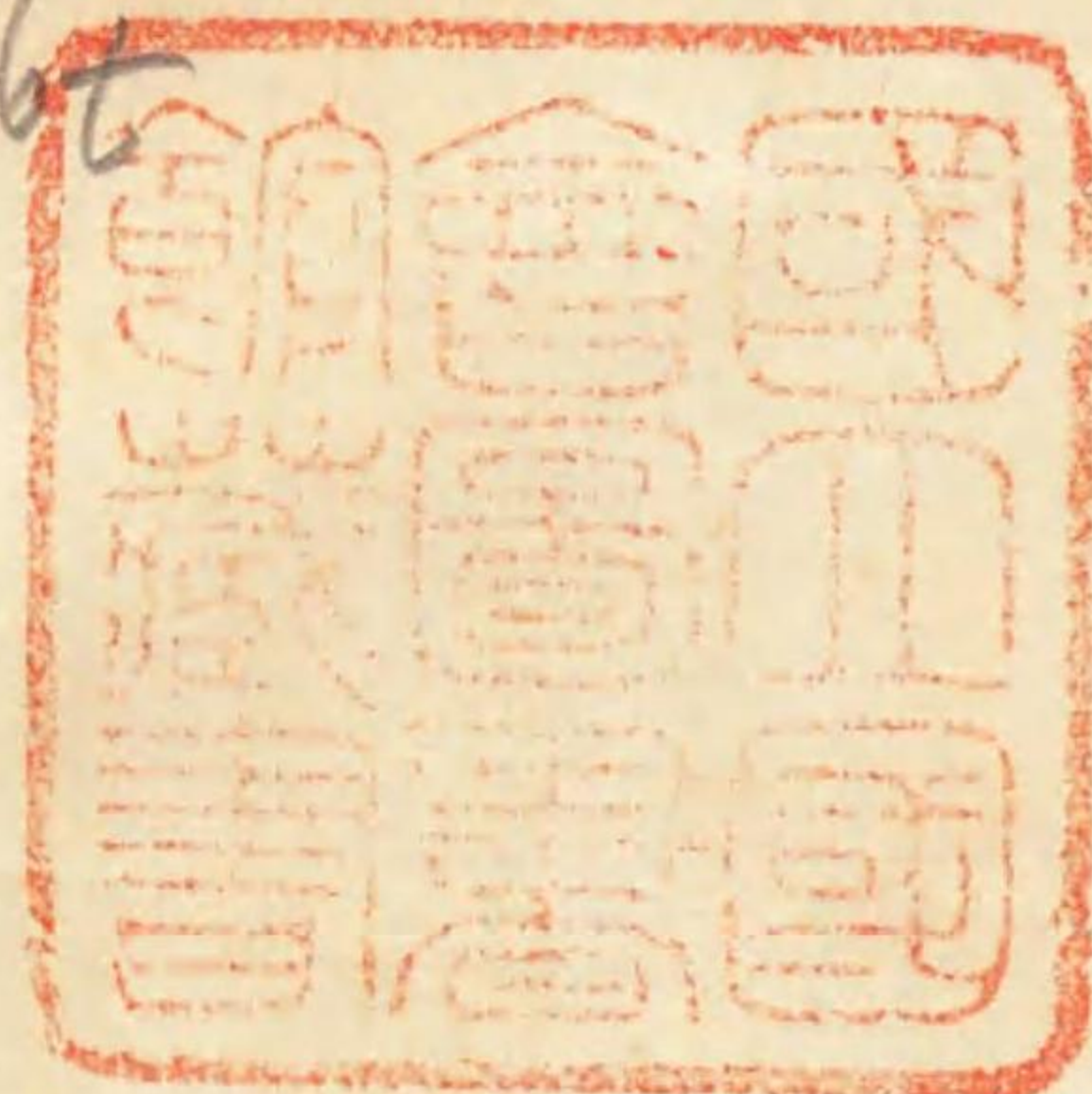
齋 帝

文學博士
喜田貞吉著

全

東京日本學術普及會發行

210,32
K1126



212296

凡例

一、本書は著者が多年心がけて調査したる歷朝帝都の沿革の主要を、一般讀書家に見易き様取り纏めて編纂したるものなり。されば専門史家の爲には物足らぬ所も多かるべし。但其大部分は既に、より／＼に「歴史地理」の誌上に發表したるものなれば、更に進んで精密なる研究を知り給はんと欲せらるゝ諸賢は、本書の末に掲げたる論文目録によりて、其の各編を見給はんことを希望す。其の未だ發表せざる新研究は、他日機を見て同誌上に掲載し、是正を請ふの期あるべし。

一、本書は今回日本歴史地理學會監督、日本學術普及會發行の歴史講座

凡例

一

第一編として發行すべく、急激なる督促のもとに、速記者荒浪市平君を煩はし、匆卒口授筆記せしめたるものにて、爲に順序を整へ、字句を推敲するの暇も乏しく、殊に僅に速記翻譯の修正を終えたる部分より、順次之を印刷所の手に附したれば、後に心付きたる所も、もはや之を訂正し得ざる場合あり、全編を通じて脱漏・重複少からず。是れ著者の深く以て遺憾とする所なり。若し幸に他日其の機を得ば、更に詳細なる史的考證を重ね、幾分にも完全に近づきたる「帝都誌」を公にして、本書の缺を補ふところあらんとす。

一、本書は帝都の沿革を記述し、著者自ら遺址を踏査して、其の實際を紹介するを目的としたれども、嘗に其の表面にあらはれたる史實の經

過と、地理の調査とを記述するに止まらず、傍亦裏面に潜在する因果の關係を尋ね、其の史的變遷を明にせんことをつとめたり。されば名は之を「帝都」と稱するも、實は帝都を中心とせる著者が古代史上の研究の一斑を公にせるものとす。

一、著者が既に「歴史地理」の誌上に發表せる所と、本書記する所と矛盾するものは、其後の研究により、本書を以て前者を訂正せるものとす。

大正四年八月

著者識

從駕吉野宮應詔二首

中臣朝臣入足

欲尋張翥跡、

幸逐河源風、

朝雲指南北、

夕霧正東西、

嶺峻絲響急、

谿曠竹鳴融、

將歌造化趣、

握素愧不工、

仁山狎鳳閣、

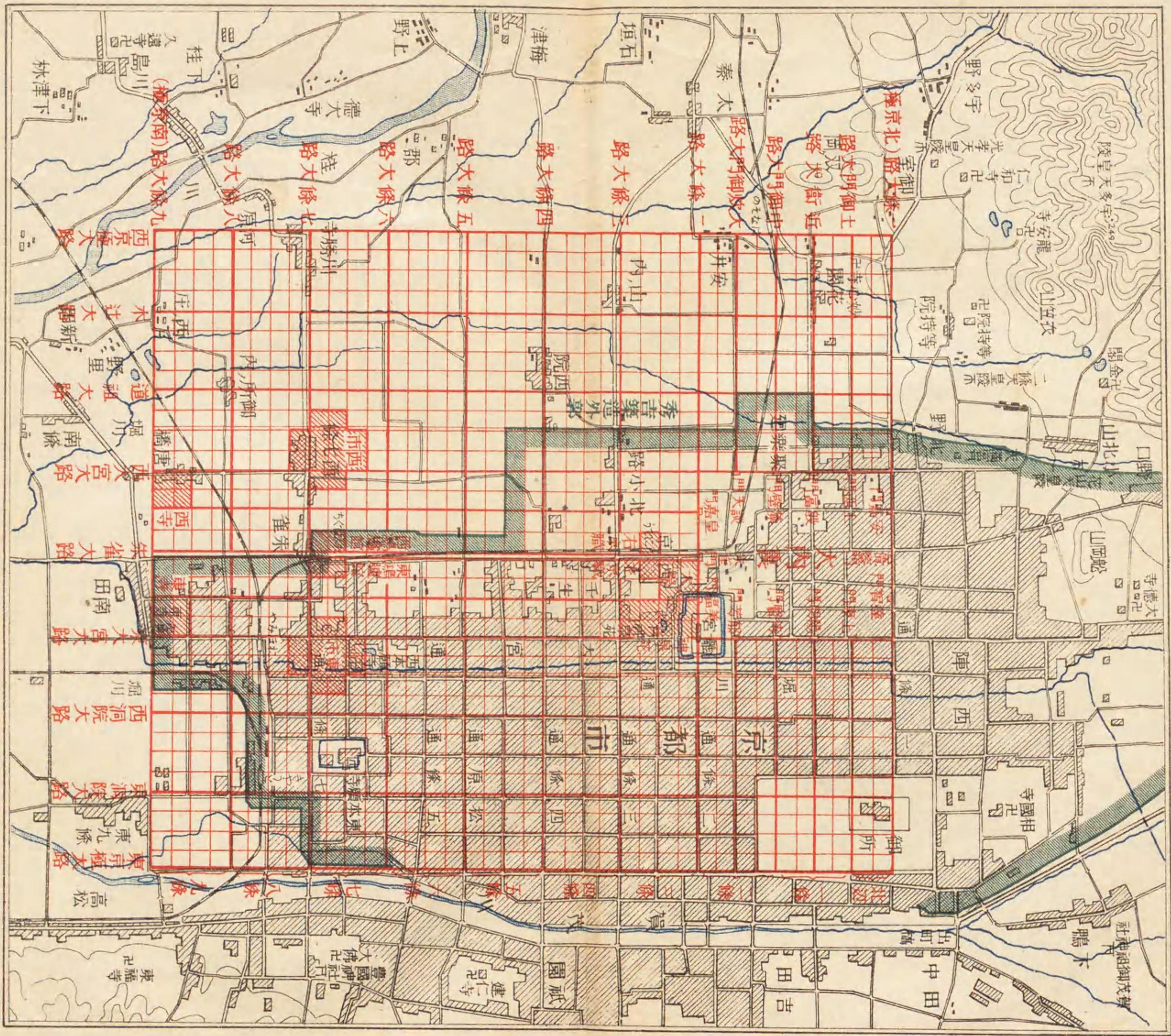
智水啓龍樓、

花鳥堪沈翫、

何人不淹留、

(懷風藻)

平安京地圖



尺之一分五

帝 都

目 次

第一章 古代に於ける帝都沿革の概説	一
一、古代に於ける頻繁なる遷都の事歴	一
二、遷都の理由に關する舊説の一、及び其の批評	四
三、遷都の理由に關する舊説の二、及び其の批評	八
四、古代に於ける遷都の眞意義(上)	一〇
五、古代に於ける遷都の眞意義(下)	一九
第二章 飛鳥京固定以前の帝都	二三

一、高千穂宮の傳説……………二二
 二、大和平野の諸宮(上)(神武—神功)……………二八
 三、大和平野の諸宮(中)(應神—繼體)……………三五
 四、大和平野の諸宮(下)(安閑—崇峻)……………四一
 五、飛鳥京固定以前の諸宮一覽表……………四三

第三章 飛鳥京

一、飛鳥の位置……………四九
 二、歸化漢人と飛鳥地方……………五三
 三、飛鳥京の沿革……………五七
 四、飛鳥京諸宮の位置……………六九
 五、飛鳥諸宮概説……………六九

ロ、豊浦宮

ハ、岡本宮と淨見原宮……………七二
 ニ、飛鳥板蓋宮……………七九
 ホ、飛鳥川原宮……………八一
 ヘ、小墾田宮……………八二
 五、飛鳥京内の諸宮一覽表……………八三

第四章 難波京

一、難波京概説……………八六
 二、難波地理の變遷……………八八
 三、長柄豊崎宮……………一〇二
 四、飛鳥復都後の難波京……………一〇七

五、難波の別宮……………一三

第五章 大津京……………一七

一、大津京沿革……………一七

二、大津宮の位置……………二一

三、廢都後の大津……………二三

第六章 藤原京……………二九

一、藤原宮の所在……………二九

二、藤原京の都制……………三三

三、藤原京の沿革……………四一

第七章 平城京……………四四

一、平城遷都の事情……………四四

二、平城の地理……………五一

三、平城の都制……………五四

四、平城京の沿革……………五七

第八章 平城京の條坊……………六六

一、平城京條坊設計の基準と其の廣表……………六六

二、古今尺度異同の研究……………七四

三、平城京内の道路と條坊の名稱……………八四

四、宮城……………八六

第九章 恭仁京附吉野・茅渟兩離宮、由義宮……………八九

一、恭仁京の地理……………一八九

二、恭仁遷都の事情……………一九〇

三、恭仁廢都の事情……………一九八

附載一、吉野離宮……………二〇四

附載二、茅渟離宮……………二〇七

附載三、由義宮……………二〇九

第十章 長岡京……………二二一

一、長岡遷都の疑問……………二二一

二、遷都表面の經過……………二二四

三、藤原種繼と長岡遷都……………二二七

四、桓武天皇と百濟王氏……………二二九

五、平城宮門の移建と長岡宮の規模……………二三一

六、長岡遷都の年時の疑問……………二四一

第十一章 平安京……………二四五

一、平安遷都の疑問と遷都表面の經過……………二四五

二、平安遷都の真相……………二五四

三、平安京の沿革……………二六六

四、平安京の都制……………二八三

第十二章 福原京……………三〇一

第十三章 東京奠都……………三〇八

圖在所都帝代歷





帝都

文學博士 喜田貞吉 著

第一章 古代に於ける帝都沿革の概説

一 古代に於ける頻繁なる遷都の事歴

掛まくも畏き代々の帝皇が、宮居して此處に天が下知ろし食し、大宮所は、前後其の數少きにあらざるも、其の名のみ傳はりて遺蹟は夙に世に忘れられ、遷都の由來顛末すら明ならぬものが甚だ多い。徳川時代の地誌、往々之を記するあるも、たゞ其の地の口碑、地名の類似等によるのみで、確な據とすべきもの少く、特志の人、

忘れられ
たる帝都
址

時に之に注意するも、單に舊説を踏襲するのみで、未だ之を明にするには足らなかつた。先年木村一郎といふ人頻りに之を憤慨し、大聲叱呼其の要を唱導したけれ共、氣の毒にも、事は志と副はず、今日に及んで居る。是れ我等の常に遺憾とするところ。乃ち之を實地に探り、僅に遺れる古書の記事に求めて、おほろけながらもこれが沿革を尋ね、以て祖宗の聖徳を忍び奉るのよすがともなれかしと祈る。

我等が古史を讀んで常に奇異に感ずるもの、一は、我邦の古代に於て、歴代の天皇大抵御代毎に遷都の事あり、時としては御一代間數度他に遷り給ふが如き記事の繰り返される事である。高天原の事は暫く措く。神代三世の間は筑紫日向の高千穂宮に在^まして、自から其の御領知の範圍も西南地方にのみ局限され、後の御代とは頗る趣を異にして居たから、是も暫く措く。神武天皇大和に遷り給ひて後、所謂人の代となりて、凡四十代の間は、殆ど代々遷都の事が繰り返され、時には御一代間數度の遷都の事さへ傳へられて居る。其の他は時に、山城・近江・河内・攝津等にも及ん

頻繁なる
遷都

帝都と大
和平野

で居るが、而も大抵は、常に大和平野の中を彼方此方と遷り代つたかの如く、傳へられて居るのである。此の地は神武天皇が尙高千穂宮に在^ました時に、「東方に美地あり青山四もに周^{めぐ}る、謂^{おも}ふに彼地は必ず以て天業を恢弘し、天下に光宅するに足るべし、蓋、六合の中心^{もなか}か、何ぞ就て都せざらんや。」と仰せられた所。當時は、政府の組織も頗る簡單で、威令の及ぶ範圍も比較的狭少であつたが爲に、自から遷都も容易に行はれた事であらう。世の中漸く進んで、政府の組織も次第に複雑になり、殊に漢土との交通起つて、直ちに彼の地の文明を輸入し、萬事規模宏大となるに及んで、遷都の事亦容易ならず、所謂飛鳥時代を現出して、こゝに飛鳥京の固定を見るに至つた。而も尙、遷都の風習は全く廢した譯では無い。同じ飛鳥の中にも屢都遷しの事が傳へられ、或は遠く他に遷らんと試みられた事もあつた。藤原京を経て平城京に至り、茲にはじめて帝都固定の實を挙げ、七代七十餘年の間相繼續するに至つたが、其の間にも亦、恭仁京・難波京・信樂京などに、一時遷都になつた事もある。桓

飛鳥京の
固定

平城京

武天皇に至つて一旦山城の長岡京に移られ、再び附近の平安京に御移りになつて、茲に始めて萬代不易を期するの帝都は成立した。併しながら、平安時代と雖其の初期に於ては、尙前代の遺風が存して、平城上皇は再び平城に遷都の計畫を試みられた事もあつた。其の後約三百七十年、一時平清盛が權力に任せて、外孫たる幼主安徳天皇を擁し、攝津の福原に急激なる遷都を強行した事はあつたけれども、是も唯暫時の事で、間もなく都は平安に復し、是より明治維新に至る迄約七百年、前後通じて一千七十有餘年間、平安京は繼續した。是れ併しながら一は政權武門に移りて、公家實力を失ひしにもよる事と思ふ。明治維新後皇威俄かに擴張して、茲に久し振りに東京奠都あり、以て今日の状態をなすに至つた。

二 遷都の理由に關する舊説の一及び其の批評

此の如き頻繁なる古代の遷都は抑々何によるか。解するものは曰く、古へは夫婦必

父子別居
の風と遷
都説

右の説の
批評

ずしも同居せず、妻は其の生家にありて夫こゝに通ひ、随つて其の妻の腹に生れたる子は、母の家に人となり、爲に父子亦必ずしも同居せざるの習慣があつた。皇室に於かせられても御同様で、新帝御即位後は其の從來住居したまひし場所が直ちに帝都となるのであると。斯くて其の適切なる證據として、應神天皇の皇太子稚郎子の菟道の宮が提出される。稚郎子の御生母は菟道の木幡の人であつた。而して其の所生の稚郎子皇子は菟道宮にましくゝた。されば此の皇子若し帝位に即き給はば、必ず菟道が帝都となつたであらうと言ふ。如何にも此の場合は常に然るべきである。併しながら、是は偶々見得るの例であつて、多くの場合必ずしもさうとは限らない。成程一般人民の間には、或る年代間妻を其の生家に置き、夫が之に通ふ習慣の行はれた事は有つたかも知れぬ。併し皇室の事は必ずしも之を以て推す事は出来ない。普通の場合に、天皇と皇后と宮を同じうし給ふ事は更にも言はず、他の後宮の御方々も、必ずしも御別居とは限らなかつた。允恭天皇の妃衣通姫は、皇后の御妬甚だ

衣通姫の
例

しかつたが爲に、宮中に近づけ給ふ事が出来ず、天皇之が爲に特に藤原宮を造つて、ここに置かれた。而も尙皇后の御妬已まず、爲に更に遠く和泉の茅渟宮ちのみのみやを作つて、之に移された實例が有る。此の事は、普通の場合皇后は勿論、皇妃の御方々も宮中若くは其の附近に住はせられた事を、反證するものとして宜からうと思ふ。更に進んで言はんに、果して論者の説の如くんば、同胞兄弟の天皇は、必ず宮を同じうせらるべき筈であるにも拘らず、一も斯の如きの例はない。又皇后が天皇と宮を同うしたまふ以上、其の所生の皇子御即位の場合には、必ず父天皇と同じ場所に於て、天下を知らしめ食すべき筈であるに、是れ亦常にさうでは無い。試みに一例を擧げんか。神武天皇の皇后伊須氣余理比賣いすけよりひめの御生家は佐井川の邊ほとりであつた。是は大和三輪の附近である。然るに天皇の崩後に於て、吾田あだの吾平津媛あひらつひめ所生の庶長子手研耳命たきみみは、却つて皇后の御生家たる佐井にありて、皇后所生の三皇子は、共に父天皇の都たる畝傍の地に在まましたと信ぜられて居た。是は手研耳命が此の三皇子を殺さうとせられた時に、

神武諸皇子の例

母后之を覺つて諷した歌に、

佐井川よ、雲立ち亘り、畝傍山

木の葉さやぎぬ風吹かんとす

と仰せられたので知る事が出来る。三皇子此の歌を聞いて母后の意を覺り、遂に手研耳命を殺されたと有る。此の傳説が果して事實なりや否やは別問題としても、ともかくも此の如き傳説を有したる古代の人民は、皇后所生の皇子が必しも皇后の生家に成長せずして、共に父天皇の宮まに在ました事ことの存在を信じて居つたに相違ない。斯くて其の皇子の中の御一方たる神渟名川耳尊かんながはみ即位されて、綏靖天皇と申される。而して天皇の御宮は、畝傍とは方角を異にした葛城の高岡宮であつた。是を以て之を觀れば、皇子は必ずしも其の御生母の生家に成長せず、又即位前の住所必しも帝都となるにあらざることとは明である。随つて此の説は、未だ以て遷都の理由を説明するに足らぬと言はなければならぬ。

三 遷都の理由に關する舊説の二及び其の批評

死穢の嫌
忌と遷都
説

又一説に、古語に「奥津棄戸」おきつすたへあり、古へは人死すれば、其の家を捨て、墳墓となし、別に新宮を營みて是に移る。帝都の御代毎に改まるも、畢竟之と同じ意味にて、極端に死穢を忌む習慣より、凶を去りて吉に就くものなりと解釋する。成る程後世にも斯の如き思想は存して、現に平城天皇の御即位の際の如き、其の大詔の文に「國家の恒例吉に就くの後、新宮に遷御す」とある。又百官奉答の文にも「亮陰の後更に新宮を建つ、古往今來以て故實となす」とある。而も此の理由は、未だ以て古代の頻繁たる遷都を解するに足らぬ。如何にも凶事のあつた舊い宮を捨て、新しい宮に就くといふ事は有り得べきである。併しながら、之が爲に其の場所をまでも變更せねばならぬ必要はない。平城天皇御即位の場合の如き、是は明かに宮殿改築を意味したもので、決して遷都の證とはならぬ。古代の實例に徴するに、御代の改まる

凶を去り
吉に就く
の風

共に都を遷した事蹟は多いけれ共、場合に依つては必ずしもさうとは限らない。現に景行天皇は、御代の晩年に近江の志賀高穴穗宮に御移りになつて、三年にして此宮で御崩れになり、而して御子の成務天皇は、同じ高穴穗宮に即位されて、御一代他に御移りにはならなかつた。更に仲哀天皇も、亦此の宮に即位されたものと察せられる。此の天皇は長門の豊浦(長)、筑紫の香椎の二箇所に於て、天下を知らし食されたとは古事記にあるけれども、是は或る特別理由の下に、一時御滞在になつた宮で、言はゞ行在所とも申すべきものである。天皇の都としては、矢張り引き續き志賀高穴穗宮であつたと申すが至當と思はれる。皇子麿坂・忍熊の二王が、神功皇后の歸朝を攝津に拒ぎ、後に忍熊王軍敗れて近江の瀬多に逃れたといふのも、矢張り志賀が帝都であつた事を示して居るのではあるまいか。して見れば、先帝の崩御の宮であるが故に、遠く其の地を離れなければならぬといふ事は、必ずしも事實では無い。

成務天皇
の例

第一章 古代に於ける帝都沿革の概説

其の他多くの場合に於て、新帝は舊宮に即位せられ、遷都は即位の後、時としては數年の後に、行はれるのが日本紀の傳ふる普通の例である。ひとり孝靈天皇が、新都に即位された事を傳ふるのはむしろ特別であつて、太古にあつては、一般には必ずしもさうではなかつた。果して然らば、凶があつた宮殿を改築する事と、帝都を他に遷す事とは、本來意味の違ふものである。前者を以て後者の理由となすは、妥當ならずと言はねばならぬ。

四 古代に於ける遷都の眞意義(上)

同一帝宮
の内遷都
は遷都か
謂ふべし
らず

然らば古代頻繁に行はれたる遷都は果して如何なる意義のものか。是には二た通りの場合の存在を認めなければならぬ。成る程古書の記する所、代々の天皇は各自其の名を異にしたる宮に於て、天が下を知ろし食されて居る。殊に日本紀には、明かに遷都の文字が常に繰り返されて居る。随つて遷都は極めて頻繁に實現したやうで

はあるが、實際之を地理上に就て觀察する時は、必ずしも常にさうとは言ひ難い。

宮名異にして其の所在は同一なる場合、往々にして存在する。精密に言へば多少其の場所を異にするものであつても、前代の宮と新宮と極めて近い處に營まれた場合に於ては、之を同一の帝都と言つて差支ない。何人か平安京大内裏と、京内諸所の里内裏とを以て、是れ別都なりとなすものがあらう。此の意味から言へば、大和平野に於ける代々の宮は、其の名はそれ／＼に異なりとも、之を概括すればほほ四五箇所の外に出でない事にならうと思ふ。唯景行・成務の兩帝が近江に都し、仁徳天皇の難波に都したまひし場合の如きは、是は眞の意味に於ける遷都であることを認めなければならぬ。

こゝに於て我等は、歷朝其の宮名を異にする事に就て、一の注意を拂はなければならぬ。昔の天皇には之を以て呼び奉るべき御諡が無い。さりとして天皇の御諡を直接に呼び奉る事の不敬は避けねばならぬ。そこで普通の場合、其の宮殿の名を以て天皇

同一帝宮
の内にも
名を異に
する理由
由に

の御名の代りに呼び奉つたやうである。故に、前後全く同一の宮居にして、別名を以て呼び難い場合には、前後を以て區別する。舒明天皇の飛鳥岡本宮に對して、齊明天皇を、後飛鳥岡本宮御宇天皇と申すの類是である。随つて又、實際上同一天皇にして數多の宮を有し給ひ、若くは御一代間數度遷都し給ひし御方であつても、是等數多の御宮の中で、特に其の天皇の御名の如く呼ばれたもののみが最も著しく、其名ひとり後世に傳はつて、他のお宮は往々にして世に忘れられ、全く傳はらなくなる。ことが多かつたらうと思ふ。後の事ではあるけれど、天武天皇は「都城宮室一處にあらす、必ず兩參を造らん」と仰せられた。是は古來の事實をお述べになつたものと思はれる。現に繼體天皇の如きは大和の磐余玉穗宮いはれのたまほのみやに在りましたが、又河内の樟葉宮くすはのみや、山城の弟國宮おとくにのみや、同じく筒城宮等に御遷都の事が日本紀に見えて居る。然るに古事記に於ては、此の君を磐余玉穗宮御宇天皇とのみ稱し奉りて、随つて古事記のみを以てしては、繼體天皇の御宮としては此の磐余宮のみしか傳はつて居ない。偶々日

都城宮室
一處にあ
らす

本紀に依つて、他にも御宮があつた事を知り得るのであるが、若し此傳が失はれたならば、繼體天皇のお宮としては、磐余宮のみとなるであらうと思はれる。又顯宗天皇・仁賢天皇の如きも、播磨に於て別宮を有せられて居つた。而も此の天皇の御名前いそのかみひろたかのみやの如くにして傳はつて居るものは、單に顯宗天皇には近飛鳥入鈞宮ちかつりすかのやつりのみや、仁賢天皇には石上廣高宮のみである。又是等とは反對に、成務天皇の御宮名は、景行天皇の晩年御遷都の志賀高穴穗宮の御名を、其のまゝに御用ひに成つて居るが、是は景行天皇の爲には纏向日代宮まきむくひのひしろのみやといふ御名があるが爲で、若しそれがなかつたならば、同一帝都であつたにしても、必ず成務天皇の爲に別名を呼び奉つたに相違ない。是等の實例から考察すれば、ただ一つの宮名のみを語り傳へられ給へる御方々にも、時としては二つ以上の宮殿を有し、若くは二度以上遷都された事の存在を認めなければならぬ場合が多からうと思ふ。

果して然らば、日本紀に於て仰山らしく遷都の文字を以て書きあらはされて居る

もの、中には、其の實遷都とは言ひ難く、却つて史に漏れたもの、中に、眞の遷都があつたかも知れない。遷都と言へないもので而も宮名を異にするものは、遷都ではなくして、其の實遷宮であらねばならぬ。是は唯舊い宮殿を捨て、新しい宮殿に遷られたといふ、極めて簡単な事實に外ならぬ事と思はれる。昔は至尊の宮殿と申しても、構造極めて簡單であつて、古語に「底岩根に宮柱太敷立、高天原に千木高知る」とある通り、柱は土を深く掘つて直接其の下部を土中に埋める、所謂掘立柱である。屋根を形成する用材の端は、高く屋外に突き出で、所謂千木高知るの状をなし、茅を以て之を覆ふといふ、極めて素樸簡單な物であつた。支那でも古代に、土階三等、茅茨剪らずなど言つて居るが、我に於ても之に比すべきもので、随つて此の如き建築物は、造る事も容易である代りに、勢ひ長く保存する事は出来ない。今日に於て伊勢の神宮は、依然として古代の形式を傳へたものと稱せられて居る。而して二十年に一度の御遷宮が今以て行はれて居る。此の二十年一度といふ事は、必

ずしも伊勢神宮にのみ限つた譯では無かつた。鹿島・香取・住吉などに於ても、昔は此の習慣が行はれた時代が有つた。是は所謂「底津岩根に宮柱太敷立、高天原に千木高知る」といふ流儀の建築法では已むを得ぬ事で、二十年といふとは、其の建築物の平均保存年限であつたであらうと察せられる。今日の伊勢神宮は、其の形式は古代のまゝ、であらうけれ共、建築には餘程手が込んで、鄭重な構造になつて居るに相違ない。それでも御遷宮の時期となる頃には、柱の根本は朽ち、屋根は壞れ、到底其の以上長く保存する事は出来ない御有様となる。かくて御遷宮の時となれば、舊宮は其の儘にして、別に他の場所に新しく宮を營み、此處に御靈代を遷し奉る。是れ今に以て實行されて居る所である。今日の如く土地の割合に人口が増殖し、宅地が不自由な時代には、已むを得ず、家屋改築の際には、先づ舊屋を毀はして、其の跡に新屋を建てるのが普通であるが、昔の如く到る處に土地が自由に選擇される時代に、此の如き不自由たらしい事をなす必要は無い。又構造が簡單で、容易に改築

新宮御造
營と遷都

古事記に
遷都の語
なし

も出来るし、材料も手に入り易い際に、舊屋を修繕して、それで辛抱するといふ必要はない。そこで普通の人民の住宅にしても、住み古した物は其儘に立ち朽らして、新しく適當なる場所を擇んで、そこに家を營んだ事と思はれる。今の伊勢神宮の御遷宮は正に是である。帝都の場合亦然りで、舊宮漸く破損に傾いたならば、更に適當の場所を選んで、茲に新殿を御造營になる。斯くて其の場所が前者と隔つて居たならば、是れ即ち直ちに遷都となる。當時の簡單なる組織の政府では、官僚之に伴うて其の地に移るも容易であつたに相違ない。斯くて宮名茲に改まり、後世より之を見れば、如何にも大仕事であつた様に解されるのである。又其の新宮が舊宮に近い場合には、同一治世間には名を改める事もなからうが、此の際御代が改まつたならば、其の新治世を表はすべく新宮名が命ぜられる。かくて此際にも遷都のあつたかの如くに考へられるのであるが、是等はいづれも遷宮たるに過ぎない。そこで比較的古代の倂を言ひ現はして居ると思はれる古事記に於ては、決して遷都と云ふ言葉を濫

用して居らぬ。某の帝は某の宮に於て天が下を知ろし食すといふ風に、常に書いてある。日本紀に於ては支那風の文字を用ひ、往々遷都の語を繰り返して居るが、是は必ずしも古い意味を言ひ現はしたものではない。

右の次第であるから、御治世の長い御方では、御一代間に二度若くは三度以上の御遷宮が行はれた事もあつたであらう。而も宮名はもと御治世を表はす爲に、天皇の御名の如くに用ひられたものなるが故に、宮は改まつても御一代間は普通の場合宮名は改まらなかつたであらう。又若し場所が離れて居て、宮名が改まつても、往々にして其の中の一つのみが、語部の口に残つた事であつたであらう。

太古に於いては神宮にても、必ずしも二十年御遷宮と限つた事では無かつたかも知れない。實際は二十年間保存される場合もあれば、三十年間保存される場合もあつて、必要にのぞみ御新築御遷宮があつたものであらうが、斯くては怠り勝となる虞があるので、平均して二十年といふ例が行はれたものと思はれる。帝都の場合に於

一代一宮
名

仁徳天皇
宮殿改築
の例

ても之と同じ事で、舊い御殿が損じて御改築を要する場合に、遷宮が行はれた事と思はれる。仁徳天皇は宮殿破損し、雨を漏らすに至つてなほ御改築をお許しにならなかつた。爲に聖帝と仰がれたが、これに就いて或る詮鑿家曰く、天皇若し隨時御修繕を命じ給はゞ、爲に大破となるに至らずして、民を煩はす事比較的少かつたであらうにと。而も是れ當時の實情を知らない批評である。

前代宮號
踏襲例

御代が變れば、其の時は舊宮未だ破れずと雖も、更に新宮を營まるべきは勿論であつて、茲に亦所謂遷都の事が行はれる。成務天皇の宮は必しも景行天皇崩御の其の同一宮殿でなければならぬ理由はない。而も同じく之を志賀高穴穗宮と申すは、前記の如く景行天皇の御治世を表はす爲には、纏向日代宮（まきびのひじろのみや）の名があつて、成務天皇の爲に別に新名を唱へる必要がなかつた爲であらう。

要するに古代に於ける遷都の多數は、唯宮殿改築といふ簡單な場合のもので、事々しく遷都といふべきものではない。其の宮名を異にするは、治世を表はす必要から後に然か呼んだもので、御代變りの時は勿論、其の以外にも、事實上遷都遷宮は屢々行はれたものであつたに相違ない。

五 古代に於ける遷都の眞意義(下)

眞の遷都

斯くは言ふもの、古代の遷都必しも改築の必要上より、隨時に行はれたもの、みではない。中には明かに政治上の意味があつて、立派に遷都と號すべきものも少くないのである。神武天皇が高千穂宮から大和に遷り給ひし事は更なり、爾後屢々大和平野以外の地に都を遷された場合に就いて考へるに、是には又、それ／＼特別の理由があつた事と思はれる。景行天皇の晩年に近江に移られた事は、此の天皇の御代に於て、日本武尊の武勇を以て、西は熊襲、東は蝦夷、其の他内地各所の荒ぶる神達を従へ、皇威が大に發展したが中にも、特に東北に於て著しき發展があつた。随つて東山・北陸の諸國と交通の便利のある、此の近江の湖畔の穴穗（今滋賀郡下坂本

景行天皇
の近江遷
都

仲哀天皇
臨時の都

仁德天皇
難波遷都

大和は帝
都の地

村の穴太で、唐崎附近は古への要津であつた。の地方を選んで、此處に都を定められたのは、確に時勢に適應したる御處置と察せられる。成務天皇は先帝の御代に擴張せられた大帝國を整理された御方で、随つて引續き此の宮に居られたのであつた。仲哀天皇の御一代は、熊襲親征の爲に便宜他の地方に臨時の都を定められた。神功皇后から引續き、應神天皇の大和に都を定められたのは、三韓が我邦に屬し、西の方にも事繁く、獨り東國にのみ重きを置く能はざる事情のあつたものと思はれる。斯くて仁德天皇に至り、難波高津宮に移られたのは、當時三韓との交通が漸く頻繁となり、随つて海路の此の要津を必要と認められたものと察せられる。此の難波津の宮の事は、必ずしも此の天皇に至つて始まつたのでは無い。先代の應神天皇も、既に難波大隅宮にましまし、一説には此の宮で崩ぜられたとさへ傳へられて居る。併しながら、大和は古代にあつて何處までも我が帝國の中心である。随つて時に都が他に移ることはあつても、再び復た舊の大和に歸られるのは、蓋し自然の趨勢であ

繼體天皇
數度の遷都

飛鳥の帝
都固定

大化の難
波遷都

つた。履中天皇が大和へ歸られて、神功皇后と同じく磐余いはれに都を定められたのは是が爲で、反正天皇に至つて河内の丹比たぢひに宮を營まれたのは、難波と大和との中間にあつて、交通の便利な處を選ばれた意味があらうと思はれる。繼體天皇の樟葉(北河内郡)・筒城(綴喜郡)・弟國(乙訓郡)等に移られたのは、理由判然せぬが、此の君越前より起つて帝位に即かれたので、或は漸次中央に近づいたといふ隠れた史實があつたのかも知れぬ。斯くて最後に大和磐余に落ち付かれたものであらう。是より後帝都は復久しく大和以外へ出なかつた。

推古天皇の御代に至つて、支那と直接の交通が始まつた。彼地の文明は續々我邦に輸入された。随つて政府の組織、帝都の模様等にも著しき變化が有つたものと思ふ。天皇の宮は飛鳥の豊浦とよらであつたが、後に小墾田宮せりだのみやに移られたとある。場所は同じ飛鳥の中で、是より後、舒明・皇極兩天皇、引續き同じ飛鳥の地に在まし、遂に飛鳥は一種固定的勢力のある都となつた。されば、孝德天皇の大化新政に際し、一時難波

天智天皇
都の大津遷

元明天皇
都の平城遷

帝 都

一一一

に都を遷されたけれども、是は輿望に副はない。齊明天皇再び飛鳥に歸られ、天智天皇は景行天皇の跡を追うて、近江の大津に遷られたが、是れ亦輿論の反對に遇うて、次の天武天皇は再び飛鳥に歸られた。持統・文武の兩朝の藤原宮も、亦同じく飛鳥の中である。元明天皇に至つて、奈良の地に遷都され、此處に廣大なる平城の都城は經營された。其の初に於ては、期するに萬世を以てしたものであつたらうが、七代七十餘年限りて、其の間にも時に遷都の事あり、桓武天皇が都を山城に遷さるゝに及んで、永く大和は帝都としての地位を失つた。斯の如きの遷都は、何れも其の文字通りの眞の遷都で、政治上其他特別の理由から解釋し得るものである。以下章を逐うて其の由來變遷の解説を試みようと思ふ。

萬葉一
古人に我れあるらめやさゝ波の

ふるきみやこを見れば悲しも

高市連 古人

第二章 飛鳥京固定以前の帝都

一 高千穂宮の傳説

神代の都
高千穂峯
に關する
兩説

千早振る神代の都は年代悠久にして、其の傳説も精しからず。今より之を審かにする事は出来ないけれども、傳へて之を高千穂宮だと言つて居る。所謂高千穂の所在に就いては、古來種々の異説がある。高千穂はもと山岳の名で、天孫降臨の古傳説のある所。日向の襲の高千穂峯とも、高千穂の二上山とも、高千穂の櫛觸の峰とも、高千穂の添山の峯ともあつて、其の地は、日向の西臼杵郡智鋪郷だとも、又、同國西諸縣郡の東霧島山だとも云つて居る。本居宣長翁の如きは、双方ともに理由あるものとして、之が選擇に躊躇し、共に生かすの説を取つて居るやうである。固より今日よりして、神代の昔果して天孫が八重棚雲を押し分け、ふはりくと何の山の頂

第二章 飛鳥京固定以前の帝都

一一三

白杵説は
舊説なり

に降臨されたかと云ふ様な傳説を、確めようとする事は、到底むづかしからう。又、神代の都が果して何れの地であつたかといふ事を、一の史實として實地に引き當て、今日の地理上に確定せんとする事も、同じく困難な事業であらねばならぬ。併しなから、少くとも日向風土記を編纂した奈良朝の初頃の、日向の人々の間に信ぜられて居つた處は、霧島山では無くして、白杵郡の智鋪郷、即ち今の高千穂村の地方であつた。風土記は明かに此の地を以て、天孫降臨の地だと傳へて居る。智鋪郷の名は獨り此の白杵郡のみならず、之と續いて居る肥後の阿蘇郡にも、同名の郷が存在して居つた。蓋、もとは肥後の阿蘇から、日向の五ヶ瀬川上流の地方に涉つて、茲に天孫降臨の古傳説を傳へて居つたものと思はれる。霧島山に就いては、殆ど古傳の徴すべき物が無い。唯後世の人が襲その高千穂といふより、大隅嚙そお嚙郡附近に求め、二上山といふ形勢が、東西霧島山相對するに當ると解し、穂觸くしひのみね或は穂日峯といふ名が、神靈くまびの火の義で、霧島の火山を指すのだといふ位に説明するに過ぎない。然るに、他の多く

霧島説は
徴證乏し

の者は、深く實地を究めずして、之に附和雷同し、爲に有力なる説となつた物と思はれる。尤も霧島山説も、必ずしも近世に始まつたものではない。塵袋に日向風土記曰として、天孫が嚙そ嚙郡の高千穂峯に降られた事の傳説を書き記して居る。而も是は後の僞作説なる事明かで、古風土記の文ではなく、以て證據とするには足らぬ。東霧島山の頂上には、俗に天逆矛といふものがあつて、橘南谿の西遊記の如きは、之を神代の遺物として、如何にも神々しく書いてあるけれ共、固より此の如く解す可き物では無からうと思ふ。ともかくも、千二百年前の人々に、天孫降臨地として信ぜられた所は、今の西白杵の高千穂であつた。

扱天孫高千穂降臨の後、そこから日向の笠狭宮かさのみやに移られた事を傳へて居る。笠狭かさのは古く解して薩摩の加世田だと言つて居る。されど、是れ亦必ずしも確かな説とは言はれない。考古學者の研究に依ると、大隅・薩摩の兩國に於ては、天孫種族の舊い遺跡の發見は甚だ稀で、山を一つ隔てたる日向に於ては、非常に多い。尤も薩隅に於て

笠狭宮

も絶無とは云へないが、それは後に國府が置かれて、國司の赴任があつて以來のものもあらう。其の前にしても、天孫種族の風俗を移入した事もあつたであらうが、ともかくも此の事實は、少くも日向と薩隅と、此の兩地に於て、確かに太古の住民の種族を異にして居つたと解せなければならぬ。而して、其の薩隅の種族としては、言ふ迄もなく熊襲隼人族である。一説に、隼人はやはり天孫種族だといふ。併し自分分は之を信ぜぬ。是は説が長くて、こゝに述べ難いが、ともかくも天孫種族太古の遺跡を薩摩に求める事は、餘程危険であらうと思ふ。して見れば、古傳説の笠狭は、同じく之を今の日向の地に求めるを至當とする。

然らば所謂笠狭宮の地は如何、所謂高千穂宮との異同如何の問題が起る。神代三世常に高千穂宮に居られたか、是れ亦問題であらうと思ふ。併し高千穂と指す場所は、必ず或る一定の地方に相違ない。而して彦火々出見尊は高千穂宮にましまし、其の陵は高千穂山の西に在りと古事記に見へ、神武天皇亦御東征以前まで、此の宮に在

高千穂宮
の所在

神代の都
に關する
諸説

しましたと日本紀にあつて見れば、ともかく神代の都としては高千穂を指すべく、其の所在は漠然とたゞ、所謂曰杵郡の高千穂地方であつたものと、昔の人は解して居たに相違ない。唯現今實地に就いて、之を尋ねるを困難とするのみである。所謂笠狭宮は、日本紀・古事記の記事によるに、恐らく臨時の行在所で、都といふべきものではなかつたであらう。一説に、今の狹野宮さやのみや或は都城等みやこのしろに、神武天皇東征以前のお宮が在つたと云ふ。狹野は神武天皇の御名を狹野尊と申すので、其の御降誕地だと解されて居るのである。又天書には之を宮崎宮と記し、随つて今の宮崎附近に宮址を求めやうとする説もある。併しながら天書の此の記事は果して信すべきものか否か、是れ亦疑問であらうと思ふ。要するに神代の都に就いては、古事記・日本紀・風土記等の記事により、昔の人が如何に考へて居つたかといふ事を知る以外、更に立ち入つて之を今日に求めんことは、頗る困難であらねばならぬ。

畝傍檀原宮

二 大和平野の諸宮(上)(神武—景行)

神武天皇御東征によりて、大和地方の不服者共悉く天皇の御稜威に従ひ、こゝに畝傍の檀原宮に天下知ろし食された事は、我が建國史上極めて著しい事實である。我が帝國の基はいよく、茲に確定し、爲に天皇は始馭天下之天皇の御稱號を得て居られる。宮地は即ち畝傍山の東南とあつて、今の官幣大社檀原神宮は、其の地を推定して建設されたものだとある。是より後、開化天皇に至る迄の八代の間は、歴史上の事蹟が殆ど傳はつて居らない。唯々帝都の名、皇后・皇子等の御名前、即位及び崩御の年代、御壽等の記事が有るのみである。比較的記憶に残り易い史上の事蹟が何等傳はらずして、比較的記憶しにくい固有名詞や年代のみが保存されて居るのは、聊か疑はしく思はれる所であるけれ共、少くとも都の名は、其の天皇を指し奉る御名前として語り傳へられたものであるから、是は是非なければならぬ。而して其の

葛城高丘宮

位置は、何れも大和平野以外に出ない。當時帝國の範圍未だ狭く、皇威は此の平野の一隅の都から、よく之を蔽ひ得たものであらう。かくて其位置は、綏靖天皇のお宮は葛城の高丘で、今の南葛城郡吐田郷村はんだがうせらの森脇だと言はれて居る。後に仁徳天皇の皇后磐之媛は、葛城襲津彦の娘で、葛城高宮に別宮があつた。葛城を本居とする蘇我氏では、大臣蝦夷が葛城高宮に祖廟を營んで、八佾の舞を奏したとある。後に此の地方を高宮郷と云つて居る。次の安寧天皇も同じく葛城地方の片鹽浮穴宮に在りましたとある。共に平野の西南部地方だ。但此の安寧天皇の宮に就いては、古事記傳以下の書に之を河内に在りとして、舊説に對して異議を唱へ、國史眼等後の書往々に従つて居るから、一言辯じなくてはならぬ。浮穴宮は、舊説悉く之を大和にありとするに一致して居る。中にも帝王編年記には、其の場所を高市郡で、畝傍山の北方だとある。今も畝傍山の北方に曾我村があつて、蘇我氏の名を傳へて居るが、蘇我大臣馬子は、「葛城は臣の本居」うぶすなだと云ひ、而して其の妹に堅鹽媛きたしといふがあつて

片鹽浮穴宮

見れば、片鹽浮穴宮の片鹽かたしほ即ち堅鹽きたしで、是も曾我附近の地名であつたかも知れぬ。其の地今は高市郡の中ではあるが、葛城と相近く、古は所謂蘇我氏の本居たる葛城の中であつたであらう。して見れば、帝王編年記の古説は、必ず舊傳承くる所があつたものと思はれる。延寶の和州舊跡幽考に、今の白檀村四條の北だとあるのは何によつたものか。大和志等には今の北葛城郡浮穴村三倉堂だとある。理由不明で、其の浮穴の村名も、此の説から新しく付けたものだから證據にはならぬが、ともかく此の宮が大和平野の中だとの舊説は争はれぬ。之を河内だといふは、萬葉集の歌に、河内の片足羽河かたあしはの名があるのを「かたしは」と訓じ、之を片鹽同地と判じたのがおもな理由で、他にも傍證として挙げたものは多いが、何れも薄弱取るに足らぬ。之を時勢より論じてても、當時大和平野を出でて、其の以外に帝都を設けられようとは思はれない。

輕曲峽宮

次に懿德天皇は、再び畝傍の方面に歸られて、檀原宮よりも更に東南の輕曲かろのまがり峽宮

掖上池心宮

に在まりました。今も大輕かろの名は白檀村の大字に遺り、推古天皇の時に輕街、天武天皇の時に輕市などの名があつて、引續き繁華な所であつたものと見える。輕寺の名も高い。曲峽は輕の町より西南五町ばかり、小字「まわりをさ」といふ所であらうといふ。孝昭天皇は更に葛城に歸られて、掖上池心宮に在まりました。掖上池は推古天皇朝築く所。今南葛城郡秋津村に池内あり、掖上村玉手其の北に接して、宮址の地だと言はれて居る。

室秋津島宮

孝安天皇亦同じ方面に於て、都を室の秋津島に移されて居る。今の秋津村の室は其の名を傳へたもの。掖上宮と高丘宮との中間に當る。以上畝傍・葛城方面の帝都、皆相近く、別に深い意味の求むべきものもなからうと思はれる。

黒田廬戸宮

孝靈天皇は稍々方面を異にして、平野の中に出で、黒田廬戸宮を營まれた。今磯城郡都村に、黒田・宮古の二村落が相接して其の名を傳へて居る。但是は、單に其の村名より然か云ふのみで、之を地形から論ずれば、舊時低濕の域に當つて、如何やと

輕境原宮

孝元天皇は應神天皇の跡を追うて、再び輕の地方に歸られ、境原宮にしました。帝王編年記に輕大路の西方だとある。大和平野を縦貫する大道の西、天神の祠の地を「さかきばら」といふとある。

春日率川宮

開化天皇に至つて、遠く平野の東北隅、奈良の春日率川宮に遷られた。今の奈良市子守町率川の邊だといふ。之を前諸宮に比するに、位置多少遠く移動した感は有るけれ共、要するに未だ大和平野の外に出づるに至らなかつた。

磯城瑞籬宮

崇神天皇は神武天皇と並びて、再び御肇國天皇の稱號を得て居らる、程の御方であつて、神武天皇は帝國を創め給ひ、崇神天皇は更に之を擴張して大帝國となされた大帝である。此の天皇の御代に於て、我が皇威は實に著しき發展を遂げた。四道將軍の派遣、異俗諸蕃の來歸、實に此の御代に行はれた。是より後、史上の事蹟は漸く正確に尋ねべきものとなる。天皇の宮は磯城の瑞籬で、平野の東部山麓地方に遷つ

た。宮址は磯城郡三輪町の中で、三輪より初瀬へ行く途中の金屋の邊だと云ふ。其の位置の選定に就いては、亦敢て深い意味のあるものではなからうが、強て時勢から理由を求めらるなら、其の地伊賀名張街道の入口に當り、發展的時代に於て、東國との交通の便を求められたとでも言はれよう。宮名の磯城は石城で、古語に磯堅城ともある。磐石を以て防衛的瑞籬を設けたものと解せられる。

纏向珠城宮
纏向日代宮

次の垂仁天皇は、同じ方面で纏向の珠城宮に在りました。景行天皇も亦、同じく纏向の日代宮に在りました。兩者共に磯城郡纏向村穴師の邊だと言はれて居る。一説に、織田村箸墓の邊だともいふ。共に瑞籬宮からは北で、同じく平野の東山麓方面に當る。扱前に記した通り此の景行天皇の御代に於ては、皇威が更に更に宏大なる發展をなし、遂に御代の晩年に近江の湖畔に遷られた。是は深い意味がある次第と察せられる。天皇の志賀高穴穗宮は、今の滋賀郡阪本村穴太の地に其名を傳へて居る。地は唐崎に近く、古代湖水に依つて東海・東山兩道に通ずる要津であつた。尙此の宮

志賀高穴穗宮

の事は、後の大津宮の條下に譲つて、こゝには詳説せぬが、要するに日本武尊の東征の結果として、皇威は東國から北越の地方に達したが爲に、此の湖面を利用して東山・北陸兩道に通ずるの要津が、天皇の都として選定されたのは、大いに時勢に叶つたものと云つてよい。

かくて天皇の遺業を繼承し、地方政治を整へられたる成務天皇が、御一代此の宮にましました事は既記の通り。仲哀天皇亦こゝに即位し給ひ、其の後遠征の爲臨時に都を長門の豊浦、筑前の香椎に定められたが、それは暫く措いて、神功皇后は征韓の大業を遂げられた後、復大和に歸られて、磐余の稚櫻宮わかざくらに在りました。今の磯城郡櫻井町の西南方、安倍村池の内の地である。是は既記の通り皇威西に伸びて、もはや東國の交通にのみ專にすべからざる事情によるものと解したい。神武天皇の御名を神日本磐余彦尊かみやまといはれびこのみことと申す。嘗て亦此の磐余にましましたものと拜察せられる。

磐余稚櫻宮

三 大和平野の諸宮(中)(應神—繼體)

應神天皇の輕島豐明宮は、懿德・孝元兩帝の宮と同じく、大輕かるの地に於て求むべきものである。但、此御代には難波にも大隅宮があつた。是は先代に營まれたものか、此の天皇の御造營かは不明であるが、ともかく當時此要津を必要とした結果なる事は争ふの餘地がない。天皇は又大和の南部山地たる、吉野川の川上に吉野離宮を設けられた。此の時に國栖くす人が初て來朝したと傳へられて居る。國栖は吉野の川上地方に住んで居た異俗人で、山峻しく谷深く、其の地は都に近いけれ共、古來交通はなかつたが、此の時以來朝貢の例が開けたとある。吉野離宮は今の吉野山ではなくて、國操くす村の宮瀧地方であつた。

輕島豐明宮
難波大隅宮

吉野離宮

難波高津宮

仁徳天皇の難波高津宮は、今の大阪城の場所に當るものだと思はれる。此の宮址に就いては、實は種々異説もある事であるから、是は改めて難波京の條で述べる事と

後磐余稚
櫻宮

して、次は履中天皇。此の天皇は神功皇后と同じく磐余の稚櫻宮に在りました。よつて神功皇后に對して、後の稚櫻朝などと云はれて居る。

丹比柴籬
宮

反正天皇の河内丹比たぢひの柴籬しばき宮は、難波と大和との中間にあたる。仁徳天皇十四年に、高津宮の南門から、大道を作つて直ちに河内の丹比邑に到るとある。今の中河内郡松原村上田だといふ。宮名は柴を以つて生垣を作られたからの名と拜察する。

遠飛鳥宮

允恭天皇は復大和に歸られて遠とほつ明日香宮あすかに御移りになつた。即ち今の高市郡飛鳥村の飛鳥である。此の飛鳥地方から、廣く高市郡の南部地方は、應神天皇の二十年に其の子と共に黨類十七縣の民を率ゐて歸化したと傳へられたる、阿知使主の一族が繁延して居る處で、隨つて此處は、支那風の文化が早く輸入された場所だと思はれる。後に飛鳥京の起つたのは即ち此の地で、既に允恭天皇は逸早く此處に都を定められたのであつた。天皇は又、寵妃衣通姫そとほりひめの爲に藤原宮・茅渟宮ちねなどを營まれた。是は後にゆづる。

石上穴穗
宮

安康天皇は石上穴穗宮いそのかみあなほのみやに在りました。其の場所は纏向と同じく、平野東山の麓ではあるが、更に北方で、石上附近いそのかみと思はれる。石上神宮には素戔鳴尊すまたのおろちが八岐大蛇を退治した寶劍、垂仁天皇の皇子五十瓊敷命いじしきのみことの茅渟菟砥川上宮ちねのうぢのかはかみのみやで鍛きたはれた一千口の劍を始として、古來多くの武器を藏して居る。天皇のこゝに都を定められたのは、木梨輕太子と皇位を争つたなどの事から、此の武庫を頼まれたものではなからうか。宮址は帝王編年記に、石上左大臣の家の西南、古川の南だとある。左大臣は石上麿で、古川は即ち布留川と同じく、石上神宮の下から、丹波市・二階堂方面に流れて居るもの。穴穗宮は今丹波市町の中で、町の西南にある田村の地だと云ふ。

初瀬朝倉
宮

雄略天皇の初瀬朝倉宮は、帝王編年記に磐坂谷とあつて、舊跡幽考の著者之を尋ね、長谷より半道ばかり南だといふ。又岩坂は今朝倉村の中で、宮址は黒崎・岩坂二村の間だと大和志はいふ。初瀬町から西南で、位置の選定は崇神天皇の磯城瑞籬宮と同系統である。天皇亦屢吉野離宮に幸せられた。此の宮と應神天皇の吉野宮との關係は不

吉野離宮

吉野川上
離宮

磐余囊栗
宮

忍海角刺
宮

近飛鳥八
釣宮

明であるが、一説之を更に其の川上の川上村大瀧だと云つて居る。尙吉野宮の事は後にゆづる。次に清寧天皇は磐余の囊栗宮にましました。即ち神功皇后・履中天皇と同じ地方で、神武天皇の舊蹟にあたる。帝王編年記に十市郡白香谷だとある。天皇の御名白髪に因んだ説であらう。

清寧天皇の崩後には、顯宗・仁賢兩帝相譲つて即位されぬ。そこで兩帝の御姊飯豊青皇女が、忍海角刺宮で一時政を攝せられた。今南葛城郡忍海村忍海に宮址と稱する小祠がある。當時の歌人の歌に、「大和邊に見か欲しものは忍海の、此の高城なる角刺の宮」とあつて、見事なお宮であつたと察せられる。場所は久し振に葛城方面に戻つた。

顯宗天皇は飛鳥の宮に即位された。之を近飛鳥、八釣宮と申す。允恭天皇の遠飛鳥の宮に對して、天皇のお宮を近飛鳥と申したものと見える。兩者如何なる關係の位置に在つたかは一の問題であらうと思ふ。古い説に、遠飛鳥、近飛鳥といふのは、

遠飛鳥近
飛鳥の辯

顯宗天皇
の別宮

後の歴史家が其の時代から見て、過ぎ去つた年代の遠近を示した稱であると解する。又古事記には、大和の飛鳥を遠つ飛鳥、河内の飛鳥を近つ飛鳥と云つて居るが、是は別である。今日でも飛鳥地方には、八釣の名を傳ふる場所が二箇所ある。一は今の飛鳥の東方に在り、一は是より稍北に片寄つて、香山の附近に在る。前者に對して後者を下八釣と云つて居る。近飛鳥八釣宮とは此の下八釣の方で、平城京時代に奈良から見て、近い方の飛鳥の八釣といふ意味かとも思ふ。飛鳥の範圍が此地方にまで及んで居た事は、日本紀に、飛鳥京城の傍の耳成山・畝傍山とあるのでも知られる。耳成山は下八釣の西北、畝傍山は下八釣の西方にある。然らば允恭天皇の飛鳥宮を遠飛鳥といふのは如何。是は推古天皇以後帝都は飛鳥に固定して、單に飛鳥宮といへば其の後の事と解されるから、それに對して遠く隔つた昔の世の飛鳥宮の意義であらう。天皇又播磨の小野と池野とに別宮を作られた。共に美囊郡の地である。天皇幼時此地に隠れ給うた因縁によつて、こゝに設けられたのである。又一説には

石上廣高宮

仁賢天皇の別宮

泊瀬列城宮

磐余玉穗宮

樟葉宮
弟國宮
筒城宮

栗ぐりに宮を作られたとある。清寧天皇と同所に一時ましましたものであらう。仁賢天皇の石上廣高宮いしのかみひろたかは、安康天皇の穴穂宮と同一地方で、帝王編年記に、石上左大臣の家の北だとある。いづれ穴穂宮の近所で、大和志に、之を二階堂村嘉幡よしかたとするのは、西の方へ遠過ぎるの嫌がある。天皇も亦川村と縮見高野しむみのたかのとに別宮を有せられた。同じく播磨美囊郡で、顯宗天皇と同一理由の下に營まれたのである。武烈天皇の泊瀬列城宮はつせなみきは、雄略天皇の朝倉宮と同じ方面で、岩坂の北の出雲がそれだと言はれて居る。

次に繼體天皇は磐余玉穗宮に天が下知ろし食すと古事記にある。神功皇后・履中・清寧兩天皇と同地方で、尙云は、磐余・初瀬・飛鳥・畝傍、皆平野の東南部で、實はいづれも同一方面の宮と申して宜からうと思ふ。唯、此の天皇の別の宮として傳へられた樟葉宮かたはは、河内の北端で、淀河の附近に在り、弟國宮は是と川を挾んで、其の北方山城乙訓郡に在り、筒城宮は仁德皇后磐之媛の舊蹟綴喜郡に在つて、大分各地に飛び離れて居る。かく種々の地方に遺跡が傳へられて居るのは、注意すべき事である。

四 大和平野の諸宮(下)(安閑—崇峻)

勾金橋宮

檜隈廬入野宮

磯城島金刺宮

欽明天皇の別宮
橋京

安閑天皇の勾金橋宮まがりのかなはしは、前々の帝都と稍方面を異にして、久し振に畝傍方面に戻り、畝傍山の西北、金橋村曲川まはりがはに其の遺蹟を傳へて居る。日本紀に廣瀬の勾原とあるも此の地方か。宣化天皇は檜隈廬入野宮ひのくまいはいりぬに在ました。地は今の高市郡坂合村檜前ひのくまの邊であらう。飛鳥よりは西南、輕よりは南で、阿知使主一族蕃延の地である。欽明天皇の磯城島金刺宮いししまのかなさしは、崇神天皇の宮地と同じく、三輪町金屋の邊だといふ。古事記に師木島の大宮とあつて、特に宏大なものであつたと察せられる。天皇の御代には、又、宮の名がいろ／＼見えて居る。難波祝津宮はなつのみやくすのまがりのみや・樟勾宮かたはりのみや・泊瀬柴籬宮などが是で、皆日本紀にある。一説に欽明天皇以後五代橋京に在りとあつて、飛

百濟大井
宮 譯語田幸
玉宮

鳥の南方高市村の地方にも宮を營まれたものと見える。尙之は後の詳説にゆづる。敏達天皇は百濟大井宮に即位された。今の北葛城郡百濟村百濟の地であらう。次で卜者に命じて海部王の家地と絲井王の家地とをトせしめ、遂に宮を譯語田に造る。之を幸玉宮といふとある。延喜式に他田坐天照御魂神社を式上郡に列してあるので、之を式上郡今の磯城郡中に求め、纏向村太田は譯語の轉訛だとして、こゝに宮地を探して居る。併し古書多く磐余の譯語田宮とあつて、纏向方面ではない。太子傳拾遺記には大佛供の東、開智伊里譯田とある。大佛供は今城島村戒重で、開智伊即ち是に當り、其の地高市に屬するも、もと十市郡磐余の一部で、こゝに小字宮所といふのが其の傳説地だといふ。

池邊雙槻
宮

用明天皇亦磐余に宮を作り、之を池邊雙槻宮と申された。所謂磐余池の邊で、稚櫻・養栗・玉穗等諸宮と相近い。太子傳拾遺記に磐余池邊雙槻宮は阿倍寺の北山、今云ふ長門里の東松本山にありとある。

倉梯柴垣
宮

崇峻天皇の倉梯柴垣宮は、磐余からは東南、多武峯村字倉梯に其の名を傳へて居る。後に文武天皇の御代に倉橋離宮とあるのも此れと同處か。

大和平野
諸宮の概
括

以上數代の帝都。其の大和平野以外に在るものは暫く措いて、大和に於けるものは、之を概括すれば、平野の東南部なる畝傍・輕・檜隈・飛鳥・磐余・泊瀬・倉梯・纏向等に在るものと、西南隅なる葛城方面に在るものと、稍々離れた石上及び春日に在るものと、略々此の四つに歸する事となる。是等の遷都は多くは所謂御遷宮の意味に解すべきもので、物々しく遷都などと稱すべき程のものでは無い。推古天皇に至つて都は飛鳥と定まり、こゝに帝都固定の状態を呈した。是は章を改めて記述する事として、次に右諸宮を見易い様に、表にして示す事とする。

五 飛鳥京固定以前の諸宮一覽表

右記する如く、百磯城の大宮所も年月を経るがまゝに、其の遺蹟さへ多く失はれ、

之を實地に尋ねる事が極めて困難となつて居る。今僅に地名と、古書の記事となどから、試みに之を今の地に引き當て、見ると、ほゞ次の通りとなる。固より精確は期し難いが、從來大和志などの書から其のまゝに轉載したものに比して、幾分の研究を施した積である。

- 神代三世 (高千穂宮) 未詳但天孫降臨の高千穂の古傳説地は日向西臼杵郡高千穂村
- 神武天皇 畝傍橿原宮 高市郡白橿村畝傍(畝傍山の東南にあり)
- 綏靖天皇 葛城高丘宮 南葛城郡吐田郷村森脇地方(?)
- 安寧天皇 片鹽浮穴宮 高市郡白橿村四條の北一説南葛城郡浮穴村三倉堂
- 懿德天皇 輕曲峽宮 高市郡白橿村大輕・見瀬の邊
- 孝昭天皇 掖上池心宮 南葛城郡掖上村玉手・秋津村池の内の邊
- 孝安天皇 室秋津島宮 同郡秋津村室
- 孝靈天皇 黒田廬戸宮 磯城郡郡村黒田(?)

- 孝元天皇 輕境原宮 高市郡白橿村大輕・見瀬の邊
- 開化天皇 春日率川宮 奈良市子守町率川の邊
- 崇神天皇 磯城瑞籬宮 磯城郡三輪町金屋
- 垂仁天皇 纏向珠城宮 同郡纏向村緒玉卷墓の邊(?)
- 景行天皇 纏向日代宮 同郡同村穴師の邊(?)
- 成務天皇 (志賀高穴穗宮) (近江滋賀郡坂本村穴太)
- 仲哀天皇 (穴門豊浦宮) (長門豊浦郡長府村豊浦)
- (筑紫香椎宮) (筑前糟屋郡香椎村香椎)
- (角鹿笥飯宮) (越前敦賀郡敦賀町氣比神宮の地)
- (紀伊徳勒津宮) (紀伊海草郡中之島村の邊)
- 神功皇后 磐余稚櫻宮 磯城郡安倍村池の内の邊

帝 都

應神天皇 輕島豐明宮

高市郡白櫃村大輕の邊

(難波大隅宮)

(攝津西成郡大道村の邊)

吉野宮

吉野郡國操村宮瀧

仁德天皇 (難波高津宮)

(攝津大阪市大阪城の邊)

(皇后磐之媛)(筒城宮)

(山城綴喜郡普賢寺村多々羅)(?)

履中天皇 磐余稚櫻營

磯城郡安倍村池の内の邊

反正天皇 丹比柴籬宮

(河内中河内郡松原村上田)(?)

允恭天皇 遠飛鳥宮

高市郡飛鳥村飛鳥

(妃衣通姬) 藤原宮

同郡鴨公村高殿(?)

(同) (茅淳宮)

(和泉泉南部上之郷村中村)(?)

安康天皇 石上穴穗宮

山邊郡丹波市村田村(?)

雄略天皇 泊瀬朝倉宮

磯城郡朝倉村黑崎・岩坂の邊

吉野宮

吉野郡川上村大瀧或は應神天皇
離宮同所歟

清寧天皇 磐余甕栗宮

磯城郡安倍村池の内の邊

飯豐天皇 忍海角刺宮

南葛城郡忍海村忍海

顯宗天皇 近飛鳥八鈎宮

磯城郡香久山村下八鈎或は高市郡飛
鳥村八鈎歟

仁賢天皇 石上廣高宮

山邊郡丹波市村田村の邊(?)

武烈天皇 泊瀬列城宮

磯城郡初瀬町出雲(?)

繼體天皇 (樟葉宮)

(河内北河内郡樟葉村楠葉)

(筒城宮)

(山城綴喜郡普賢寺村多々羅)(?)

(弟國宮)

(山城乙訓郡大原野村)(?)

磐余玉穗宮

磯城郡安倍村池の内の邊(?)

安閑天皇 勾金箸宮

高市郡金橋村曲川

宣化天皇 檜隈廬入野宮

高市郡坂合村檜前

第二章 飛鳥京固定以前の帝都

帝都

欽明天皇 磯城島金刺宮 磯城郡三輪町金屋の邊

泊瀬柴垣宮 同郡初瀬町の邊(?)

橘宮(欽明以後代々)高市郡高市村橘の邊(?)

敏達天皇 百濟大井宮 北葛城郡百濟村百濟(?)

他田幸玉宮 磯城郡城島村戒重

用明天皇 池邊雙槻宮 同郡安倍村阿部字長門の邊

崇峻天皇 倉梯柴垣宮 同多武峯村倉橋

新勅撰

飛鳥やふるの都は埋もれて

ならしの岡にみ雪つもれり

第三章 飛鳥京

一 飛鳥の位置

神武天皇橿原奠都以來、帝都は處々に移轉したけれども、大體に大和平野の外に出づる事少く、たい便宜適當な地を求めて、平野内を彼方あなたこなた此方と動いたに過ぎなかつた。然るに推古天皇飛鳥の地方に大宮を定められて以來、帝都は遂にこゝに固定するの情勢となつた。爾來復容易に他に移る事がない。故ありて一時他地方に移ることがあつても、間もなく再びこゝに復歸するを常とする。かくて所謂飛鳥時代は此の京を中心として現出された。

元來飛鳥の地は、今は高市郡飛鳥村大字飛鳥に其の名を留めて、こゝのみに限られて居る様ではあるが、飛鳥京時代の所謂飛鳥は、是よりも餘程廣かつたもの、様であ

飛鳥京の
固定

飛鳥京城
の範圍と
飛鳥

る。日本紀允恭天皇の條に、新羅の使者が、常に京城の傍の耳成山・畝傍山を愛したとある。當時の都は所謂遠飛鳥宮で、耳成山・畝傍山の如きは、其の宮の所在たる今の飛鳥からは、餘程西北に離れ存して居るにも拘らず、是を以て飛鳥京城の邊りだと認めて居つた事は、以て所謂飛鳥京の範圍を明かにするの好材料である。

萬葉集に、「明日香宮あすかのみやより藤原宮に遷り給へる後、志貴皇子御作歌」として、
手弱女たぢやめの袖吹き返す飛鳥風、

都をとほみ、いたづらに吹く

と云ふ歌がある。是に依ると、飛鳥の地は藤原宮よりも離れて遠い場所のやうに聞こえるが、併し是は所謂廣い飛鳥京の内にも、特に前の飛鳥淨見原宮あすかのきよみはらのみやと指す場所を指示したものである。藤原宮が是亦飛鳥京の内である事は、同じ萬葉集の中に、此宮の事をも屢々飛鳥と詠んで居るので知る事が出来る。

和銅三年春三月、藤原宮より寧樂宮ならのみやに遷れる時、御輿を長屋の原に停めて、遙か

藤原宮亦
飛鳥京の
中

に故郷を望み、作り給へる御歌

飛ぶ鳥のあすかの里をおきて往いなば、

君があたりし見えすかもあらん

是は明かに藤原宮を飛鳥の里と詠み給へるものと言はねばならぬ。又

長屋王故郷歌に

我がせこが、古家の里の飛鳥には、

千鳥啼くなり、君待ちかねて

とある。此の歌は同書に、

右、近按、明日香より藤原宮に遷れる後に此の歌を作る歟。

とあつて、藤原宮にての御作の如く解して居るけれども、是は勿論近按者の誤りで、事實は明かに平城の都なごに在つて、藤原宮の事をお詠みになつた者と言はねばならぬ。飛鳥から藤原に移られた持統天皇の八年には、長屋王は僅かに御年十一歳、右の如

飛鳥京城
の繁盛

き歌を詠まれるには不適當である。近案者の何人かは不明であるが、いづれ平安朝以後の人で、其の當時の考では、飛鳥と藤原とは別の場所に解して居つたから、不用意にも右の如き考案を附したのであつた事と思はれる。併し是は後世の思想で、遷都當時にあつては、藤原宮をやはり飛鳥の内として、解して居た事は明である。更に之を實地に就いて見るに、藤原宮の場所は耳成山の西南方で、今の飛鳥からは三十餘町も西北方に離れて居る。然るに此の宮經營の際に、百姓の宅の宮城内に取り込められたものが、一千五百五煙の多きに及んだとある。所謂飛鳥京内の一部として、此の地方が夙に繁盛の域となつて居つた事は是によつても明にせられる。又、飛鳥淨見原宮に天下知食あめがしらしめされた天武天皇が、官の大寺として飛鳥京内に建てられた筈の薬師寺が、畝傍山の東の木殿きどのにあつて、今の飛鳥からは二十四五町を隔て、居るのも、亦飛鳥京城の範圍の、此地方に迄及んで居つた一證とすべきものであらう。

二 歸化漢人と飛鳥地方

飛鳥地方
漢人の蕃
延

更に南の方坂田・稻淵などの邊までも、同じく飛鳥の中と認められて居た。古語屢々飛鳥と小墾田せいはたとを同義に用ひ、萬葉集には、小墾田の坂田の橋など、も詠んで居る。是より更に西の方、檜前地方ひのくまに至るまで、實は一帶に漢人の移住地であつた。此の事は佛教の傳播と相俟つて、飛鳥が帝都の地として固定する上に、重大の關係を持つて居た事と思ふ。寶龜三年四月坂上刈田麻呂の上奏によるに、先祖阿知使主あちのおみが應神天皇の御代に十七縣の人夫を率ゐて歸化し、高市郡檜前を賜つて之に居つた。夫れ以來一族大いに蕃延し、凡そ高市郡内には、檜前忌寸ひのくまのいみき及び十七縣の人夫の後裔が地に充ち満ちて、他姓の者は十にして一二のみだとある。幾分の誇張があるとして、高市の地方に漢人の多かつた事は、是によつても明に知る事が出来る。其の後渡來の漢人も、同種の縁を以ての故か、往々此の地方に置かれた様である。彼等の中に

は、其の當時外國から新に渡來したる人民として、新來と稱せられたものもあつた。推古天皇の朝に小野妹子に隨つて隋に留學した新漢人大國・新漢人日文など、此の族であらう。此の外、當時の留學生、多くは此の地方の漢族と祭せられる。或は思ふ、新漢人は阿知使主等の稱であつて、更にそれよりも古代に渡來した漢種の人民に對した稱であるかも知れぬと。いづれにしても高市郡は殆ど漢人の郡であつた。そこで古へに今來郡の稱があつた。或は高市郡の別名だとも解せられるが、今、檜前の西南方、吉野郡大淀村の中に今木の地があつて、其の古名を傳へて居るので見れば、或は高市郡の一部から、此の方面へ涉つての稱であつたかも知れぬ。大臣蘇我蝦夷今來に父子の墓を起した。所謂今來の双墓で、今南葛城郡古瀬の水泥に現存して居る。曾ては此の地方迄も今來の内であつた事が知られる。斯く漢人は今の南葛城郡の東南部から、高市郡の大部分までも擴がつて居つたので、隨つて此の地方に夙に一種の文明が開けて居つたことと祭せられる。佛教渡來

郡大和今來

佛敎渡來
と高市の
漢人

蘇我稻目
の飛鳥の
家

後、其れが先づ飛鳥地方に勢力を得たのも偶然ではない。佛教渡來の際、蘇我氏を助けて之が興隆に盡力した司馬達等は、亦實に此の地の坂田の住人であつた。扶桑略記に引用せる、日吉山藥恒法師の法華驗記所引延曆寺僧禪岑の記によるに、彼は繼體天皇の十六年に支那南梁から渡來して、坂田原に住したとある。其の渡來の事情に就いては稍疑があるけれども、少くも彼等の一族が、飛鳥の南方今の坂田の地に居つた事だけは明かである。坂田の南の稻淵は、即ち古の南淵で、推古天皇朝の留學生南淵漢人請安の居所である。かく飛鳥地方は、外國文明移入の地であつて、司馬達等は欽明天皇十三年佛教が百濟から傳はる前から、こゝで自ら佛を禮拜して居たとあるが、此の類のものは他にもあつたであらうと思はれる。欽明天皇の朝、帝都は飛鳥から離れた地にあつたけれども、大臣蘇我稻目は邸宅を小墾田に有して居つた。小墾田は飛鳥と屢々同じ名に呼ばれて居る。而して、稻目の此の小墾田の家は、始めて百濟傳來の佛像を安置した所で、後の豊浦寺の原をなして

飛鳥の別宮

帝 都

五六

居る。たゞに稻目の宅のみならず、皇室に於かせられても、夙に此の地方に別宮を有せられた様である。書紀集解に引く所の太子傳備考には、欽明帝より後五代橘京に在りとある。橘は今橘寺の地に其の名を存して居るが、もとは今よりも廣かつた。其の飛鳥の橘の地が、佛教渡來當時から皇室と特別の關係があつた事は、他にも少からず傍證がある。用明天皇の御子厩戸皇子は、一に上宮太子と申される。是は父帝之を愛して、宮南の上殿に置かれた爲で、所謂宮南の上殿は、扶桑略記に今の坂田寺の地なりと見えて居る。古事記・日本紀等に見えたる用明天皇のお宮は、磐余いはねにあつて、池邊双槻宮と申された。是は天皇の御名としての此の宮名のみが、國史に著しくなつた爲で、天武天皇の詔に所謂「都城宮室一所にあらず」で、當時飛鳥の地にも別に宮殿のあつた事は、是に依つても察せられるのである。斯くて佛教も夙に此の地方に根柢を据ゑた。後年推古天皇の朝に當り、聖德太子が今の橘寺の所で勝鬘經を講ぜられた事は申す迄もなく、其の橘寺の北なる川原寺は、後に齊明天皇の飛鳥

上宮太子の坂田の宮

橘寺
川原寺

川原宮の地と察せらる、が、此の寺の起原に就いて種々の説がある中にも、七大寺順禮記には、是は敏達天皇の朝の創建と傳へて居る。他の傍證からして、是れ亦捨て難い。此の外にも、飛鳥地方に早く幾つも寺が出来た。斯くて飛鳥は佛教と離つべからざる因縁を生じ、推古天皇飛鳥の豊浦宮に即位し給ふに及んで、遂に再び他に移る事が容易ならぬ程の者となつてしまつた。して見れば、飛鳥が帝都として歴史上に著しくなつたのは、推古天皇の豊浦宮以來であるけれ共、其の實別宮所在地としては、既に欽明帝以來選定せられ、佛教興隆の根據地になつて居た者と云つてよい。

三 飛鳥京の沿革

推古天皇豊浦宮に即位し給ひて後十二年、更らに小墾田宮こはりだのみやに移られた、言ふ迄もなく同じ飛鳥の内である。當時の宮殿が如何なるものであつたか、之を詳にする事は出来ねど、無論「底津磐根に宮柱太敷き、高天原に千木高知れる」堀立柱、繩結び式の

豊浦宮
小墾田宮

飛鳥岡本
宮
田中宮

百濟宮

百濟大寺

ものでなく、少くも支那風を加味した殿堂であつたものと察せられる。是より後三十六年三月崩御の際まで、又遷都遷宮の事を傳へず、舒明天皇御即位後、其の二年十月に、飛鳥岡の側に宮を營みて之に移られた、所謂飛鳥岡本宮である。或は略して單に飛鳥宮ともある。天皇の八年此の岡本宮が焼失して、一時田中宮に移られた。田中は今の豊浦の西北に存して、亦同じく飛鳥京の内と云つて宜しい。併しこれは臨時のお宮であつて、十一年七月には更らに百濟宮を營まれた。場所は廣瀨郡百濟川の邊りで、敏達天皇の百濟大井宮の故蹟かと察せられる。こゝに於て帝都は、一度飛鳥の地を離れた。其の理由は明かではないが、此の地は古く百濟人に深い關係のある所で、天皇の此處に都を遷されたのは、又佛教上の意味が加はつて居た事かも知れない。即ち詔して大宮と大寺とを造らしめ、百濟川以西の民は宮殿造營に役し、以東の民は大寺造營に従事せしめた。かくて十二月には、其の大寺に九重の塔を建てしめた。寺は即ち百濟大寺くだらのおほてらで、もと聖德太子の熊凝精舎くまごりてらに起因し、後に高市

厩坂宮

依然たる
飛鳥帝都

飛鳥板蓋
宮造營

に移つて高市大寺、又は大官大寺と稱し、平城なへらに移つて大安寺と稱した、常に遷都に伴うて居る由緒の深い寺である。此の月天皇伊豫の道後温泉に幸して、翌年四月還幸かへり在ありましたが、宮殿いまだ成らざりし爲にや、一時厩坂宮うまざかのみやに御入りになつた。厩坂は應神天皇の御代に、百濟の王子阿直岐が獻じた馬を飼つたと傳へられる所。嘗て屢帝都の地として選定された輕のうちである。併し是も一時の事で、帝都としては、何處迄も飛鳥の地でなければならなかつた。當時こゝには既に元興寺・法興寺を始とし、數多の有力なる寺院も出來て居た。蘇我大臣を始として、有力なる豪族の邸宅もあつた。支那文明の移入者として、佛教興隆上にも勢力ある漢人の巢窟なる事は云ふまでもない。かくて舒明天皇が翌年百濟宮に崩じ、皇后即位して皇極天皇と稱せらる、御代の始めに、再び此の飛鳥に歸られた。田中・百濟・厩坂等の宮は、僅かに二ヶ年許りの臨時の宮であつたと言はねばならぬ。天皇即位の元年九月大臣に下された詔に、「此の月より起り十二月迄を限りとして、宮室を營まんと欲す。諸國

に殿屋の材を取らしめよ。東は遠江を限り、西は安藝を限りて、造營の丁を發すべし」とある。新たに飛鳥の地に宮殿を造營せしめたのであるが、其竣工期限は僅かに四ヶ月。是を以て、大體に於て當時尙宮殿の甚だ簡單なものであつた事が察せられる。斯くて十二月に至り、天皇小墾田宮に遷られた。是は恐らく推古天皇の舊宮で、新宮の造營が豫定の如く完成しなかつた爲の一時の假宮たるに過ぎない。翌年四月新宮成つて此の假宮より移られた。之を飛鳥板蓋宮と云ふ。其の名義は從來の宮殿は普通茅葺又は檜皮葺であつたのに對し、此の時に板を以て葺かれたからだと解せられる。随つて其の名稱も、單に飛鳥宮といふと擇ぶ所はない。たゞ天皇の御治世を示す爲に、他の宮と區別する必要上、かく呼ばれたに過ぎない。此の板蓋の新宮の造營期は、豫定より遅る、事約四ヶ月、前後通じて二百日に過ぎない。頗る簡單であつたと思はれるが、而も之を前代の宮に比しては、大いに莊嚴を加へたものであつたに違ない。宮城には十二の門を開き、支那の制にならつて大極殿も既に備は

難波遷都
の飛鳥時代
舊京

つて居た。四年蘇我入鹿誅伐の際、中大兄皇子が十二の門を閉ざし、大極殿で事を擧げられたのは實に此の宮での事であつた。大化の政變は、我が歴史上非常に重大なもので、之と比すべきものは、前後僅かに明治維新あるのみだと云はれる程の激變を、政治上に來して居る。随つて此の舊勢力の固定したる、殊に大和平野の一隅に僻在して交通不便に、當時の發展的帝國の新政府として理想的新政を行ふには不適當なる飛鳥を去つて、都は難波に遷され、此處に支那風の新しい都城が營まれた。是は政治上已むを得ぬ事である。併しながら、此の遷都の爲めに飛鳥宮は全く廢せられたのではなかつた。難波宮の事は後の章に讓る事として、茲に飛鳥の舊都の事情を考へて見ると、法興・元興・豐浦以下有力なる諸寺院は、無論都の他に遷るを喜ばない。飛鳥・檜前の漢人は、亦言ふに及ばぬ。其の他先代以來の有力家も多く此の地に留り、新政の左大臣蘇我倉山田石川磨の如きも、飛鳥に邸宅を有し、こゝに壯大なる山田寺を經營して居る。此の大臣が謀反の嫌疑で誅せられたのは、一は此の飛鳥

飛鳥復都

瓦蓋宮殿
の試み

後飛鳥岡
本宮

多武峰上
兩槻宮

に戀々たるが如き事情が手傳つて居たかも知れぬ。ともかく舊京の勢力は新京を歴し、孝德天皇難波宮に在ます事約十年、中大兄皇太子は時勢に鑑み、再び此飛鳥舊都に還幸の議を呈し、其の容れられざりしに拘らず實行された。かくて天皇崩じ、先帝皇極天皇再び御位に即かれた。之を齊明天皇と申す。宮は以前の板蓋宮である。其十月天皇新たに小墾田に宮闕を起して、從來の茅葺・板葺等に代へるに、瓦葺の家根を以てせんとせられた。然るに此の工事は何故にか中止して、宮は遂に成らず、板蓋宮は又火災に罹つて、已むを得ず飛鳥の川原宮に御移りになつた。但、是は一時の假宮で、翌年舒明天皇の宮地であつた飛鳥の岡本に宮殿を營み、是に御移りになつた。是を後飛鳥、岡本宮と申す。舒明天皇の治世を示す宮名に對して、之と區別する爲めの名である。岡本宮地は多武峯の西麓地方である。そこで天皇は宮東の多武の峯に繞らすに石の籬を以てし、山上に高臺を起して兩槻ふたつきの宮と申す。又天宮とも申された。即ち水工を役して渠みちを穿ち、香久山の西より石上いそのかみの山に至る舟二

飛鳥京に
於ける朝
鮮式山城

百隻を以て石を運び、流に順うて宮東の山に引き、石を累ねて垣と爲す。工夫を役した事が三萬餘、垣を造る爲の工夫七萬餘。時の人謗つて狂心渠たふれごゝろのみちと云つたとある。此の多武峯に設けられた石の垣と稱するものは、朝鮮に於て多く見る所の山城であつたと解せられる。朝鮮にては都城のある附近の山に別に山城を築き、有事の際はに籠るの設備を爲して居る。我が國にも朝鮮式の山城を築いた事は、既に應神天皇の御代にあつて、百濟人が播磨に之を起した事が、播磨風土記に見へて居るが、併し皇居に對して朝鮮風に山城を造つたのは、恐らく是が始めである。時人之を解せず、徒らに工夫を役するの非を謗つた。是は當代失政の一だとして、後に孝德天皇の御子有間皇子の謀叛の際に於て、其の理由の一ともなつて居る。其のうちに新羅が百濟を滅ぼすの事件起り、七年に天皇親征して筑紫に幸し、遂に朝倉宮に崩せられた。中大兄、皇太子乃ち素服制を稱し、飛鳥宮に於て政治を親裁せられた。併し飛鳥は到底此の有爲の君をして自由に手腕を振はしめる所ではない。其の六年三月、

大津遷都

帝都再び
飛鳥に復す

飛鳥淨見
原宮

新城遷都
の計畫

難波京に
羅城を築く

皇太子は即位せられて天智天皇とならるゝに當り、都を近江の大津に移された。大化の難波遷都に比すべきものである。而も當時に於ける飛鳥諸勢力の反對も亦難波當時に比すべきもので、大津京の存續僅か五年の後、天智天皇の崩御と共に壬申の亂となり、都は再び飛鳥に復歸した。當時天武天皇は、實に飛鳥舊勢力の代表者であつたのである。かくて天皇は一時飛鳥岡本宮（まじ）に在まし、やがて宮南に新宮を營み、工成つて其の冬此に移られた。之を飛鳥淨見原宮（よしみはら）と申す。引續き飛鳥は帝都の地となつた。而も天武天皇は、有爲の才を擁して此の宮に安んじ給ふ事が出来なかつた。五年に至り忽ち新城（にいさ）に遷都の御計畫が起り、既に敷地の準備まで出来上つた。新城の地は明かでないが、今生駒郡郡山町の南に、大字新木と稱する地がある。或は此處であつたのかと思はれる。後に孝謙天皇の詔に、平城（なから）の宮を新城宮と仰せられた事などから見れば、廣く奈良にも及んで此の名があつたのかも知れぬ。尙言はゞ、後の平城遷都は當時天武天皇選定の地に行はれたのであつたかも知れぬ。然るに此の新

城の遷都計畫は土地買収のみに終つて、遂に工事に着手せられるに至らなかつた。そこで八年には、大化以來の難波京に羅城を築き、防禦の設備を施して、是をも都城の一つとされた。更に十二年に至つて勅して曰く、

都城宮室一處にあらず、必ず兩參を造らん。故に先づ難波に都せんと欲す、是を以て百寮者各往いて家地を請へ。

と。此の勅を拜すると、天皇は大化の難波京を以て、更に帝都となすべき御意志であつたやうに思はれるが、是も實行は困難であつた。そこで別に翌十三年に至つて、使を畿内の諸國に遣はして都とすべき地を調査せしめ、遂に遠く信濃にまで及ぼされた。而も是亦成功せず、帝都は引續き飛鳥を去ることが出来ない。茲に於て天皇は、最後に京内を巡幸して、新たに宮室の地を定められた。其場所は不明であるが、亦未だ着手せらるゝに及ばずして、朱鳥元年天皇崩じ、皇后即位して持統天皇と仰せられる。引續き飛鳥淨見原宮に在すこと四年。こゝに飛鳥の郊外の地に新たに宮

都とすべ
き地の調
査

飛鳥京内
に於て宮
地を選定
す

藤原京

室を營み、新式の都城を經營せられた、是即ち有名なる藤原京で、蓋先代選定のものを成功されたことと解せられる、之を地理上より觀察すれば、亦飛鳥京の内、廣く郊外に擴張したが故に、史に新益京と云つて居る。但此の藤原京のことは、設備其の他の事情に於て、頗る前代と趣を異にする所があるから、是は章を改めて記する事とする。兎も角も飛鳥京は、或は百濟川に、或は難波に、或は大津に、或は其の他の諸地方に、屢々遷都が計畫せられ、又實行せられた事があつたと雖も、一も末を遂げる事なくして、いつも飛鳥に復歸し、此の持統天皇藤原宮迄繼續した事は、史上著明なる事實である。

文武天皇
遷都の議

平城遷都

藤原京は新式都城とは云へ、依然飛鳥京であつて、永く有爲者を満足せしめ難かつた。文武天皇禪を受けて此藤原宮にまします事十年、慶雲四年に至り、忽ちにして再び遷都の議が起つた。當時の選定の場所は明かでないが、間もなく天皇崩じ、翌年御生母元明天皇即位さるゝに及んで、直ちに平城遷都の事が發表されたのを想ふに、

奈良朝に
於ける飛
鳥宮

飛鳥京固
定の理由

是は先帝の時に定められた所を實行せられたものと拜察せられる。此の度の遷都は、飛鳥に於ける反對者の勢力を根本から挫かんが爲に、同時に諸大寺の移轉が續々として行はれた。斯くて和銅三年天皇新京に遷り給ひ、翌年藤原宮焼亡するに及んで、飛鳥の地は長く帝都たるの實を失ふ事になつた、而も之が爲めに飛鳥宮は、跡方もなく廢せられたのではなかつた。淳仁天皇天平寶字四年八月、播磨・備前・備中・讃岐等の穀を小墾田宮に蓄はへしめ、次で此の宮に行幸になつた。翌年正月にも暫く小墾田、岡本、宮に移られた事がある。小墾田は即ち飛鳥であつて、小墾田、岡本、宮は所謂飛鳥、岡本、宮と同じであらうと思ふ。其後にも天平神護元年には、稱徳天皇紀伊に行幸あつて、途中此の宮に蹕を駐められた。是より後飛鳥宮の事は物に見えて居ない。蓋し山城遷都の際、難波京を廢した事から考へて見ると、飛鳥の舊都も、恐らくは此の頃に全く廢せられたものと察せられる。

以上飛鳥京の沿革を概観すると、其の起りは、漢人の移住地として夙に其の文明が行

漢人と佛
教

帝 都

六八

遷都の困
難

飛鳥の不
適當

はれ、佛敎渡來以來先づこゝに興隆の根柢を定めてより、皇室大官の崇敬と相俟つて、一種抜くべからざる固定の勢力が此地に養はれたことにある。世の中次第に進んで、政府の組織は複雑となり、人民多く都下に集つては、遷都の事亦容易ならず、随つて一時必要上他に都を遷される事があつても、何時も飛鳥の勢力に壓迫せられて、再び此處に歸らねばならぬ情勢であつた。併しながら、名君賢相出で、理想の新政を行はんとするには此の弊竇の固定せる、且つ交通不便にして發展的帝國の首都たるに不適當に、南に山を控えて天子南面の相にも合はざる如き飛鳥の地に於てせんは、到底不可能であらねばならぬ。明治の新政に一千餘年來の平安京を去つて、一と度大久保參議に依つて難波遷都の議が提出せられ、江戸城平定に及んで、更に東京に新政府を設置するに至つた事情から見ても、此の間の様子は察せられるのである。大化の難波遷都、天智の大津遷都の如き、無論之と同じ意味である。大津の政府に對して飛鳥の舊勢力を利用し、高市の漢人等一致の援助の下に、遂によく王

遠心力と
求心力

申の亂に勝つて、舊京に於て帝位に即かれた天武天皇すらが、尙此の地に安んずるに至らずして、數回遷都を計畫し、而も最後には京城内に適當な地を選んで、藤原宮を營むの基を定むるに満足せざるを得なかつたのも、亦同じ意味を以て解釋すべく、飛鳥を遠ざからんとする遠心力と、どこまでも茲に引き止めんとする求心力とが、如何に激烈に争つたかを示して餘あるものである。併しながら、斯くの如き姑息なる事は、到底長く繼續すべきものではない。文武天皇に至つて遠く飛鳥を去らんとする計畫が漸く熟し、遂に元明天皇平城遷都以後、再び都が飛鳥に歸る事なきに至つたのは、賢相藤原不比等の措置宜しきを得た爲で、新勢力がよく飛鳥の舊勢力に勝つたものと解釋しなければならぬ。

四 飛鳥京諸宮の位置

イ、飛鳥諸宮概説

飛鳥京内
諸宮址に
關する舊
説

飛鳥に於ける世々の宮は、既に記したる如く、それ／＼特別の名稱を有して、一見如何にも互に相隔りたる地に經營せられた、別の都の様に見ゆるけれども、實は彼是互に相接近して、殆ど同一境内なる別宮殿と看做す可き程のものすら少くない。併し、其の位置を今日の實際に當てはめて、明かに指定する事は頗る困難であつて、尙前代の諸宮址が判然せざる者と、相比すべき事である。帝王編年記・玉林抄を始とし、和州舊跡幽考・大和志等、徳川時代に編纂せられた地誌の記する處、此の飛鳥の諸宮に就いては、殊に信用するに足らぬ。中にも最も徵證に富み、遺蹟も比較的明かになし得る淨見原宮の如きすら、非常なる見當違の場所に之を擬定して居る程であるから、今是等から獨立して、不十分ながらも及ぶ限り、其の位置を考定して見ようと思ふ。

□、豊浦宮

飛鳥に於ける諸宮の中、允恭・顯宗兩帝の宮は代遠く隔つて、後の飛鳥京と直接交渉なければ暫く措く。欽明天皇以後五代、橘京にましましたとあるも、たゞ用明天皇

豊浦宮以
前の諸宮

宮址の所
在

豊浦寺の
由來

の宮が坂田の北方にあつたらしく思はれる外は、亦尋ねべき由なければ、是も措く。固定したる飛鳥京中の宮として、最初に指を屈すべきものは、推古天皇の豊浦宮である。豊浦は今高市村大字豊浦とよらに其の名を留め、飛鳥とは飛鳥川を隔て、西方、甘櫛岡かしのがの北麓にある。以て宮の位置は略々推測する事が出来る。殊に三代實録の元慶六年の條に、豊浦寺即ち建興寺の檀越宗岳木村そがのきむらと、寺の僧義濟との間に起つた訴訟に關する太政官符がある。其の文に、

彼の寺は推古天皇の舊宮なり。もと豊浦と號す。故に寺名となる、云云。宗我稻目家を以て佛殿となし、天皇其の代地を賜ふ。遂に相移易して、皇宮を施入す。とあるに依ると、後の豊浦寺は推古天皇の豊浦宮を賜はつて出来たものである。此寺初め櫻井寺といつた。櫻井寺は豊浦の附近にあつたので、豊浦宮を賜はつて是にうつり、豊浦寺と稱するに至つたものと見える。随つて豊浦寺の位置が明かであるならば、直ちに以て豊浦宮の場所を知る事が出来るのである。今豊浦に廣嚴寺とい

豊浦寺の礎石

ふ寺があつて、古への向原寺は即ち是だと言つて居る。向原寺は豊浦寺の起原であるから、是即ち豊浦寺で、豊浦宮址だといふ事になるのであらう。或は其の南方の西念寺が豊浦寺の址だともいふ。今兩寺の中間に大きな塔の礎石らしい伽藍石が存在して居る。舒明天皇六年三月豊浦寺の塔の心柱を建つとあるものは是なるべく、其地が少くとも舊時の豊浦寺の一部であつた事は明かだと言はなければならぬ。而して是即ち直ちに推古天皇の宮居の址と定むべきものだと思ふ。

ハ、岡本宮と淨見原宮

飛鳥京内諸宮の中で最も名高く、且比較的徵證最も多いのは、舒明・齊明兩帝の岡本宮と、天武・持統兩帝の淨見原宮とである。此の兩宮は位置相關係し、後者は前者の南に營まれたとある。随つて其の一を知れば、以て他を推すことが出来るのであるが、舊説には、岡本宮を以て今の高市村大字岡の地とし、或は岡寺即ち龍蓋寺を以て之に當て、随つて其の南の大字上居を淨御原とし、上居は淨御を音讀したものだと思ふ。

比較的徵證多き兩宮址に關する舊説

岡本宮と岡宮の混同

して居る。而も其の誤りなる事は明々白々たるもので、要は岡本宮と岡宮との混同に基して居るのである。其の上居は、偶然音が似て居るのみで、實は是より東の方、多武峯を隔て、存する下居おろりに對する名である。地勢から言つても、無論萬葉集の歌、日本紀の記事等に見える淨見原の、稍打ち開けたるべき原に擬すべきものではない。扱岡本宮は、「舒明天皇飛鳥岡の傍に遷る、之を岡本宮といふ」と云ひ、「齊明天皇飛鳥岡本に於て宮地を定む、號して後飛鳥岡本宮と云ふ」とあつて、飛鳥岡の傍に在つた。飛鳥岡は續日本紀に持統天皇及び文武天皇を火葬し奉るとある處で、其指す場所は不明であるが、或は今の飛鳥村大字雷いかづちにある丘陵が是であらうと思はれる。此の丘陵は雄略天皇の命により、小子部ここのすがる螺贏が雷を捕へたといふ古跡で、之を雷岡と云ひ、豊浦から飛鳥川を隔て、東北にある。今の飛鳥にある飛鳥神社は元と此の丘に鐘座したのを、神告によりて天長六年に今の地に遷したのだといふ。靈異記には此の岡を以て、古京小墾田宮に在りと言つて居る。是は恐らく奈良時代の古文で、當時の所

飛鳥岡の所在

雷岡

謂小墾田宮が、岡本宮と同所なる可く考へられる所から見れば、雷岡即ち飛鳥岡であらうとの説は、一應の理由ありと言はねばならぬ。一説に飛鳥岡が若し雷岡であるならば、世々の帝を此飛鳥神鎮座の岡に火葬し奉るやうな事の有る可き筈が無からうといふ。余も嘗て然か考へたが、「雷岡は古京小墾田宮にあり」といふ古文は尊重せねばならぬ。若し雷岡が飛鳥岡でないならば、其の東北なる大字奥山の北の小丘を擬すべきか。何れにしても岡本宮が此の附近にあつた事は認めなければならぬ。岡本宮を今の大字岡に在りといふ説は、固より取るに足らぬが、而も其の由來は頗る古い。玉林抄に岡本宮は橘寺の東、ゆき逝回岡、今の岡寺の地なりと云ひ、帝王編年記には高市郡島の東、やまもと岳本地是也と云ふの類、皆是である。けれども是は所謂逝回岡を以て、是れ即ち飛鳥岡なりと誤認したものである。逝回丘の名は夙に萬葉集にも見えて、長岡といふものと同じく、即ち今の大字岡の附近の丘陵を云つたものと見える。この龍蓋寺を岡寺と云ふのも、此の逝回岡から起つたことで、飛鳥岡とは自から別と見な

岡本宮の誤解

岡寺

岡宮即ち島宮

岡と長岡

ければならぬ。岡には岡宮があつた。もと島宮とも云ふ。岡本宮と混同してはならぬ。文武天皇が天武天皇の皇孫として皇位に即かれ、御父草壁皇太子を追尊して岡宮御宇天皇と申された、萬葉集によるに、草壁皇太子は島宮にましました。島は即ち今の島庄で、島大臣即ち蘇我馬子の邸宅のあつた所。此島宮にましました方を、後に岡宮御宇天皇と申すのは、岡宮即ち島宮で、岡と島と、もと同地たるの證據である。今も大字島の庄は、岡と相接して存在して居る。ところで此の岡宮天皇を、或は古く長岡天皇とも申し上げて居る。釋日本紀・帝王編年記・神皇正統記・皇胤紹運錄の類皆是である。是れ即ち長岡が今の所謂岡である證據で、飛鳥岡は是とは別の地に求めなければならぬ。天平神護元年、稱徳天皇小墾田宮から巡狩して大原・長岡を過ぎ、飛鳥川に臨んで宮に還られた事が續日本紀に見えて居る。小墾田宮は即ち小墾田・岡本宮ともあつて、飛鳥の岡本の宮地でなければならぬ。又、大原は今の小原で、飛鳥の東南に當り、岡寺の所在地なる長岡は、其の南に續いて居る。岡本宮より發

淨見原宮
と岡本宮

して此の大原と長岡とを經、飛鳥川に臨まれたといふ事は、長岡が大原と飛鳥川との間の地で、自ら飛鳥岡と別である事を明かに證據立て、居る。

淨見原宮
内の諸殿
諸司

更に岡本宮の地を定めんには、其の南に營まれたる淨見原宮の場所を決定した後に於て、其の北に求むるを便宜とする。淨見原宮は曩に難波・大津等に於て、支那風の都城の設けられたる後の宮殿であるが故に、之を從來の諸宮に比べて餘程整つて居つたものたる事は疑ひない。日本紀に見えて居る所を拾うて見ても、大極殿・大安殿・内安殿・向小殿・御窟殿、其の他内裏・朝堂等の名が有る。太政官・法官・理官・兵政官・刑官・民官・民部・大藏・宮内・左右兵衛・膳職等の役所の名も見えて居る。所謂八省百官は略々宮城内に具して居つたもので、其地は必ず狭少なる場所であつてはならぬ。之を上居じやうこの様な、山腹狹隘の地に求むるが如きは、以ての外事である。天皇崩じて殯宮を南庭に設けられた時、京城の耆老男女皆來りて橋西に慟哭したとある。是を以て見れば其の地は飛鳥川の東に在つて、當時の飛鳥京城は廣く河西に涉つて在

飛鳥宮の
繁昌

つたものたる事が知られる。のみならず、當時飛鳥京は頗る繁盛で、人口が多く、後に其西北隅に當つて藤原宮の地を定めた際、百姓の宅の宮地に入るもの一千五百五烟の多きに達したとある程で、其の人口の多かつた京城の耆老男女が、悉く來つて橋の西に集まり、宮城南庭の殯宮に向つて慟哭し得べき程の場所を探して、此の方から宮城の地を尋ぬるの好資料を提供するものである。

淨見原宮
の所在

然らば飛鳥川に於て、かゝる位置の橋はどこにあつたか。今も飛鳥小學校の附近に飛鳥川を越えて豊浦から飛鳥に通ずる一つの橋が有る。先年其の附近より橋杭の石らしい加工の巨石を發掘した。而して其の地は、東も西も共に開けて、東に廣大なる宮城を營み、西に多人數相集つて殯宮を拜するに適當なる場所と解せられる。又橋の東に小字を石神と稱する處があつて、先年異形なる石製の大遺物を數個發掘した。今現に東京帝堂博物館に陳列してある。其の石製品の何物たるかに就いては、議論も有るけれ共、兎に角飛鳥京時代の遺物たる事は疑ひない。又其の附近に小字

ミカドと稱する地のあるのは、宮城の門の名を傳へて居るものと思はれる。其の他田地の間に狭小な芝地を存して、土人畏敬して敢て侵さざる場所も、此の附近には幾つもある。是等を綜合して見ると、淨見原宮が此の地に設けられた事を推測するには、材料ほゞ整つて居ると思はれる。

尙更に萬葉集を見るに、柿本人麿が高市皇子を悼み奉つた歌の中に、天武天皇の御事を述べて

掛まくもゆゝしきかも、言はまくもあやに畏き、飛鳥の眞神の原に、久堅の天津御門を、畏くも定め給ひて、神さぶと、岩かくります、八隅し、我が大君云云

とある。普通の解釋に、右の眞神の原以下の句を以て、天皇の山陵を説けるものとなし、随つて眞神の原を山陵の地として居るが、是は甚しく實地を間違つて居る。

飛鳥の眞神の原は、日本紀に崇峻天皇元年、初めて法興寺を造つたとある土地で、今の大字飛鳥の地即ち之に當る。其の法興寺は今の安居院あんぐいん即ち俗稱飛鳥大佛の地た

淨見原と眞神の原

法興寺と眞神の原

ること疑ひを容れない。然るに、天武天皇の山陵は檜隈に在つて、檜隈大内陵と稱し、飛鳥とは山を隔てて西南に當る。随つて此の眞神の原に山陵の在るべき筈が無い。此歌は、飛鳥の眞神原に天津御門を定めてましました、天武天皇を述べ奉つたので、天皇の淨見原宮が、此眞神の原に在つたとは、之によつても察せられるのである。而して小字石神、小字ミカドは、所謂眞神の原に營まれたる法興寺と相接近したる土地にある。淨見原宮が此の地方に在る事は殆ど疑を容れない事だと思ふ。淨見原宮にして既に決定したならば、其の北方に岡本宮を求めんは、よしや其の精密なる地點を指定する事は困難であるとしても、大體に於て誤りなかるべく、舊説の如く、之を岡寺の地方に定めんとするの誤りなるは、明かと云はねばならぬ。

二、飛鳥板蓋宮

次に飛鳥の板蓋宮は、扶桑略記に川原板蓋宮ともある。皇極天皇元年、大臣蘇我蝦夷に命じて造らしめたもので、齊明天皇の御代の始にも、又茲に重祚の式を擧げら

川原板蓋宮

板蓋宮と岡宮

れた處である。其の地は扶桑略記に、板蓋宮は高市郡岡本宮と同所とあつて、從來の説は之を以て其の場所を岡寺附近に求めやうとし、大和志には、飛鳥と岡と二村の間だと云つて居る。其の岡本宮同所と言ふは誤であるが、指す場所はほゞ當つて居る。何となれば、扶桑略記がこゝに岡本宮と云ふのは、實は飛鳥の岡本宮では無くして、岡宮の誤りだからである。岡宮と岡本宮とは、既に記したる如く、明かに其區別があるけれども、古く兩者を誤り、混同して居る事が多い。草壁皇太子は續日本紀に明かに岡宮御宇天皇とあるに拘らず、立坊次第には之を岡本天皇と申して居る。立坊次第は主として扶桑略記に依つて書いたとあるが、是から見ても扶桑略記にこれを岡本宮同地と在るものは、其の實岡宮たる事と知られる。板蓋宮の所在は、日本紀皇極天皇の條に、「宮殿島大臣の家に接して起る」とある。島大臣は即ち前記蘇我馬子の事で、其の家飛鳥川の傍に在り、庭中に小池を堀り、小島を池中に興す、よりにて時の人島大臣と云へりとある。場所は今の大字岡の南に接續して居る島の庄

板蓋宮と蘇我馬子の邸

の地だ。して見れば此の島の邸宅に接したといふ板蓋宮は、島の庄に近い處。島宮即ち岡宮の附近であらねばならぬ。即ち板蓋宮は岡本宮、其實岡宮と同地であると云ふ扶桑略記の説は、信すべきものであらうと思ふ。然らば大和志が、之を飛鳥・岡二村の間といふは稍當らず、岡・島庄二村の邊といふべきものであらう。要するに板蓋宮・島宮・岡宮、共に同所で、今の大字岡若くは島の庄の附近に在つたものに相違ない。板蓋宮は齊明天皇の御代の初に焼けて廢し、天智天皇の時に島宮がある。蓋し舊宮を再興したものか。天武天皇嘗てこゝにましまし、後に草壁皇太子の宮となつたのであつた。

ホ、飛鳥川原宮

飛鳥川原宮は齊明天皇の一時天下を知ろし食されたところ。板蓋宮をも一に川原板蓋宮と稱し、兩者の區別甚だ明かでないが、板蓋宮亦飛鳥川の川原にあつたものと見れば、混同の要はない。一説に今の川原寺即ち弘福寺は、此の飛鳥川原宮を寺と

川原宮と川原寺

なしたものであらうと言つて居る。併し諸寺縁起集所收の古縁起には、此の寺既に敏達天皇の朝に在ると云ひ、百濟國より此の御代に傳來した彌勒の佛像今東塔に在りといふ事を言つて居る事から考へると、川原寺と川原宮とは自から別だと言はねばならぬ。併し是も豊浦宮と豊浦寺との關係の如く、弘福寺は前より存するも、後に川原宮を賜りて、河原寺となつたと解するも面白からう。扶桑略記に、天武天皇朝弘福寺を建つとあるは、再建若くは増築か。大和志に川原宮は飛鳥・岡二村の間にありとあるも、今之を明かにすることの出来ないのを遺憾とする。

へ、小墾田宮

此外推古天皇の後に移られた小墾田宮の位置に至つては、其の名漠然として、今之を決定する事は出来ない。延喜式内に治田神社はるたがある。今岡寺附近に存する八幡社をこれだと云ふ。一説に川原寺の附近なる八幡社を以て之に充つる者もあつて、明でない。随つて之に依つて其の宮址を決定する事が出来ないのみならず、小墾田の名

小墾田宮
と治田神社

は既に記した如く、飛鳥といふと殆ど同意義にも用ひられて、今日より之を決定せん事は困難である。但、古書に小墾田兵庫、稻目の小墾田宅などとあつて、特に小墾田と指した地はあつたのであらう。今之を明にするを得ざるのみ。併し所謂小墾田宮は、恐らく普通に所謂飛鳥宮、即ち飛鳥岡本宮と同地ではなからうか。奈良朝に、岡本宮を小墾田宮とも云つて居るのは傍證とすべきである。

五 飛鳥京内の諸宮一覽表

(附、難波・大津の兩宮)

推古天皇	豊浦宮	飛鳥村大字豊浦、後の豊浦寺の地
	小墾田宮	不明。恐くは岡本宮同所歟
	耳成行宮	九年五月行幸。耳成山上若くは同山の東大字山の坊
		小字東西京殿の地歟

舒明天皇 飛鳥岡本宮 飛鳥村大字雷の東敷

田中宮 白檀村大字田中

厩坂宮 白檀村大字輕・見瀬の附近

(百濟宮) (北葛城郡「舊廣瀨郡」百濟村大字百濟)

皇極天皇 飛鳥板蓋宮 高市村大字岡・島庄の邊

(孝德天皇) (長柄豊崎宮) (攝津西成郡豊崎村大字南北長柄・本庄地方)

齋明天皇 飛鳥川原宮 不明。或は高市村大字川原、川原寺の地敷

後飛鳥岡本宮 岡本宮同所

(天智天皇) (志賀大津宮) (近江滋賀郡滋賀村大字滋賀里)

天武天皇 飛鳥淨見原宮 岡本宮の南、飛鳥村大字雷と飛鳥との中間

持統天皇

文武天皇 藤原宮 八木町・白檀村・鴨公村に涉り、宮城は八木町の東方

附 草壁皇太子 島宮(岡宮) 板蓋宮同所敷

高市皇子 香久山宮 香久山西北麓埴安池址附近敷

忍壁皇子 雷丘宮 雷岡の邊敷

草壁皇子尊宮舍人慟傷作歌

東の瀧の御門にさむらへど昨日も今日も召すこともなし

橘の島の宮には飽かれども、佐田の岡邊にとのぬしに行く

高市皇子尊城上殯宮之時柿本人麿作歌

埴安の池の堤の隠り沼の、行衛を知らに、舍人は惑ふ

忍壁皇子に献る歌、柿本人麿

おほきみは神にしませは雲隠る雷山に宮敷きぬます

第四章 難波京

一 難波京概説

難波の要津
柏濟の惡神
大隅宮

青山四周の大和平野に帝都のあつた時代に於て、海に出づる唯一の要津が蘆の散る難波の海であつた事は、言ふまでもない。政令未だ遠境に及ばず、御領知の範圍が主として近畿地方に限られた様な時代ならばいざ知らず、西國・九州までへも皇威の布及する様な時代に、如何ぞ交通の要路に當れる此難波津を忽緒に附する事が出来よう。景行天皇の朝日本武尊熊襲を征して、歸路難波の柏濟の惡神を殺し、水陸の道を開き給うたとあるのは、以て其の事情を察すべきである。三韓服して朝貢の八十船棹檣干さず、船腹乾さず、續々として武庫・難波の要津に參來るに當り、此の難波の地に大隅宮の名の逸早く史上に見ゆるは、決して偶然の事ではない。此の宮造營

高津宮

祝津宮

物部守屋の難波の宅

豊崎宮

の時代は明でないが、應神天皇二十二年大隅宮に幸し、高臺に登つて遠望し給うたとあれば、其の以前既に存在せし事は明である。次に仁徳天皇は難波高津宮に座して天下を知ろし食し、御一代間都は大和からこゝに移る事となつた。其の後久しく帝都としての難波を見るを得なかつたが、こゝに蕃客接待の亭館は設けられ、欽明天皇の時には難波祝津宮に行幸の事があつた。位置は明ならぬが、ともかく此の要津が、當代に重要視された事を示して居る。たゞに帝室の別宮のみならず、大官巨族もこゝに邸宅を有して居つた。物部守屋滅亡の時、資人捕鳥部萬が、主人の爲に難波の宅を守つて居つたとあるのは、以て他を類推するの料となり得る。大化の新政、長柄豊崎宮をこゝに營みて、難波再び帝都の地となり、爾後帝都は他に移るも、故京はなほ存し、奈良朝を経て延暦十二年の攝津職廢止に至るまで、ともかくも難波宮は繼續して居た。今ほほ其の沿革を探り、舊地を尋ねて見ようと思ふ。

二 難波地理の變遷

難波と大

おし照るや難波江の要津は、大體に於て今の大阪市の地方即ち是であるが、而も其地理は古今甚しく相違して居る。應神天皇の大隅宮は如何。仁徳天皇の高津宮は如何。大化の長柄宮は如何。奈良朝の難波宮は如何。是等の位置と沿革とを知るには、先づ難波津古今の地理の變遷を考へなければならぬ。今の大阪は勿論古への難波の地ではあるけれども、其の水陸の分布に至つては、甚だしく様子が變つて居る。太古に於ては今の大阪市東部の丘陵、即ち上町の地は、南から北に向つて延びた、所謂難波の崎をなし、其内部に難波江を擁したものであつて、西も、北も、東も、悉く海で、今の大阪平野は、大部分入海であつたのである。今大阪の川口から四里も内地に入つて、西成郡中島村に江口の名の存して居るのは、或時代に於て、是が淀川の河口として重要な碇泊所であつたことを示して居る。朝野群載に收めた遊女の記の

難波の崎と難波江

江口

大和川改修以前の形勢

神武東征時代の難波江

文に依ると、平安朝のころまでも、尙此の地は、西の神崎に相對して一つの要津となり、繁盛の域であつた。徳川時代に大和川改修工事を行ひ、之を泉州堺の北方に通ずるに至つて、形勢大いに變じたけれども、其の以前は河内川及び大和川は、淀川と共に大阪灣に注いで居つたもので、上流から難波江に運ばれる土砂の量は、今日以上遙かに夥しいものであつたに相違ない。神武天皇御東征の傳説を見ると、御船は深く難波江の奥に進んで、今の河内の日下地方、即ち中河内郡生駒山の西麓迄も達して居る。元祿・寶永の大和川改修以前には、此の日下地方に深野の池と云ふ大きな水溜りがあつて、古代の難波江の一部分が保存されて居つた。百人一首の參議篁の歌に

八十島

和田の原八十島かけて漕ぎ出でぬと

人には告げよ海士のつりふね

とある。此の八十島は大和川・河内川、竝に淀川より運ばる、土砂が、難波江の中に

難波の蘆
と澤標

堆積して生じた島々であつて、八十とは数の多いことを示した稱である。今日では其の八十島が互ひに聯絡して、所謂大阪平野を爲して居る。古歌に難波と云へば、必ず蘆か澤標かの景物が副ふ。「難波潟短き蘆の節の間も、逢はで此の世を過ぐしてよとや」「難波江の蘆の刈根の一夜故、身をつくしてや戀わたるべき」など、ひとり百人一首の歌のみではない。是は砂洲に蘆荻叢生し、所謂八十島が次第に成長して、水路漸く不明となるより、其の間に澤標を設けたもので、是れ實に大阪平野發達の状態を明かに語つて居るものと云ふべきである。而して是等八十島の中、古くより名の傳はつて居るのは大隅島と姫島とであつて、安閑天皇の二年に、詔して、牛を難波の大隅島及び姫島の松原に放たしめられた事がある。當時是等の島々が、牧場として牛を放つに便利であつた事を示して居る。降つて元明天皇靈龜二年に至つて、大隅・姫島の二牧を止めて佃食せしめたとある。奈良朝の初に至つては、最早是等の島が一續きの平野を爲して、牧場として置くよりは、耕作地となす方が利益であつた

大隅島と
姫島

姫島と比
賣語會神

事と思はれる。姫島の名は此の外にも古書に屢々散見して居て、最も古くは天日槍の渡來の傳説と關係して現はれて居る。日槍は新羅の王子として傳へらるゝ人で、彼が我が國に渡來した事情は、其の妻が我が祖の國に行かんとて、本邦に逃れ來たに就いて、日槍其の跡を慕つて追ひ來たのであつた。此の妻即ち難波の比賣語會神で、難波江に入つて姫島の松原に留つたが、之を追うて來た日槍は難波の渡の神に塞へられて、之に及ぶ事が出来なかつたとある。延喜式に東生郡比賣許會神社あり、其の鎮座の地即ち姫島でなければならぬ。一説に姫島は後の稗島だとあるが、是は西の方で、地理が違ふ。姫島は難波の渡よりも内部でなければならぬ。難波の渡は日本武尊の濟の神を殺して水路を開いた事から見ても、難波の崎より對岸へ渡つて難波江の口を扼するものであらねばならぬ。今西成郡江口の邊に大道・小松等の諸村がある。大道は古への大隅島の地だと傳へられ、小松は姫島の松原の名を傳へて居るものであらう。乳牛牧庄の名が此の地方にあつたのも參考すべきである。更に其の北方に

姫島と難
波の渡

味原

味原があつた。朝野群載遊女記に、「山城の國淀の津より巨川に浮かびて西行一日、之を河陽といふ。山陽・西海・南海三道に往返する者、此の路に遵らざるなし。江河の南北、邑々處々、流れを分ちて河内の國に向ふ。之を江口と云ふ。蓋し典藥寮味原厨、掃部寮の大庭庄なり云云」とある。河陽は即ち今の山崎で、是より西に下りて江口の附近に味原厨のあつた事が知られる。此味原の地は、難波地理上必要な場所で、後世之を大阪城南に求め、比賣語會神社をもこゝにありとする説がある。これは偽作圖に誤られたもので、次に其の説明を試みようと思ふ。應神天皇の大隅宮は言ふまでもなく大隅島に設けられたもので、古傳説に據れば、天皇此宮に在つて高臺に登り、遠ざかり行く兄媛の舟を望まれたとある。當時難波江中の重要な場所として選定せられたものと思はれる。其の大隅島を今の大道といふことこの確證を知らぬが、地勢を按ずるに當り然るべしと思はれる。次に

大隅宮の所在

高津宮の所在

仁徳天皇の高津宮は、大隅島とは稍南に離れて難波の崎の北端、今の大阪城の邊と

難波堀江の開鑿

思はれる。其の證據は、天皇の十一年に宮北の郊原を掘り、南水を引いて西海に入るとある。是れ即ち難波の堀江で、今の大阪市中を横斷する天満川に當る。難波江の中には大隅島・姫島を始として、其の他所謂八十島がある外、難波の崎の附近地方にも、漸々と陸地が殖ゑて郊澤曠遠といふ有様となり、南水即ち河内川の水の捌け口を閉ぐ。之が爲めに霖雨の際には、海潮逆上して巷里船に乗るといふ有様となつた。そこで天皇は、宮北に堀江を通ずるの必要を御認めになつたのである。されば、此の堀江の位置だに明ならば、宮地は其の南に之を求めざる事が出来るのである。然るに此の堀江の場所に就いては、後世種々の議論があつて、坊間に傳はつて居る難波古圖と稱するもの、中には、大阪城の南の空濠、即ち今の空堀町の低地を以て之に當て、随つて天皇の宮址をも、其の南に求めやうと云ふ説が行はれて居る。併しながら是は確かに誤りである。此の空濠は豊臣秀吉が大阪城を築くに當り、東北西の三面は水に依つて自然の防禦があるけれども、唯南の一方のみは丘陵遠く續い

偽作難波古圖

大阪城南の空濠

難波古圖
偽作の證

和氣清磨
の堀江

て、防禦が甚だ手薄なるにつき、特に之を鑿つたものだと信ぜられる。然るに後世此の低地を難波の堀江に當てるのは、確かに誤りで、是には立派な證據がある。彼の難波古圖として、荒木田久老以下、多くの學者に信ぜられて居たものは、嘗に此の堀江のみならず、更に其の南にも別の堀江の存在を示して居る。而して其の一つは、延暦七年に、攝津職大夫和氣清磨が掘つたものだとしてある。成る程續日本紀を見ると、此の時清磨が、荒陵あらか即ち今の天王寺の南方に堀江を穿つて、河内川の水を西海に導き、廣大なる耕地を得ん爲に、單工二十三萬人を役した事を書いてある。而して現に今でも所謂荒陵即ち茶臼山の東に當つて、一條の低地が東西に通じ、其の一部は今も尙市街の間に水田となつて遺つて居る。されば續日本紀の記事のみを見、又此の實際を觀察したならば、曾て此處にも一の堀江があつたと想像するのは至當の事で、此の古圖も恐らくは是に依つて作つたものと思はれる。併しながら、更に日本後紀を見れば、忽ち是が誤りたる事を知る。清磨が此の堀江に着手した事は事

難波古國
偽作の年
代

實であるが、工事困難にして費用のみ多く、遂に成功するに至らなかつた。「功遂に成らず」と明言してあるのである。して見れば、若し今の空濠が果して仁德天皇の堀江であるとしたならば、清磨は何を苦んでか之を距る僅か二十町ばかりの南方に於て、斯くの如き困難なる工事を起すの愚をなさんや。必ず此の前より存する堀江を浚渫するなり、取り擴げるなりして、容易に其の目的を達する事が出來たに相違ない。蓋、此の難波古圖の作者は、續日本紀のみを見て未だ日本後紀を見なかつたものであつた。随つて其の偽作の年代も、是に依つてほゞ察する事が出來るのである。日本後紀の世に現はれたのは、寛政年間塙保己一の門人稻山行教が京都で之を得たのが始めであつて、随つて其の以前には、清磨の工事が不成功に終つた事は一般に知られて居なかつた。攝津志の如きもいたがは鮎川の記事の下に、「本名河内川天王寺荒陵の南より流れ、木津・難波の間を経て木津川に達す、延暦七年三月、攝津大夫和氣朝臣清磨呂(云云)、今住吉郡平野の西に河内川あり、荒陵の南に堀越村あり、皆其の古跡。」

此賣許會
神社の疑
問

と書いてある。此の圖の作者は恐らく此の攝津志の記事と、實地の地形とを見て描いたものと思はれる。更らに攝津名所圖會を見ると、古圖に所謂仁德天皇の堀江なる大阪城空濠の南方に、比賣許會神社がある。又其附近の小池を味原池だとしてある。而も此の比賣語會の社が、延喜式内の比賣許會の神である事を發見したのは、近く天明八年の事で、其の前には、何ともわからぬ小祠であつたと見へて居る。此の當時、偶然舊記とやら神器とやらを發見して、翌寛政元年、寂聞聖觀なる者が此の社の縁起を編纂し、是より其の社が世に知られて、遠近よりの信者が群參するといふ程になつたと名所圖繪には書いてある。比賣許會神社は姫島鎮座で、もとより此の様な所にあるべきではない、又味原池などいふものは曾て古へに其の名なく、所謂味原池は土人の溜地で、決してそんなものでない事は明かであるが、それは暫く措き、此の頃寂聞は又、靈蹤磬碑なるものを得て、之に依つて仁德天皇の宮址が亦此の附近にある事を證明して居る。磬碑の文に曰く、

靈蹤磬碑

等由良宮治天下天皇○推古天二年甲寅歲次夏四月、承國政君○聖德太子を命、補高皇の御事津之宮皇居荒廢地於石花女關西丘、白鴨御池上、大小橋山地、以石牆疊之者、即永保天下聖趾、安固萬世靈蹤、故也

仁德天皇
宮址以下
の附會

其の僞作なる事は一見して明かであるが、當時寂聞は、ともかくも此の碑文や例の新發見の神器舊記などの證據を以て、仁德天皇の宮址・比賣許會神社、其の他の古跡を多く此の地方に引き付けて居るのである。所謂難波古圖なるもの、僞作も、恐らく此の時代で、比賣許會神社の寶物として名所圖會に掲げてある所のものが、多く笑ふべき僞作物である事を見る者は、此地圖が又、縁起の作者なる寂聞に依つて僞作せられたのではなからうかとの嫌疑を起すを禁じがたい。随つて大阪城南の空濠を以て、仁德天皇の難波堀江となし、更に其南に天皇の宮址を求めるとの説は、或は亦此の寂聞に關係あるにはあらじかと疑はれる。其の實此の僞作地圖及び僞物磬碑を除いたならば、天皇の宮址をこゝに求めんとするとは、他に全く何等の證據はない

難波堀江
と堀江川

ものである。

古への堀江は明かに今の天満川である。其の始は南水即ち河内川の水を注ぐ爲めに設けられたものであつたけれども、後には淀川及び大和川が共に是に落ち合つて、遂に所謂堀江川を爲すに至つた。帝王編年記に、「今山崎川海に通ず、是れ堀江」とある。山崎川は即ち淀川で、仁徳天皇の皇后磐之媛が紀伊より歸つて、山城の筒城宮に行かれた際にも、舟に乗つて此の堀江川から、山城川に遡られたとある。平安朝になつて、紀貫之が土佐守の任果て、京都に歸る際にも、同じく此の堀江川より遡つて居る。

堀江川と
長柄川

難波江に於ける八十島が漸次相接続して、こゝに一と續きの大坂平野をなし、淀川の下流は其の間を、此堀江川なる天満川と、其の北方なる長柄川即ち中津川との二派となつて、海に注いだのであつた。後にはまた淀川の分流の一つとして、更に長柄川の北に神崎川、即ち古へに所謂三國川があるが、此川はもと淀川と何等關係のない別の川であつた。延暦二年桓武天皇が長岡に都を移された翌年に、淀川改修の工事を行

三國川

鯨生野の
開墾

長柄橋

はれて、攝津の國神下・梓江・鯨生野あぢかを堀りて、三國川に通ぜしむとある。神下・梓江の名は後世知る所がない。鯨生野は即ち朝野群載遊女記に見へたる味原御厨あぢかのみくりやの場所で、是等の地を堀つて淀川の水を三國川に通じ、一は以て長岡京の要津なる淀・山崎より、淀川を下る船が、直ちに江口・神崎に通ずるの水路を設け、一は以て之により、淀川下流洪水氾濫の害を除いたものと察せられる。此の三國川即ち今の神崎川で、是より後、三國・長柄・堀江の三川は、淀川の分流として、南北に相對すること、なつた。中にも中間の長柄川には有名なる長柄橋があり、三國川にも亦橋があつて、交通に便してあつたもの、様に見える。文德實錄に「長柄・三國の兩河、比年橋梁漸く絶へ、人馬通ぜず。請ふ堀江川に准じて二隻の舟を置かん」とある。是は三川相對した状態を明示した文で、今日の大坂平野に於ける淀川下流の形勢は、此の時に略ほ出来たものと言つてよい。

遡つて平野成生の状態を考へるに、難波の崎即ち大阪市東部の上町うへまちの丘陵に接して、

東生郡と
西成郡

仁徳天皇の時既に郊澤曠遠といふ状を呈して居た程で、それと八十島の接續とで、ここに東生・西成の兩郡が出来た。難波崎即ち今の大阪上町丘陵から、眞直に北へ線を引き、其の線の東に生り出た土地が東生郡、西に成り出でた土地が西成郡である。

難波大郡

難波小郡

東生郡は當初難波江内の島々の多數をこめて、自ら廣く、故に難波大郡の稱があり、西成郡は當初其の地狭く、難波小郡の號があつた。後世は西成郡が東まで延長して、もとの東生郡の地も、餘程西成郡に編入されたけれども、地名の意義より察しても、丘陵の東に生じた土地は、大郡即ち東生郡で、西に生じた土地が、小郡即ち西成郡である事は疑を容れない。随つて現今では、古への大隅島・姫島等にあたる大道・小松・江口等の地方は、すべて西成郡に屬して居るけれども、其場所が所謂難波崎より北へ引いた直線の東にあるによつて、もと東生郡の中であつたと認められる。其の姫島にあつた比賣許會神社が、延喜式に東生郡中に列せられて居るのも、是によつて解せられる。又其北の味原も、和名抄には東生郡の内に列してある。延暦四年饒生野を

212296

味原の城

堀つて淀川の分流を三國川に通じた爲に、其地は河の北となり、後世は三島郡に屬すること、なつた。今三島郡三島村に味舌ましだの地があつて、攝津志に是を古への東生郡味原郷だと解したのは、たとひ當らずとするも、少くも古への味原の域が、此邊にまで及んで居たものと解してよからうと思はれる。然るに例の偽作圖は、たゞに難波堀江を大阪城南の空濠に擬するのみならず、味原をも其の南に置き、随つて比賣許會神社をもこゝに誘致するの結果となるのは、研究者の大いに注意せねばならぬ事である。

大體大阪平野の變遷は、斯くの如きものであるとして、古への大隅宮・高津宮の場所を考へて見たならば、應神・仁徳兩帝が是等の地を選定して、其處に宮を営まれた理由は十分に知る事が出来やうと思ふ。たとひ大隅島の位置に就いては、多少の疑問があるとしても、仁徳天皇の高津の宮が、宮北の郊野を堀つて作られたといふ堀江川から逆推して、其の南即ち後の大阪城の邊にあつたであらうとの推測説は、動

くまじきものである。偽作難波圖や例の靈蹤整碑一類の説の如く、之を大阪城空濠の南に求めようとする説は、毛頭證據のない事だと云はねばならぬ。

三 長柄豊埼宮

仁徳天皇の高津宮は天皇御一代限りで、都は再び大和に復したが、難波の要地である事は其の後に雖變るべきではない。孝徳天皇大化改新に際し、再び都の地として選定されたのは、交通不便に、弊竇の蟠れる、飛鳥を去らんとするの理由に出でた事は、云ふまでもないが、又一方では、此要津の必要を認められた結果に外ならぬ。孝徳天皇大化の新政は、實に此難波宮にて行はれた。精しくは難波長柄豊埼宮と申す。今の豊崎村大字南北長柄は、實に其の名を傳へて居るものであらう。此處に始めて支那の長安京に模した新式の都城が經營された。日本紀大化二年の條に「始めて京師を修む。凡そ京は坊毎に長一人を置き、四坊に令一人を置く。戸口を按檢し奸

大化の改
新と難波
京

新式都城
の經營

大化の都
制と大寶
の都制

非を督察する事を掌る。其の坊令には坊内の明廉強直にして、時務に堪ふる者を取りて宛てよ。里坊の長には、里坊の百姓の清正強幹なる者を取りて宛てよ。若し當里坊に人なくば、比びの里坊に簡び用ふる事を聽せとある。其記載甚だ簡單ではあるが、是を後の大寶令の規定に比較するに、大寶令には「凡そ京には坊毎に長一人を置き、四坊に令一人を置く。戸口を檢校し、奸非を督察し、賦徭を催斷する事を掌る。坊令には正八位以下の明廉強直にして、時務に堪ふる者を取りて充てよ。里長・坊長には、並びに白丁の清正強幹なる者を取りて充てよ。若し當里當坊に人なくんば、比里比坊に簡び用ふる事を聽せ」とある。此の双方を比較するに、文字迄も相似て、大寶令の制が、全く大化の難波京に於ける制度を、其の儘に踏襲した事は疑を容れない。都城内に於て其の各條を四坊づつに分つての制は、後の藤原京・平城京・平安京等に於ても皆同一であつて、要するに難波京は、我が國に於ける都城の先例となつたものと察せられる。

豊崎宮の位置

宮地に関する異説

長柄豊崎の場所に就いては、他に異説がある。從來普通の説では、今の豊崎村長柄・本庄の地方に之を求めるのであるが、其の地が比較的低濕だと云ふ理由を以て、高津宮と同じく、是をも大阪市東部の上町丘陵上に求めんとするのである。併しながら、既に應神天皇の時にすら大隅島に宮を営まれ、其の後所謂八十島互ひに接續して、夙に此の方面に広い平地をなした以上、此の打ち開けた平野に於て、支那式の新都城を營むに不思議はない。縦横に大路を通じた新式の都城を作り、大化新政の際の記事に見る様な條坊を劃して、規律正しい市街を起さんには、上町丘陵上の土地は餘りに狭きに失するの憾みがある。のみならず、伊呂波字類抄にも此の宮を説明して、「豊前宮坐攝津難波長柄、今造離宮是也」とある。是は恐らく奈良朝の古文で、奈良時代に造つた難波離宮が、直ちに豊崎宮にして、其所在が難波長柄なることを示して居るものである。長柄川の名は古い。而して今の長柄が古への名を傳へたものなる事は疑を容れなからう。尙萬葉集に多く見えて居る難波京の歌を詳しく調査し

奈良朝に於ける難波離宮は長柄宮

たならば、大に事情を明かにする事が出来るであらうと思ふ。

豊崎宮の壯麗

難波宮の規模は頗る大なるものであつて、大化二年着手より、白雉三年に至りて成るまで、工事前後七年を費し、其の成功の曉に於ては、之を前代に比して非常に壯麗なものであつたと察せられる。日本紀に、白雉三年九月造宮既に訖り、其の宮殿の状ことごとく論ずべからずとある。併しながら、斯く見事に成就した此の難波の新京も、多年飛鳥に於て養成せられた寺院・舊家・漢族等の固定したる舊勢力に對し、長く維持する事が出来なかつた。大化新政の事實上の當事者とも見るべき中大兄皇太子の宮は、難波に於て焼失した。時人大いに驚き恠しむとある。議會なく、新聞なく、輿論發揮の方法なき古代にあつては、反對者が漏らすに由なき不平を、匿名を以て發表するに最も都合のよいのは放火である。随つて政府が輿論の激しい反對を受けた場合には、往々にして失火を伴ふもので、天智天皇の大津京、天武天皇の難波京、聖武天皇の信樂宮等、皆是であつた。要するに大化の難波京は、世論の激しい反對

舊都の反對

輿論の反對と放火

中大兄皇太子飛鳥に歸る

の中に設けられたものと言はねばならぬ。当初は改革者の迅雷的施設に對して、沈黙しなければならなかつたものも、次第に自覺と奮激とによつて、反抗熱が高まつたものと見える。時勢を見るに敏なる中大兄皇太子は、此に對して到底難波京が、長く維持すべからざることを看破せられて、白雉四年、即ち宮殿の漸く成就した年の翌年を以て、飛鳥の舊都に歸り給はん事を奏上された。併しながら、追がに孝徳天皇は是を御採用にならない。皇太子乃ち先帝及び皇后を奉じ、皇弟等を率ゐて難波を捨て、舊都に歸られた。そこで公卿大夫百官人等悉く之に従ひ、難波宮は爲に殆ど空虚となつた有様。是れ一は當時實權天皇になくして、皇太子政務の衝に當つて居られた爲ではあるけれども、亦當時の時勢が、難波を去つて飛鳥に就くを要求したとを示すものと言はねばならぬ。天皇甚だ之を遺憾に思召され、憤懣の餘り、遂に位を去らうと迄決心せられ、宮を山崎に造らしめ、遙に歌を飛鳥なる皇后に送られて、御心中を述べられたのであつたが、間もなく病に依つて崩じ給ひ、事實上難波宮は廢たれる事になつて了つた。

四 飛鳥復都後の難波京

歷朝難波宮行幸
難波宮の防備

齊明天皇飛鳥に即位せられたことは既記の通り。併しながら、難波宮は之が爲に全く廢せられたのではなかつた。都城と宮城と、共に依然として保存せられ、屢々行幸の事があつた。のみならず天武天皇の八年には、此の京に羅城を設けて帝都防禦の備をなされ、十二年には是を以て皇都と定め、京内の宅地を群臣に班給すべきの詔をも發せらるゝ程の事であつた。奈良朝に至つても難波は舊き都として、尙存在し、歷朝屢々行幸の事が歴史に見えて居る。宮殿其の他の建築物が依然として保存せられて居つた事は、亦種々の記事から知る事が出来る。天武天皇の難波宮は朱鳥元年大藏省失火の爲に宮室悉く焼け、僅に兵庫職を残すのみとなつたが、其後間もなく再建したものと見えて、持統天皇の六年四月に、難波の大倉の記事が日本紀に見え

難波の諸官廳

聖武天皇
と難波宮

て居り、越えて文武天皇は、三年正月難波の宮に行幸して、二十五日間滞在せられたとある。殊に慶雲三年九月にも行幸があつて、當時陪從の人々の歌が、少からず萬葉集に見えて居る。其の後元正天皇養老元年二月にも、聖武天皇神龜二年十月にも、又復行幸があつた。特に聖武天皇は、式部卿藤原宇合をして知造難波宮事に任じ、大いに造營の工を起された。萬葉集所收宇合の歌に

昔こそ難波田舎と言はれけめ

今は都とみやこびにけり

難波の舊都は一時田舎として歌はれて居つたが、茲に至つて再び一の華やかなる都となつたものと見える。此の奈良朝時代に於ける難波宮は、即ち大化の長柄豊崎宮の再興修營であつて、前記いろは字類抄引用の古文に其記事あるのみならず、神龜二年十月行幸の際の笠金村の歌には、當時の宮を明かに長柄宮だと詠んである。然らば其の間焼失再築等の事があつたとしても、ともかくも大化以來難波宮が引續き

存在して居た事は疑を容れない。

是より後、難波宮造營の工事は繼續して、天平四年には石川枚夫ひらふが造難波宮長官に任ぜられた。當時の難波宮には太政官もあり、宮内殿もある。恐らくは種々の宮殿は勿論、八省百官の役所も略ぼ整つて、宛然中央政府の形態を爲して居つたものと察せられる。殊に天平六年九月には、難波京内の宅地を群臣に頒ち與へるまでに事が進んだ。其の割合は三位以上には一町以下、五位以上には半町以下、六位以下には四分の一町以下と見えて居る。當時の群臣有位者の數は固より之を知る事は出来ぬけれども、天平十六年の春正月、聖武天皇が群臣を會して都を何處に定むべきかを議せしめられた際に、恭仁京を可とする者が五位以上二十三人、六位以下百五十七人、難波京を可とした者が五位以上二十三人、六位以下百三十人とある。假りに是で當時の有位者の全部を盡したものととも、五位以上が四十六人、六位以下が二百八十七人の多きに達して居る。此の時には無論此の以外、可否の數に加はらぬも

難波京宅
地班給

のも多少居つたに相違ない。中にも當時の公卿七人の如きは、無論此の外と見なければならぬ。故に、今假りに右の數を基として、公卿七人が假りに一町宛の土地を得るとして七町、五位以上四十六人が假りに半町宛の地を得るとして二十三町、六位以下の者二百八十七人が四分の一町宛として七十二町、合計百二町の場所は當時の有位者のみに割り當てられたものと見なければならぬ。京内に於て彼等が占める宅地のみにても、既に斯くの如きものであるのを見ても、難波京の規模がかなり大なるものであつた事が察せられる。此の規模の大なる支那式都城は、當時の上町丘陵の上のみには到底容るゝ事は出来なかつたに相違ない。此の點よりのみでも、豊崎宮が、此の長柄・本庄の平野にあつたことを認めねばならぬ。

聖武天皇當時の難波宮の造營に就いては、續日本紀等の國史には詳しく見えて居ない。併し幸に正倉院文書の中に、天平六年より十年頃に涉つて、難波宮造營に關する記事が少からず見えて居るのを見ても、其の引續き行はれて居つた事を明かにする

難波遷都

事が出来る。かくて天平十三年に、一時聖武天皇は、右大臣橘諸兄の議によつて、平城京より恭仁京に遷られたが、是には藤原氏の反對があつたものと見えて、十六年に至つて更らに難波遷都の事になつた。是は言ふ迄もなく、從來引續き造營せられて居つた難波宮に移られたものと見なければならぬ。此の事は尙恭仁京の條下の詳説に譲ることとして、ともかくも斯くの如くにして難波離宮は、一時正式に皇居となり、天皇は此の年閏正月に難波京に行幸せられた。是より遷都作業は着々進行し、翌二月には恭仁京の高御座及び大楯を此宮に運び、又水路より恭仁京の兵庫の器什を難波に運び、恭仁京の百姓で難波に移らうと願ふ者は之を許された。言ふまでもなく、橘諸兄の恭仁京遷都の事に反對した藤原氏の勢力が、諸兄を壓した結果の然らしめた所である。併し是は一時の政策に過ぎなかつた。聖武天皇は一度は恭仁を去つて此の宮に移られたものの、それは極めて短い時期で、藤原氏の意志は難波にあらずして、奈良にあつた。難波遷都は所謂敵本主義で、天平十七年八月には、都は

遂に再びもとの平城ならに歸る事に決し、諸兄の事業が一畫餅に歸したと共に、難波京も亦皇都たるの資格を失つた。

然れども、難波宮は尙此平城復都の爲に廢せられたものではなかつた。此の後もなほ一の離宮の形を以て存在し、天平勝寶八年二月にも、孝謙天皇は聖武上皇と共に行幸があつて、東南の新宮に御し、翌月朔日太上天皇難波堀江の畔りに御幸せられた事も見えて居る。此の際の陪從の人々の詠んだ歌は、萬葉集に少からず收められて居る。

桓武天皇
難波宮
廢止

桓武天皇平城を去つて山城長岡に都を遷さるるに及んで、行政財政の整理上の意味からでもあらうか、難波宮は遂に廢せられた。從來攝津の國は此處に都があつた爲に、他の諸國と同様の國司の下に置かずして、特に之を職となし、なほ左右京職と同様の取扱の下に、攝津職をして之を管せしめて居つたのであつたが、是に至つて攝津職を廢して攝津の國と爲し、全く他の諸國と同一行政の下に置く事になつて了つ

た。

曾て應神天皇が大隅宮を營まれて以來、日本紀の年代に従へば茲に四百二十九年、孝徳天皇の大化からは百三十九年にして、難波京は名實共に全く廢せられて了ふ事になつた。

五 難波の別宮

難波には所謂難波宮たる此の豊崎宮の外に、亦種々の宮名が傳はつて居る。中にも特に注意すべきは味經宮あぢふである。孝徳天皇白雉元年正月朔、天皇此の宮に幸して賀正の禮を觀そなはし、即日還宮し給ふたとある。其地は所謂味原郷あぢふで、前記難波地理沿革の條に記した通り、江口の附近なる典藥寮所屬の味原厨、又延暦四年開鑿の鰻生野の邊に相違ない。今江口の西方に北中島村大字東宮原・南宮原・北宮原・宮原新田等の地があるのは、當時の味經宮の名を傳へて居るものではなからうか。奈良時

代に於ては、難波宮を一に長柄宮とも、又味經宮とも云つて居る。神龜二年難波宮行幸の時の、笠金村の歌に、

長柄宮と
味經の原

忍照る難波の國は、葦垣の古りぬる郷と、人皆の思ひ息ひて、つれもなくありし間に、續亭なす長柄の宮に、眞木柱太敷きて、食す國を治め給へば、沖つ鳥味經の原に、物部の八十伴緒は、廬して、都なしたり、旅にはあれども。
荒野らに、里はあれども大君の

敷きます時は、みやことなりぬ

此の歌には、明かに長柄宮と味經原とが同一場所にあることを示して居る。更に天平十六年田邊福麿の難波宮の歌には、

難波の宮
と味經宮

八隅し、我が大君の、あり通ふ難波の宮は、勇魚取海かたづきて、玉拾ふ濱邊を近み、朝はふる浪の音騒ぎ、夕なぎに梶の音聞こゆ。曉の寐覺に聞けば、海石の鹽干のむた、浦洲には千鳥妻よび、葭邊には鶴鳴きどよみ、見る人の語りにすれば

聞く人の見まくほりする、御食向ふ味原宮は、見れど飽かぬかも。

あり通ふ難波の宮は海近み

海人乙女等が乗れる船見ゆ

とあつて、難波宮を一に味原宮と明記してある。當時の難波京は、長柄川の北味經の原に及び、大化の際には別物であつた味原宮の名を、彼是混用する事になつたものと見える。

難波市

なほ奈良時代の難波京の繁花は、堀江川即ち今の天満川以南にも及び、江南に難波市があつた。續日本紀延暦三年五月の條に、

今月七日卯時、蝦蟇二萬ばかり、長さ四分ばかり、難波市の南門より、南行す、その列三町ばかり、道のま、に南へ行いて四天王寺に入り、午の時に至りて皆悉く散じ去る。

とある。以て難波市が天王寺よりは北、天満川よりは南にあつた事が知られる。

難波崎宮
蝦蟇行宮

大郡宮
小郡宮

子代離宮

味經宮以外にも、日本紀には、孝徳天皇の時に難波崎宮・蝦蟇行宮・大郡宮・小郡宮・子代離宮等の名が見える。難波崎宮は其の名からしても、難波崎即ち上町丘陵の北端で、今の大坂城の地なるべく、仁徳天皇高津宮の場所と思はれる。蝦蟇は後の高津で、今の東西高津の邊であらう。之を高津と書くのは、高津の宮の名の文字を附會したに過ぎない。俗に仁徳天皇の宮址を彼の高津に求めるのは、此の文字の附會の結果で「たかつ」かはづ」もと別地である。大郡が東生郡、小郡が西成郡である事は前に記した通り。随つて大郡宮は東生郡の地、小郡宮は西成郡の地であつたらしい。其の小郡は、天平寶字四年十一月の正倉院文書によるに、堀江川の南にあつた。之に對して大郡宮は、後の長柄宮の邊であつたかと想像される。子代離宮は日本紀の注に、難波狹屋部邑の子代屯倉を壞ちて行宮を起すとあつて、後の西成郡讚陽郷の地であらうと思ふ。

第五章 大津京

一 大津京沿革

俗に平忠度のだといふ讀人知らずの歌に

さいなみや志賀の都は荒にしを

昔ながらの山ざくらかな

志賀の大津京は、荒れたる都として、後世永く歌人の口の上つて居る。天智天皇が藤原鎌足と共に孝徳天皇を奉戴して、大化の大業を遂げ、難波に都を遷された事、其の難波京は飛鳥勢力の反對にあひて、長く繼續する事が出来ず、帝都再び飛鳥に復した事は、共に前に記した通り。而も此の名臣賢相は、復到底長く此の弊竇の蟠れる飛鳥の地に止まり、舊勢力の壓迫の下に、晏然たる事が出来なかつた。齊明天皇崩

志賀の荒
都

大津選定
と當時の
國情

じて後、天皇なほ皇太子のまゝ、制を稱し給ふ事六年、いよく即位されるに及んで、遠く景行・成務兩帝の跡を尋ね、大津の地を選定して、茲に都城を營まれた。場所は景行天皇志賀高穴穗宮の附近で、東北に辛崎の港を控え、是に依つて湖上を利用し、東海・東山・北陸諸道に通ずるの要地である。當時我邦の勢力は、新羅の離畔・百濟の滅亡によつて、著しく韓半島に衰へた代りに、齊明天皇の朝阿倍比羅夫の東夷征伐に依つて、遙かに奥羽地方に發展した。殊に日本海方面に著しく、皇威は遠く北海道渡島にまで及んで居る。のみならず天皇は、太平洋方面の經營にも注意せられ、石城の船造をして大船を作らしめ、探檢の遠征隊をも派遣せんとせられた程であつた。此際に於て天皇が、此の要地を選ばれた事は、曩に日本武尊東夷征伐の後、景行天皇が此の穴太の地を選んで、都を營まれたと全然同一の意味が有る。此の外に尙今一つの事情は、天智天皇御一代は、百濟の爲に唐及び新羅と戦つた結果として、是等諸國の入寇に就いて、非常に警戒された事の意味も加はつて居ると思はれる。天皇

天智天皇
と奥羽經
營

天智天皇
と外寇防
備

は對馬・筑紫、長門の豊浦、讃岐の屋島等の諸地に城郭を造られ、更に大和・河内の境上なる高安山にも要塞を設けられた程であつて、常に外寇を防ぐの準備に汲々として居た。随つて飛鳥京が、是等外寇に對して守ることの不便なるを察せられ、更に遠く内地に退き、逢阪山の天嶮を控へた此要害の地を選ばれたに相違ない。要するに天皇の大津遷都は、主として飛鳥を遠ざからんとする事、東北に對する交通の便を求めたこと、外寇に備へた事、この三箇條にあつたと思ふ。

大津遷都の後も天皇は、飛鳥に對して常に注意を怠り給はなかつたやうである。飛鳥・檜前地方の漢人等は、もと蘇我大臣家の爪牙であつた。入鹿誅伐の時、彼等は一致反抗の態度を執り、皇太子の説諭によつて、一旦服従はしたものの、彼等が大化の新政を喜ばなかつた事は、想像し得られるのである。況や都を他に奪はるゝに於てをやだ。のみならず、皇弟大海人皇子は、儲貳の位を辭して吉野に籠られた。言ふまでもなく舊都の勢力に依頼したもので、時人之を評して虎を野に放つが如しと

近江朝廷
と飛鳥舊
都

大津京と
輿論の反
對

言つたとある。こゝに近江朝廷に取つては、更に大警戒を要する一敵國を現出したものと言はなければならぬ。天皇の大津京維持の困難察すべきである。果して大津の遷都は、猶難波の都が當時の反對を招いたと同じ様に、當時の輿望に反した事は著しきものであつた。萬葉集に見える柿本人麿の歌にも、明かに其の意が現はれて居る。日本紀の記事を見ても、世人の反對甚だしくして、諷諫者多く、又例に依つて屢々出火があつた事が見えて居る。天皇八年十月初、遷都後二年にして、忽ち新京の大藏省が焼けて居る。十年にも再び大藏省が焼けて、遂に宮城全部鳥有となつたとある。是亦言ふ迄も無く、一應は反對者の所爲と疑うて見なければならぬ。是より先天皇は、大津京を以てなほ不安心だと思召され、九年二月に蒲生郡に行幸して、宮地を選ばれたとある。更に此大津を避けて、今一層外寇の侵入に遠ざかり、飛鳥の舊勢力より離れやうといふ思召であつたかも知れない。然るに再び大藏省が焼け、宮城鳥有に歸したる翌月に、不幸にも天皇病んで崩じ、引續き壬申の亂があ

大津宮の
火災

壬申の亂
と大津宮
廢止

つて、近江の軍敗れ、大津京は遂に全く荒廢に歸してしまつた。此の運命に就いては、天皇も夙に深く御心を勞せられ、御病漸く篤きに當り、大友皇子及び諸大臣等を召して、二度までも同心協力を誓はしめられた。恰も豊臣秀吉の最期に當り、五大老をして嗣子秀頼に對し、二度迄も異心なき事を誓はしめたこと、符節を合すが如きものであつた。而して其の結果は亦彼此同一で、秀吉の歿後關が原役・大阪役により、豊臣氏の滅亡したと同じ様に、天皇崩後近江京荒廢の運命を免るゝ事が出來なく、歌人をして永く荒れたる都と歌はしむるに至つたのである。

二 大津宮の位置

大津宮の位置は今の大津市では無くて、是より遠く北の方、辛崎に近い滋賀村なる滋賀里の地であつた。是は天皇が都を此に定められた翌年に、宮城の西北の山に崇福寺を營んだといふ記事から推定する事が出来る。崇福寺は大津京荒廢の後も尙久

滋賀里

崇福寺と
大津宮

蟻の内は
義荒内裏の

しく保存されて、恐らくは平安朝の末頃までも儼然として維持されたもの、様に思はれる。今も尚、其の礎石の一部は完全に保存され、最近に碑を立て、其の場處を表彰すること、なつた。而して此の崇福寺から東南に當つて、小字蟻の内といふ處がある。蟻の内は思うに荒の内裏あれうちの義で、所謂志賀の都の荒にし跡の名を傳へて居るものであらうとは、嘗て舊都址調査熱心家の木村一郎といふ人の説であるが、寔に然るべきことである。之に接して小字宮の内がある。こゝには氏神の社があるので、或は其お宮に關係した名かも知れないが、ともかく此邊一帯が宮城址なることは疑を容れない。長岡京の宮城の址にも、字大極殿といふ名が残つて、今は其の地に記念碑を立て、其の遺跡を明示して居るが、之と並んで、東北に、同じく荒内あれうちと稱する小字が傳はつて居る。是れ勿論荒内裏の義で、亦以て大津宮の場合の旁證となすべきものと思ふ。

大津京の
四至

大津の京城は、此の荒の内附近を宮城として、是より南に延長し、西は比叡の山麓

大津宮址
の碑

から、東は湖畔に近い地方までの間に、支那風の都制によつて營まれて居つたものと察せられる。明治二十八年に其の南部なる錦織村に、大津宮址の碑が立つた。是は其の地の字を御所の内と稱するより誤解したものであつて、大津京の宮城とは、甚だしく其位置を異にして居るものと思はれる。御所の内とは、恐らく近江守源頼義の館の跡であらう。近ごろ此碑移轉の計畫があるとか聞いた。

三 廢都後の大津

大津宮は壬申の亂の起る前に既に烏有に歸して、引續き大亂となり、都は大和に復して、宮は再び起らなかつたが爲に、其跡が忽ち荒廢して、春草の徒らに生茂れる有様となつたのは、當さに然るべき處である。柿本人麿が、大津の故都を過ぎて作つた歌に、

玉だすき、畝傍の山の樞原の、聖ひじりの御代ゆ生あれまし、神のことく、樛つがの木の、

大津宮荒
廢の狀

いやつぎ／＼に天が下、知ろしめし、を、空に見つ大和を措きて、青丹よし奈良山を越え、如何様に思ほしめせか、天離る鄙にはあれど、岩ばしの近江の國の、漣の天津の宮に、天の下知ろしめしけん、皇の神のみことの、大宮はここと聞けども、大殿はこ、といへども、春草の茂く生ひたる、霞立つ春日の霧れる、百敷の大宮處見れば悲しも。

漣の志賀の辛崎さきくあれど

大宮人の船まぢかねつ

漣の志賀の大和田よどむとも

昔の人に復遇はめやも

とあるのは、明かに其の荒廢の狀を現はして居ると共に、天皇の遷都が、輿望に反して居た意味をも示したものである。此の歌の時代は之を詳かにする事が出来なけれども、萬葉集に持統天皇朝とあるによれば、假りに之を此の御代の最後の年と

梵釋寺

しても、天智天皇崩後僅かに二十五年を経過したに過ぎない。而も此時に於て既に、大宮はこ、と聞けども、大殿はこ、と言へども、春草茂く生ひて其の場所を知る事も出来無かつたと言つて居る。是れ蓋し勢の然らしむる所、已むを得ざる事であらう。

併しながら、大津京が帝都としての地位を失つた後にも、大津の地が要津として残つた事は言ふ迄も無い。桓武天皇即位の後、延暦五年に、曾祖父に當らせらるる天智天皇の御爲に、梵釋寺を此の地に建てられた。寺は早く廢して、其の場所は後世傳ふる處が無いけれども、今滋賀村大字南滋賀の一部に蟹學堂と稱する處があつて、此處に黄色の一種特別なる古瓦を多く出し、又大きな塔の礎石、竝に多くの礎石の發見せらる、所がある。言ふ迄も無く是れ大寺の跡で、此の地方に於て之に充つ可きものは梵釋寺のほかには有らうとは思はれない。梵釋寺は、今昔物語の記事によるに、三井寺の北とある。又嵯峨天皇弘仁六年、辛崎に行幸し、志賀山寺即ち崇福寺の

佛を拜して、更に梵釋寺に立寄られ、永忠僧都の奉つた茶を召上がられた事など考へると、此の礎石は即ち恐らく梵釋寺の跡を示したもので、古への大津京は廢しても、なほもとの因縁を尋ねて、其の一部に營まれたものと言はなければならぬ。近年此の蟹學堂を勸學堂の訛りと解し、天智天皇の創められた學校の遺址であらうとの説があつて、余も然か考へた事があつたが、當時の學校に其の稱なく、又遺蹟が明かに寺院たる以上は、此の説は成立つまい。

延曆七年に傳教大師が叡山を開き、此處に寺を創めた。場所は稍離れて居るが、是亦、大津舊京の寺だと言つてもよからう。といふのは、百濟滅亡の後其の遺民多く我邦に歸化した中に、一技一能を有するものは多く天智天皇の朝に用ひられたが、其の一人に答炆春初といふもの、比叡山に寺を造つて、こゝに退隱したとある。後に奈良朝に至つて近江守藤原武智麿が其の故跡を尋ねて、詩を作つた事が懷風藻に見えて居る。是は大津宮の遺臣が、出で、飛鳥の朝に仕ふるを憚り、此の地に幽居を求

延曆寺

答炆春初
幽棲の記

めて其の終りを遂げた者の一例と見るべきものであらう。而して傳教大師の延曆寺は、此の舊京に梵釋寺が作られた翌々年に、右の春初の寺と同じ山内に造られたのであつた。春初ばかりでなく、大津宮の遺臣は、大津京の荒廢の後も、尙、茲に幽棲の地を求めて、舊京の名残を傳へたものが多からう。今も崇福寺の古境内に、此の時代のものと思はれる數多の墳墓の存在することは、臚氣ながら此の事實の存在を示して居るものではなからうか。

大津宮廢して、其の要津は古津の名を得て居たが、桓武天皇山城に遷らるるに及んで、更に大津の名を復舊し、之を以て新京より東國に通ずるの要津とせられた。今の大津は名を同じうして、其實場所を異にして居る。織田信長が叡山を燒討して、僧兵の勢力を根絶して以來、是まで叡山に備ふる爲に設けられた坂本城を大津に移して、今の大津は次第に隆盛を加へた。逢阪關を越えて東する者は、これより勢多の橋を渡り、湖東を過ぎて東海・東山・北陸の諸道に通ずるやうになつた、かくて舊の

大津の名
復舊

大津市

大津、即ち志賀里の地は、荒たる都としての名をすらも忘れらるゝに至つた。

萬葉	さゝ波の國つ御神の浦さびて苑にし都見れば悲しも	高市古人
同	さゝ波の志賀さゞれ波しくくゝに常にと君がおほしたりけり	置始東人
拾遺	さゝ波や志賀の浦風いかり心の中の涼しかるらん	公 任
後拾遺	櫻花道見えぬまで散りにけりいかゞはすべき志賀の山越	橘成元
新古今	さゝ波や志賀の濱松古りにけり誰か世に引ける子日なるらん	俊 成
同	志賀の浦や遠ざかり行く浪間より氷りて出づる有明の月	家 隆
同	見せばやな志賀の辛崎麓なる長等の山の春の景色を	慈 圓
山家集	春風の花の吹雪に埋もれて行きもやられぬ志賀の山道	西 行
拾玉	散まがふ花に心の結ばれて思ひ亂るゝ志賀の山越	慈 鎮

第六章 藤原京

一 藤原宮の所在

天武天皇
と藤原宮
地の選定

飛ぶ鳥の飛鳥の舊勢力の羈絆を脱して、發展的帝國の首都としては甚だ不適當なる、此の大和平野東南隅の地から遠さからうとする天武天皇の努力も、流石に其の勢を利用し、其の援助の下に帝位を得られた此の君の御一代間に、之を實現せしむる事は困難である。而も支那文明の續々として輸入せらるゝ此の際に於て、よしや遠さかり難い飛鳥の土地には御辛抱するとしても、此舊式不規律なる飛鳥京と、其淨見原宮とに就いては、如何にも御満足が出来なると見える。そこで到底飛鳥を去るの目的の達し難きを看破された天武天皇は、新舊兩思想の調和をこゝに求め、飛鳥京城内を巡幸して、新宮の場所を求められた。蓋從來の帝都の一部に、新式の宮城を經

營されるに満足せざるを得なかつた事と思はれる。而も天皇間もなく崩ぜられて、是すら實現さるるに至らず、持統天皇即位の後、飛鳥京城の一隅に、藤原宮は造られた。是れ蓋天武天皇晚年御選定の新宮の地であらう。其場所は淨見原宮からは西北で、舊京の一隅に當つて居る。萬葉集に收むる藤原御井の歌に、

藤原宮の位置

八隅し、我が大君、高光る日の御子、あたらへ龜妙の藤井が原に、大御門始め給ひて、埴安の池の堤に、あり立たし見し給へば、大和の青香久山は、日の經の大御門に、春山と茂みさび立てり。畝傍の此の瑞山は、日の緯の大御門に、瑞山とさび居ます。耳成の青菅山は、背面の大御門に、宜しなべ神さび立てり。名ぐはし吉野の山は、影面の大御門ゆ、雲井にぞ遠くありける。高知るや天の御蔭、天知るや日の御蔭の、水こそは常しへならめ、御井の眞清水。

是は藤原宮時代の歌人が、城東の埴安池の堤に立つて、藤原宮を望み、其の實景を詠じたものである。藤原宮は右の歌にも見ゆる如く、大和平野の東南隅に鼎立する

藤原宮
飛鳥京城
内の一宮

畝傍・耳成・香具三山の間に在つて、南の方遙かに吉野山に對して居つた。飛鳥舊京から云へば、或は西北郊外とも見るべき場所ながら、又固より飛鳥京の一部分であつた事は前に記して置いた通り。されば、京の名より言へば、是亦飛鳥京の一で、之を藤原京と稱するのは適當でない。されば日本紀には、常に藤原宮とのみ書いて、一も藤原京と言つた例は無い。之を藤原京と稱するは、茲に新式の都城が經營されて、飛鳥舊京とは別に、自から一の新京が出来た形をなしたからである。されば藤原京といふは、單に便宜上から假りに稱へたのみで、其實は依然として飛鳥京中の一宮である事、なほ、飛鳥の板蓋宮・淨見原宮・岡本宮等が、何れも飛鳥京中の一宮として存すると同じものと言はなければならぬ。藤原京經營は持統天皇の御代に在つて、日本紀に之を新益京とある。新たに益した京の義で、從來の飛鳥京を西北郊外に擴張して、こゝに新式都城制を布いた事を示したものと思はれる。

新益京

二 藤原京の都制

大寶令に見ゆる藤原京制

大寶令と養老令

藤原京の制は、後の平城京・平安京、若くは大化の難波京と同じく、支那の長安京の制に摸したる京城であつた。是は大寶令の記事によつて明かである。論者或は言ふ、所謂大寶令の記事は、實は養老年間に修正されたもので、隨つて其の記する所、養老當時の實際を示したものであらう。されば之を養老當時の平城京の都制に適用するは可なれども、之に依つて藤原宮の制度を知らんとする事は不可なりと言つて居る。併しながら、是は其の一を知つて未だ其の二あるを知らざるもの言である。成る程養老年間に令の修正があつた事は事實に相違ないけれども、其修正たる極めて手輕な、一小部分のみで、事實上重要なものは多く大寶令制定當時の儘に保存されて居る。是に就いては學者間にも種々の疑問と議論とがあるが、それはともかくとして、多數の實例から立證して、事實上大寶當時のままのもの多しとは、疑を

容れない。而して特に此の京城の制に關する記事に於て、適切に之が證明される。即ち令文の記する所、明かに藤原京の事で、到底以て平城京に適用することの出来ないものである。

藤原京と平城京との比較

藤原京十條

平城京は實地の調査に依り、又田籍・田圖に徴し、特に東大寺東南院所傳律書殘篇引く所の國郡記事によりて、明かに證明せらるる如く、京城を南北九個の條に分つて設計されて居る。然るに大寶令記する處の京城の制を見るに、左右京各坊令十二人とある。坊令は四坊即ち一條に一人宛を置くの制で、隨つて其の當時の京には、十二個の條があつたことを示して居る。是は既に令集解に於て認むる所。即ち藤原京は南北十二個の條に之を分ち、各條更に之を四坊宛に分ち、通計四十八坊、朱雀大路に依つて東西に分れ、左右兩京合して九十六坊になつて居つたものと言はなければならぬ。從來令の文を解するもの、往々此の坊令十二人の事實をもつて、平城京にも、平安京にも當てはめんと試みて居るが、其の誤なる事は明かで、是は藤原京

にのみ限るものである。之を平城京に比するに、條坊の數に於て確かに多かつた。併しながら、藤原京は前記萬葉集の歌の示す如く、畝傍・香久・耳成の三山の間に限られて居つたものとすれば、其の場所は頗る狭くして、到底平城京の廣大なるに比する事は出来ない。即ち當時の條坊は、之を平城に比して甚だ狭少であつたものと思はれる。勿論事實上には、もとの飛鳥京の主要部、即ち藤原京から云へば東南郊外の地も、引き續き般賑の地であつたとは察せられるが、是が管理上に、京と如何なる關係の下にあつたかを明にする事を得ないのは遺憾である。

藤原京の遺跡は、其の後、恐らくは平城遷都後、久しからずして、大和平野を通じて條里の制が實施され、所謂耕地整理が行はれたが爲に、全く破壊せられて、當時の道路の遺影は、後世之を實地に求める事が出来ない。併しながら、大寶令の記事と、遺蹟の地名と、後の平城・平安兩京の實際とを綜合して推測したならば、略々當時の様子を知る事が出来やうと思ふ。其宮城の位置は、釋日本紀引く所の氏族略記に、藤

藤原京條坊の遺影

宮城の位置

鷺巢神社

朱雀門址

原宮は「高市郡鷺巢阪の北の地に在り」とある。扶桑略記には「大和高市郡鷺巢阪の地是なり」とある。兩者稍相異はあるけれども、要するに藤原宮城は、鷺巢阪と稱する地の附近にあつたに相違ない。今藤原宮の所在として知られたる、大和三山の中間の地を調査するに、日高山とか、小山とかいふ小丘陵はあるけれども、位置東に偏して、宮城に充つ可き場所では無い。然るに、延喜式に高市郡鷺巢神社が有る。今同郡白檉村大字四分の鷺巢八幡社即是で、其の地は阪と言ふ可き地勢では無いけれども、略々畝傍・香久兩山の中央を通過する南北線の附近にあつて、藤原京の朱雀大路が此の神社と遠からざる場所を過ぎて居つた事は明かである。して見れば、宮城を此の鷺巢神社の北方に求めて、ほゞ其位置を知ることが出来やうと思ふ。古事記垂仁天皇の條に鷺巢池が有る。扶桑略記及氏族略記に鷺巢阪とあるものは、或は鷺巢の池若くは杜の誤寫であるかも知れない。今鷺巢八幡の所在の地に、小字門の脇といふのがある。是或は宮城朱雀門の脇の名を傳へて居るのであるかも知れない。更に

殘存せる
土壇

帝都

一三六

鷺巢神社の北方に當り、鴨公村大字醍醐領のうち、其の村落を距る西北約二町の地に一の土壇跡が遺つて居る。又其附近からは、明治四十四年中に數個の礎石を發見した。是は無論或る寺院の遺址には相違ないが、もと藤原宮と何等かの關係があるものではなからうか。天平十六年恭仁宮廢して國分寺となり、弘仁の初め平城宮廢して超昇寺の出來た事など思ひ合すと、此の間に或る連鎖のあることが推測せられる。

藤原京四
至の推測

ともかくも藤原宮城が、鷺巢神社と耳成山との中間にあつた事は動くまい。而して其の正門から朱雀大路が南に通じて、京城を左右兩京に分つ。此の朱雀大路と宮城との位置が定まつたならば、之を基として左右京の範圍を略々定むることが出來やう。今耳成山の南方を東西に通ずる初瀬街道は、之を横大路と稱して、推古天皇の朝に難波より飛鳥に通ずる大道を開いたとあるもの、即ち之に當ると察せられる。藤原京は、此の大路を北京極として、其の以南に十二個の條を設けられたものらしい。白

四條五條
の名

高殿の遺
蹟

檀村大字四條は、條里制の二十六條に當り、随つて其の名は條里に基するものではない。殊に其の四條の小字に東西五條のあるのを併せ考へると、これは藤原京の四條・五條の名の遺れるものらしい。又其の東京極は、是も恐らく推古天皇の御代に聖德太子に依つて設けられたと信ぜられる中道を應用し、西は今の神武天皇陵の前を南北に通ずる大道附近に及んで居つたものらしい。此の東西の兩道は、共に畝傍・香久兩山の麓に近く通じて、山との距離がほぼ相等しい。即ち藤原京は、前より存する中道と横大路とを東と北との京極に應用し、正しく三山の中間に設けられたものらしい。中道の事は壬申亂の記事にも見えて、古來著名の道路であつた。無論其の東京極外にも、舊飛鳥京の繁華が幾分維持せられたるべきは之を認めねばならぬ。

然るにこゝに一説がある。高市郡鴨公村大字高殿の中に、小字を大宮・宮所・大君・倉町・中殿・城殿等と稱し、多少宮城に由縁ありけな地名が多く存在して居る。是を以て此の地を藤原京の中心とし、宮城の所在地だと説く者がある。併しながら、此の

衣通姫の
藤原離宮

藤原京に左右兩京の別があり、兩京對比シムトウリをなして各十二の坊令に分管せられ、規模整然たりし當時の都城の制から推測すると、到底高殿の地は東に偏して、之を認定する事が出来ない。殊に鷲巢の地との關係上より、明かに不適當である。然らば是等の字あきは何が故に起つたか。今若し誰か之を宮址だと云ひ出せば、此位の地名は、容易に出來無いでもないが、若し是が宮殿に關係あるとすれば、或は允恭天皇が衣通姫の爲に設けられたる、所謂藤原宮に充つ可きものかも知れない。

大原と藤
原

更に一説がある。今日飛鳥の東方にある小原をばらは、即ち古への大原にして、是れ即ち藤原であるといひ、此處に藤原の宮址を求めやうとするのである。而して舊來の諸説は、多く之を認めて居るけれ共、是は小原が藤原氏の祖先たる鎌足の住居であつたといふ古説と、茲に宮ノ前・宮ノ上・宮ノ後など稱する小字が有る事から稱へたに過ぎない。宮ノ前・宮ノ上・宮ノ後などの名は、そこに一つの神社が有つたと推測したならば、容易に起り得べきものである。而してこゝには大職冠の社があつて、それ

鎌足と藤
原第
武智麿と
大原第

を宮と云つたものである。宮ノ前の北を寺西といふ。藤原寺の西の事である。藤原鎌足が高市郡藤原第に生れたとの事は、惠美押勝の著なる大職冠傳に見えて居る。而して茲に大職冠の社があり、藤原寺があり、且つ鎌足誕生地の傳説を傳ふるが故に、之を以て彼が藤原姓を得た因縁の地とし、こゝに、藤原の宮址を求めのは、強ち無理ならぬ事ではあるけれ共、鎌足の生れた藤原第が此の地だとの事は、何等の證據は無い。而して藤原家傳下には、鎌足の孫武智麿が大原第に生れた事を書いてある。是に依れば此の大原の地に藤原氏の邸宅のあつた事は明かであるけれども、鎌足の生れた藤原が此處だと云ふ證據にはならぬ。誕生山の名も、鎌足誕生の傳説も、恐らく武智麿の事を誤り傳へたものであらう。鎌足の生れた藤原第は、衣通姫の藤原宮、持統・文武兩帝の藤原京と同所でなければならぬ。而して其地は萬葉集の歌、大寶令の都城の制、其の他多くの徵證の動かす可らざるものがあつて、三山の間たることは到底否認出來ぬ。随つて藤原宮を小原に擬する説の妄なるは、言ふ迄も

無い事である。

藤原京内の各坊にはそれ／＼名があつた様である。其の一を林坊と云つた事が偶然續日本紀に見えて居て、以て他を類推するに足る。

坊名

宮城門

宮城には、恐らく板蓋宮に於て既に見る所の十二の門を開いて居つたのであらう。而して其の一を海犬養門あまいぬかひといつたことが續日本紀に見えて居る。海犬養門は平安宮に於ける安嘉門の舊名である。思ふに、平安宮諸門の名は、すでに此の宮に於て定まつて居たものらしい。拾芥抄に、安嘉門は海犬養氏之を造るとある。當初此の氏人の寄附によつて造營されたものであらう。

宮城内の殿堂

宮城内には大極殿以下朝堂院、内裏の諸殿を始めとして、東樓・西樓等、數多の建築物の名が傳はつて居る。後の平城・平安諸京に存する諸殿は、ほゞ此の宮に於いて整つて居たものであらう。

三 藤原京の沿革

かくの如く立派に出來た宮殿及び都城も、當初姑息なる調和策として、飛鳥京城の一隅に作られたる、所謂新益京であつたが爲に、區域狹小、交通不便で、到底永く新時代思想を満足せしめ、發展的時勢に適應せしむることが出來なかつた。持統天皇四年十月新宮の地を觀、翌五年十月新益京を鎮祭し、六年五月には更に宮地を鎮祭し、八年十二月造營工ほゞ成りて天皇新宮に遷り給ふまで、前後約四箇年餘を費した。而もこれで造宮事業完成したのではなく、其の後七年目の文武天皇大寶元年には、引續き存在せる造宮官の位置を進めて、職に准ぜしめ、更に三年後の慶雲元年に至つて、始めて藤原宮地を定め、百姓の宅の宮中に入るもの一千五百五煙に、それ／＼布を賜はつた事などがあつた。然るに、其の後僅に二十六箇月にして、早くも遷都の議起り、間もなく天皇崩じて其の實現を見るには至らなかつたが、元明

藤原京經營

遷都の議

宮城焼亡

天皇御即位の翌和銅元年二月、衆議忍び難しとの詔によつて、忽ち平城遷都が仰せ出された。蓋し文武天皇御存生中に御選定になつて居つたものであらう。平城遷都の翌年藤原宮は焼亡した。從來飛鳥に於て勢力を占め、飛鳥京固定の主原因をなして居た諸大寺は、續々新京に遷された。臣僚庶民亦皇命のまゝに相率ゐて遷つた。萬葉集に此の時の歌がある。

平城遷都の状

天皇の御命かしくみ、にぎびにし、家を離りて、隠りくの、初瀬の川に、船浮けて、我が行く川の、川隈の八十隈落ちず、萬たび、顧みしつ、玉鉾の道行き暮らし、青丹よし、奈良の都の佐保川に、い行き到りて、我が寝たる衣の上ゆ、朝月夜さやかに見れば、栲の穂に夜の霜降り、磐床に川の氷こり、冴ゆる夜を息ふ事なく、通ひつ、造れる家に、千代までも居まさん君と、我も通はん。

青丹よし奈良の家には萬代に

我も通はん忘ると思ふな

萬たび舊都を顧みしつ、初瀬川より佐保川によりて、新京に遷れる人々の、郷思戀々の情見るべきである。而も茲に至つては、もはや飛鳥復都の説も起らず、推古天皇豊浦宮に即位し給ひてより、前後通じて約百二十年間固定の帝京も、永久に舊都となり了つた。假りに欽明天皇より數ふれば、こゝに百六十餘年である。

藤原宮役民作歌

八隅し、我が大君、高光る日の御子、荒たへの藤原が上に、食す國をめし給はんと、みあらかは高知らさんと、神ながら思ほすなへに、天地もよりてあれこそ、岩ばしの近江の國の、田上山の、眞木さく檜のつまでを、物のふの八十字治川に、玉藻なす浮べ流せれ、そを取ると騒ぐ御民も、家忘れ身もたな知らず、鳴じもの、水に浮き居て我が作る日の御門に、知らぬ國より、巨勢路より、我が國は常世にならん、圖負へるあやしき龜も、あたら世と泉の川に、持ちこせる眞木をつまでを、百足らす筏に作り、のぼすらん、いそはく見れば神ながらならし。

第七章 平城京

一 平城遷都の事情

持統・文武の兩帝が天津御門を定め給ひて、茲に天下を知ろし食された^{わらた}龜榜の藤原宮は、實は飛ぶ鳥の飛鳥の京の一部なること、前記すでに要領を悉くして置いた通り。そこで飛鳥京を去らんとするの思想は依然繼續し、文武天皇晩年に至りて再び遷都の計畫起り、天皇の崩後元明天皇即位の後、直ちに實現された。實に平城京の遷都である。されば、平城京は元明天皇の御代に遷都の事が行はれたとは雖も、其の計畫は既に、先帝の時に熟して居たものと言はねばならぬ。和銅元年二月の詔に曰く朕^{つし}祇みて上玄を奉じ、宇内に君臨す。菲薄の徳を以て、紫宮の尊に處れり。常に^{おもへら}以爲く、之を作す者は勞し、之に居る者は逸す。遷都の事、必しも未だ違あらず

遷都の計畫

遷都の詔

るなり。而も王公大臣^{みな}咸言ふ、往古以降近代に至り、日を探り星を瞻て、宮室の基を起し、世をトし土を相して、帝皇の邑を建つ。永鼎の基を定め、無窮の業を固うすること、に在らんと。衆議忍び難く、詞情深く切なり。然らば則ち京師は百官の府、四海の歸する所、たゞ朕一人のみ獨り逸豫せんや。苟くも物に利あらば其れ遠さかるべけんや。昔は段王五たび遷りて中興の號を受け、周后三たび定めて太平の稱を致す。以て其の久安の宅を遷すを安んぜん。方今平城^{みち}の地、四禽圖^とに叶ひ、三山鎮を作り、龜筮並びに従ふ。宜しく都邑を建つべし。其の營構を宜うし、資は須らく事條に随つて奏すべし。亦秋收を待つて後に路橋を造るべく、子來の義勞擾を致す勿れ。制度の宜、^{かなつ}合て後に加へず。

と。是より先、文武天皇の崩じたのが慶雲四年六月で、七月に元明天皇即位、而して翌年の二月に此の御發表があつたのであるから、無論是は先帝の時に熟して居つた既定の事項の遂行に外ならぬ。其の翌月、大納言藤原不比等は右大臣に進んだ。遷

平城遷都の既定事項の遂行

れども、是も後に其の嬪たるの名を除かる、事となつて居る。是れ以て藤原氏勢力の盛んであつた事を察すべき好材料であらう。此の勢力の盛んな不比等が、鎌足以來の政策をついで、難波や大津の如く遠くは離れず、同じ大和平野の中に於て、此の平城遷都の計畫をめぐらしたものと察せられる。

從來屢々飛鳥より離れて遷都の事が行はれ、或は其の計畫が有つても、いつもく失敗に終つて、都は久しく飛鳥に固定した事に關しては、言ふ迄も無く飛鳥に於ける諸舊家竝に漢族等の勢力が、強かつた爲ではあるが、又一つは飛鳥に於ける諸大寺の勢力の、然らしむる所であつたのは疑を容れない。大化の難波京に於て、佛事は屢々修行された。而して飛鳥の諸大寺は之に満足して居たであらうか。天智天皇は大津遷都後直ちに崇福寺を新京に建立された。而して飛鳥の諸大寺は之を默視して居つたであらうか。難波・大津が輿論の反對を受けた理由の一は、こゝに之を求めなければなるまい。茲に於て平城遷都の當事者の慧眼なる、忽ち此點に着目した。

飛鳥諸大寺の勢力

飛鳥の大寺

かくて平城には、續々舊京の寺院が移轉された。

飛鳥舊京の大寺としては、法興寺・元興寺・川原寺等を數へなければならぬ。又天武天皇は聖德太子の熊凝精舎くまごりてら以來、代々の帝皇の附托になつて居た大官大寺を此に移して、是をも大寺の中に數へ、更に皇后即ち後の持統天皇の御爲に、藥師寺を藤原京の地に營まれて居る。是等の寺院の勢力は無論盛んであつたに相違ない。帝都の移轉に反對すべきは言ふ迄も無いことと思はれる。そこで炯眼なる遷都の當事者は、都を平城に移すと共に、續々として是等の寺院を新京に移すの方針を取つた。是れ從來の遷都に類例の少いところである。

平城遷都と共に、先づ藤原氏の氏寺たる興福寺は、厩坂の地から春日山の麓に移轉した。厩坂は輕の地で、是亦自ら飛鳥帝都の勢力圏内である。もと山階寺やましなと云ひ、山城山科にあつたのを、一旦此飛鳥京附近の地に遷したものであつた。之を手初として、大官大寺即ち大安寺の移轉も企てられる。靈龜二年には元興寺を左京六條に移

寺院の移轉

し、養老二年には法興寺を又新京に移し、藥師寺亦此の年を以て移轉されたと傳へられて居る。其の外時代は明かにし難いが、蘇我氏の氏寺たる豊浦寺即ち建興寺も西南郊外の、今の生駒郡片桐村大字豊浦の地に移つたかと疑はれる。葛城氏の氏寺たる葛城寺、紀氏の氏寺たる紀寺は、京東の地に移された。史に逸した寺で新京に移されたものも、無論此の外に多かつた事と思ふ。かくて、天武天皇朝に、飛鳥京内二十四寺と云つて居つたものが、養老四年には平城四十八寺の数が見える程になつた。飛鳥舊京に残つた大寺としては、川原寺即ち弘福寺あるのみで、外にはさまざま有力の寺もない。又、大官大寺・元興寺・藥師寺等にしても、新京に移轉した外、別に舊京に本寺を止め、舊京の人々の心を和けるの用意までも行き届いて居る。のみならず、故意か偶然か、和銅三年に平城に遷都のあつた翌四年には、藤原宮と大官大寺とが焼亡して了つた。是に於て最早飛鳥舊都及、平城に反對して復都を希望するの運動も起らなくなつたこと、察せられる。

二 平城の地理

飛鳥の交通不便

既にも記したる如く、由來飛鳥の地は大和平野の東南隅に僻在して、交通頗る不便である。上古國家の發展未だ著からざる際には、此の地に於て國內を統治するにも、甚しき不便を感じ無つたであらうが、帝國の領域も廣くなり、外國との交通も開け、文明は進む、生活程度は高まる、都下に殷賑なる市街が生ずる、殊に地方の政治が統一されて、中央集權の實が益々擧がり、國司を派遣し、郡司を支配し、中央と地方との交通益々頻繁たるを要するやうになりては、此の僻遠なる地が中央政府の所在として、適當で無い事は最早問題では無い。大化の難波遷都、天智天皇の大津遷都を初として、其の外、屢々遷都の計畫の起つたのは、政治家が新京に思ふ存分の手腕を揮はうとするの野心は別として、此の交通不便の地を去らんとすることが、一つの重大なる理由であつたのは、疑を容れない。併しながら、太古以來帝都の地

なる大和平野を去つて、遠く他の地方に都を置いた失敗の歴史は、過去に於て屢々繰返されて居る。是に於て平城遷都の當事者は、同じ大和平野の中で、而も交通の便利なる此の奈良の地を選んだ。當時に於て實に選擇宜しきを得た事と云はなければならぬ。

平城は大和平野の北端にあつて、低い丘陵を北に負ひ、其の地天子南面の相に適して居る。のみならず、此の丘を越れば直ちに山城平野に出で、是より北して宇治橋を渡り、山科を經、逢阪を越へて、東山・北陸に通ずるには、最も適當な場所である。西南大和川の流に沿うて難波に出づるにも、亦便利な場所である。和銅遷都の後間もなく東の方都^{つひ}郡の山中を過ぎて、東海道に通ずるの道も開けた。是に於て交通上從來飛鳥に於ける如き不便は、最早見る事が無くなつたと思はれる。

平城の名は古く史上に現はれて居る。崇神天皇の御代に武埴安彦反し、官軍之を追うて山城に入つた。此の時軍士山を踏^{ふみ}平^{なら}したによつて「平坂」の名が起つたと見えて

平城の地
相と交通
の便

平城の由
緒

古の平坂
と今の奈良
坂

般若寺越
と歌姫越

大和平野
縦貫の大
道

居る。是れ一の地名傳説として、其事實はよしや信すべからざるまでも、此の平坦なる坂路が古く知られて、交通上重要な地であつた事は疑を容れない。平城の名も平の都城の義である。但古への所謂平坂は今の奈良坂村の坂ではない。是とは場所を異にして西にある。今の奈良坂は古へ般若寺越と稱した坂で、古への平坂は今の歌姫越である。今の奈良市は古へ平城の都の東に起つた町で、此の町が奈良の名を專有するに至つて、是より北の方山城に通ずる般若寺越に奈良坂の名が移つた。併し是は比較的後世の事で、源平合戦の頃に於ては尙、古い名稱が行はれて居つた。平家物語治承四年奈良炎上の事の條に、「奈良坂・般若寺二箇所^{二箇所}の道を堀り切りて云々」と見えて居る。今の歌姫越なる奈良坂は、かくの如く古くより世に知られたる通路で、之より正南に向つて、大道大和平野を縦斷して居る。此の道は、前記藤原京の東京極に應用されたと考へらる、中道の西^{なかみち}にあつて、之を下道^{しもみち}と云つた。難波より飛鳥に通ずる大道を開いたと同じ推古天皇の御代に於て、聖德太子に依つて

中街道

造られたと傳へらる、大道の一である。下道の東に中道、更に中道の東に上道かみつみちがある。此の上・中・下の三道は相竝んで大和平野を縦斷するものであるが、中にも最西の下道は、今日俗に中街道と稱せられて居る如く、殆ど大和平野を東西の二つに分するの勢にある。そこで、此の平野の北端に於て、後方に山を負ひ、天子南面の地相を下して經營せられたる平城の都は、正に此の奈良坂の南に設けられ、更に此の古くより存する下道、即ち大和平野兩分の勢ある大道を、都城の中央線たる朱雀大路に應用し、其の東西に亘つて左右兩京を區劃した。其の地高燥にして、水南に流れ、若し大和平野中に於て都の地を選ばんとならば、此處が最も適當なる場所と云はなければならぬ。天武天皇が嘗て遷都を計畫された新城しんじょうの地は、恐らく此の附近の郡山町大字新木であつたのであらうとの説も首肯される。

三 平城の都制

京内の條坊

平城の坊は一里四方

平城京の都制は大要大化の難波京、及び大寶の藤原京と同じものであつて、たゞ時勢の發展に鑑み、之を擴張したものであつた。京城は朱雀大路によつて、左右兩京に分かたれる、こと既記の通り。更に其の各京は、東西に通ずる大道に依つて九條宛に分かたれ、其各條は又之を南北に通ずる大道に依つて四坊宛に分かたれて居る、其の坊の大きさは、該都城經營の和銅當時の尺度の制に依つて、百八十丈即ち一里四方の大きさを單位として、定められたものであつた。是は後に平城京廢して田圃となり、而も當時の條坊の蹟を其ま、田籍に保存して居るのに基づき、西大寺等に傳ふる古圖・古文書の研究によつて、明かに知る事が出来るのである。平城京設計當時の尺度、即ち大寶令規定のものでは、地を測るに三百歩を一里とすとある。當時の一步は即ち大尺の五尺で、和銅六年尺度の制を改め、從來の小尺を以て大尺とした結果、大寶令の大尺一尺は、和銅六年以後の大尺の一尺二寸となり、隨つて大寶の大尺五尺の一步は、和銅六年以後の六尺に當り、其三百歩即ち當時の一里は、和銅六年以後の

平城の四至

百八十丈に當るのである。和銅六年以後では、三百六十步即ち二百十六丈を一里とした爲、此の百八十丈といふ長さは、完數として無意味であるが、和銅初年の尺度では、それが正に一里といふ最も都合よき完數であつたのである。然らば則ち平城京の設計は、先づ朱雀大路を中心として、當時の尺度の制により其の左右に、各四里宛の距離を以て東西兩京極の位置を定め、南北は九條、各條亦一里宛の長さとし、九里の間隔を以て南北兩京極を定め、茲に東西八里、南北九里の大都城は營まれたものであつた。尤も當初より存在したる下道を朱雀大路に應用して、此の大路のみは特別に他の大路よりも廣かつた筈であるが故に、精密には東西の延長八里よりも稍廣かつたことは認めねばならぬ。

此の平城京の條坊は後に平安京を營む際の基準となつたものであつて、都城の制度を研究する上に最も必要なものなるが故に、頗る煩はしくはあるが、是は稍精しく後に説明することとする。

四 平城京の沿革

兎も角も平城遷都當事者の施設と努力とは、再び從來の失敗を繰返すこと無しに、見事に之を成就することが出来たのであつた。あまに青丹よし奈良の都は咲く花の、匂ふが如く今盛りなり」として、當時の歌人をして謳歌せしむるまでに殷賑の都となつた。随つて其當事者の主腦と認められる藤原氏の勢力は、それ以來益々此京に於て加はつて來た。不比等の又の女で、後妻たる橘三千代の腹に生れたあすかいらつめ安宿娘は、姉の宮子夫人の縁から云へば、甥に當らせられる聖武天皇の夫人として選まれた。固より大寶令の規定に依つて、夫人たるに甘んじなければならぬ次第であつたが、藤原氏の勢力は遂に此の夫人をして、前例を破つて皇后と冊立せしむるに至つた。是即ち有名な光明皇后である。是に就いては、當時の政治上種々の事情のあつたことではあるが、ともかく藤原氏の勢力は之を成し遂げた。大寶令の制には、妃は内親王たるの

藤原氏の勢力隆盛

光明皇后

規定あるのみで、皇后たるべき方の御身分に就いては、何等の制限が見えて居らぬ。是れ即ち權勢家の普通に乗すべき間隙であつた。源氏ならざるが故に征夷大將軍たることを拒絶せられた豊臣秀吉が、更に一躍して太政大臣關白に任ぜられたと同じ意味である。聖武天皇も此事に就いては、頗る宸襟を悩まされた事と拜察する。藤原氏の勢力を以てしても、心中甚だ疚ましかつたに相違ない。そこで天皇は、是が爲に特に諄々しく辯明の詔を下された。其中に、臣下の女を以て皇后となす事は今の御代に始つた事では無い、古く仁徳天皇は、葛城襲津彦の女磐之媛を皇后として、相共に食國の政を治しめされたといふ先例があると云て居られる。併し、葛城襲津彦は武内宿禰の子で、もと孝元天皇より出で、代を重ねる四代に及んで居るとは雖も、亦以て、皇族の一人とも見る可き方であるから、藤原氏の女たる光明皇后を册立するの先例としては、不適當なものであらねばならぬ。而も此の不適當なる例を引いてまでも、強ひて皇后と册立したといふ事は、當時藤原氏の勢力が、如何に盛んであ

つたかを語つて居るものである。又不比等の長子武智麿は右大臣、房前・宇合・麿の三人は參議に上り、四人の男子相率ゐて公卿に列してゐる。當時の内閣は殆ど藤原氏一族の占有する處となつたと云つてもよい位。若し此の勢が故障なく繼續したならば、藤原氏擅權時代は良房と道長とを待たずして、夙に奈良朝に於て實現すべかりしものと思はれた。然るに、偶然にも天平九年に疱瘡が流行して、此藤原氏四人の公卿は、悉く同じ年の中に仆されて了つた。是に於て藤原氏なるもの、勢ひ一頓挫をなさざるを得ない。藤原氏の此の頓挫の際に、之に代つて權勢を得たものは橘諸兄である。諸兄はもと葛城王と稱し、父は美努王、母は橘三千代である。随つて彼は光明皇后とは母を同くし、皇后の推薦に依り、藤原氏に代つて内閣の上に立つには適當な身分であつた。而も藤原氏の或るものは、之を快しとしなかつたものと見えて、天平十二年に太宰少貳藤原廣嗣の謀叛が起つた。諸兄之を機會として、天皇にすゝめ奉り、恭仁京遷都を實行した。事は別に恭仁京の條下に詳説するとして、

ともかく平城の都は、之が爲に一時舊都となつて了つた。當時の歌人の詠、往々萬葉集に見えて居る。

平城京の
荒廢

寧樂京の荒墟を傷み惜みて作れる歌三首

くれなるに、深く染みにし心かも、

奈良の都に年の經ぬべき、

世の中を常なきものと今ぞ知る、

奈良の都のうつらふ見れば、

いは綱のまた若がへり青丹よし、

奈良の都を又も見んかも、

寧樂の故郷を悲しみて作れる歌一首並に短歌

八隅し、我が大君の、高敷かす日本の國は、皇祖の神の御代より、敷きませる國にしあれば、生れまさん御子のつぎ、天の下知ろしまさんと、八百萬千年を

かけて、定めけん平城京は、炎の春にしなれば、春日山御笠の野べに、櫻花木の
晚がくり、貌鳥は間なく屢鳴き、露霜の秋去り來れば、生駒山飛ぶ火が岡に、萩
の枝をしがみ散らし、狹男鹿は妻よびどよめ、山見れば山も見がほし、里見れば
里も住みよし、物のふの八十伴緒の、打ちはへて里なみ敷けば、天地のより合ひ
の極み、萬代に榮え行かんと、思ひにし大宮すらを、恃めりし奈良の都を、新世
の事にしあれば、大君の引きのまにく、春花のうつろひかはり、村鳥の朝立ち
行けば、刺す竹の大宮人の、踏み平らし通ひし道は、馬も行かず人も行かねば荒
にけるかも。

立ちかはり、古き都となりぬれば

道の芝草長く生ひにけり

なづきにし奈良の都の荒れ行けば

出で立つ毎に嘆きし勝さる

難波遷都

平城復都

保良宮造營

北京と南

併しながら、橘諸兄の勢力は、長く此の恭仁の新京を維持する事が出来なかつた。天平十六年に都が一時恭仁から難波に移つた事は、前記難波京の條にある通りで、而かも是れ亦假りの遷都たるに過ぎず、聖武天皇更に近江の信樂京に遷り、引續き平城に還幸あつて、奈良は再び帝都となつた。是より後淳仁天皇天平寶字年間に、宮殿改造の爲に、天皇は孝謙太上天皇と一時近江の保良宮ほらのみやに御移りになり、こゝを北京と定められた事もあつた。而も是れは其の實臨時の行在所とも言ふべき程のもので、間もなく再び都は平城に復つた。此の保良宮の營まれた際には、之を北京として、南方なる平城京に對せしめ、所謂「都城宮室一處にあらず必ず、兩參と造らん」といふ、天武天皇の詔を實現せらるゝの有様であつたが、道鏡の事件に依つて孝謙上皇と淳仁天皇の間に御不和が起り、急に平城に歸られたのであつた。之が爲に保良宮は、それ限りで荒廢して了つたものと察せられる。其位置は、今の近江石山寺の西南で、後に保良ノ庄と稱し、今小字保良ノ前と呼ぶ處に礎石が残つて居る。是れ或は宮殿

光仁天皇の弊政改革

造宮省の廢止

長岡遷都

の遺址であるか、或は此の地に取り立てられたる寺院などの礎か。いづれにしても此地方が、當年の保良宮の所在なることは明である。是より後、光仁天皇の御代に至る迄、平城の都に就いては何等の問題も起らなかつた。光仁天皇の御一代は前代弊政の後を承けて、専ら紊亂したる行政財政上の整理に力を用ひられ、桓武天皇亦引續き此の都に即位されて、先帝の御方針をつぎ、更に行政上に整理を加へ、財政の緊縮を行はれた。是まで造宮の事は、造宮省があつて之を管し、之を八省相當の地位に置いて、宮城の造營・修繕等のことを掌らしめて居つた。然るに延暦元年には、他の幾つもの官署と共に、此の役所をも廢して了つた。理由は「今は宮室居るに堪へたり」といふ事であつた。當時の方針では、明かに現在の平城の都で満足して居た次第である。然るに、其の後僅かに一年を経て、延暦三年に至り、忽ち長岡遷都の事が發表されて、平城京は急激に廢せらるゝの運命に遭遇した。此の事に就いては、裏面に頗る問題が伏在して居る事で、是は後に改めて

論ずる事とする。

扱、長岡遷都の事發表せられ、着々工事は行はれたが、故あつて遂に成功するに至らず、延暦十三年に更に都は平安京に移つた。而も其間平城京は、南都として引續き保存されて居つた。南都とは北方に在る平安京に對するの稱呼で、猶京都に對して今日東京といふ名が有るやうなものである。然るに其南都も、大同五年平城上皇復祚の御計畫の爲に、遂に全く廢さるゝの運命に陥つた。平城上皇は尙侍藥子、藥子の兄仲成の勸に依つて、都を平城に復さん^かことを思ひ立たれた。初は嵯峨天皇も上皇の御意志に従つて、平城復都の方針を立て、坂上田村麿・藤原冬嗣等を造宮官に任じ、種々の設備をも行はれ、新たに宮殿の造營に着手された程であつた。現今唐招提寺の講堂とし存する建築物は、平城宮の朝集殿を賜はりて移したものだと思はれる。然るに仲成の陰謀が暴露するに及んで、此の事業は忽ち中止され、平城上皇は是より奈良に止まられた儘で、再び京都

平城上皇
復都の計畫

平城宮の
終結

に遷幸の事なく、遂に此の地でお崩れになつた。其の後宮殿は、或は不退寺、或は超昇寺に施入されて、奈良宮は茲に全く其終を告げる事となつた。是より後京城の地は全く田園となつて、今日に及んで居る。唯々舊來の有力なる寺院のみは、其間に保存されて、中にも最も勢力ある東大寺・興福寺・元興寺等の附近には、自から繁華が保存され、遂にもとの平城京の東郭外に、今日見る如き奈良の市街は成立するに至つた。

楊梅宮

平城京には、其の北郭外に楊梅宮といふ別宮があつた。惠美押勝其の南に邸宅を構へ、兵備を嚴にし、樓を設けて高く内裏を見下し、漸く不臣の譏があつたとある。押勝邸は此の楊梅宮と内裏との間にあつたものと見える。光仁天皇寶龜三年僧一百口を請して齋を楊梅宮に設くとあつて、此の後にも此の宮の事は物に見えて居る。後に平城宮廢し、平城天皇の皇子たる廢太子高丘親王に賜ひて超昇寺となつたものは、恐らく此の宮の事であらう。

第八章 平城京の條坊

一 平城京條坊設計の基準と其の廣袤

平城の都は長岡遷都以後、次第に荒廢に歸して、其後七十餘年を経たる貞觀六年の頃には、既に悉く田圃となつたとある。併しながら、其の町割は今に至つて尙田圃の間に保存され、當時の道路の跡はほゞ之を實地に尋ねる事が出来る。のみならず、京城内の條坊による田地の坪割と、京城外の條里に依つて設けられた田地の坪割とは、其の面積なり、割方なりに於て著しい相違が有るが爲に、審かに田籍を調査したならば、之に依つて明かに都城條坊の原形を知る事が出来る筈である。

前既に記した如く、平城京は左右兩京に分かれ、各京九條、各條四坊、其の各坊は當時の制度に依つて、一里四方、即ち百八十八丈四方を以て單位として區劃され、其の

平城京町割の遺影

京内の坪割

京外の坪割

坊と坊との間には大路を通じて居る。而して其の各坊は、更に縦横に通ずる各三條の小路に依つて、之を十六の坪に區劃される。京外の土地は、六町即ち二百十六丈宛の幅を以て之を條に分ち、其の各條を更に六町即ち二百十六丈宛の幅を以て里に分ち、各里を更に一町四方宛三千六百歩、即ち一町の面積を以て三十六の坪に分つのである。されば、京内の各坪の面積は、之を京外の條里に依つて區劃されたる田地の各坪の面積に比するに、稍廣く、約一町二反百二十四歩に當り、其の各坪の一邊は四十丈宛になつて居る。是は西大寺其他に傳はつて居る古文書、其の他の田圖に依つて明かに知る事が出来る。百八十丈の幅を有する坊の中に四十丈の坪の廣さ四個を除けば、餘す所二十丈。是れ即ち大路一條と、小路三條との占むる道幅である。大小道路の幅に就いては、明かに之を書いた記録は見ないけれども、西大寺所傳の地圖及び古文書に依るに、大路の幅は小路の幅の二倍に當り、各坪の幅は大路の幅の五倍、小路の幅の十倍に當つて居る。然らば大路は八丈、小路は四丈であるこ

大小道路の幅

平城京の
廣袤

朱雀大路

宮城址

平城京西
偏の理由

とが明かで、之を通計して各坊百八十丈となる道理である。斯くて東西八里南北九里の平城京は、之を京外條里の一町二百十六丈の法によつて數へると、東西約四十町南北約四十五町となる。北は大鍋・小鍋の兩大古墳、及び水上池の南の堤に達し、南は郡山町の北端に及び、西は一部分山地に涉り、東は大安寺村の東に及んで居る。其の朱雀大路は即ち在來の下道しもづみちにして、今の平城天皇陵の西を過ぎて山城より來れる歌姫越より、南方に通じ、宮城は其の北部、即ち今の平城天皇陵より西南に位して居つた。當時の大極殿を初として、八省院の諸建築物の跡は、今尙其の土壇を田圃の間に保存し、歴々として當時の有様を徴する事が出来る。

平城京が西の方一部分山地に涉るの不便をも忍んで、此の如き位置に選定された事に就いては、其の原因を朱雀大路の位置の選定と、各坊を一里四方となす事の原則とに求めなければならぬ。其の地は東方に尙多くの餘裕を存して居る。若し京城の位置にして、東すること約五町ならんには、其の全部が都合よく平野内に設けられ

て、一部分山地に涉るの不便を避け得る事が出来たであらう。又縦しや下道しもづみちを朱雀大路に應用するとしても、京城の形を東西に縮め、南北に長くし、一層長方形のものたらしめたならば、同じく此の不便を避ける事が出来たのである。然るにも拘らず、東方に廣き餘地を存し乍ら、西方山地に涉るが如き不便をも敢てしたことは、大化以來の都城の制として、各條を四坊宛に分つる原則に束縛された事と、同時に各坊を一里といふ極めて都合よき尺度を以て定めたる爲でなければならぬ。

平城遷都以後飛鳥舊京の諸寺院は續々として移されたが、其中京内に設けられたるものは、藥師寺・大安寺・元興寺などで、興福寺の如きは初より京東の地に營まれた。葛城寺・紀寺の如きも亦此の方面に移された。京内に一たび移された元興寺も、後故あつて又京東に移り、其の後新たに營まれた東大寺の如きも、春日山麓の廣大なる地を占めて造られた。是自から京東に餘地の多かつた爲と察せられる。其の後京内に營まれたものに法華寺・唐招提寺・西大寺・西隆寺・喜光寺の如きものが多々あ

寺院の移
轉建立と
京東の條
坊

